

# 島根の健康福祉 2009

—平成21年度—

健康福祉部の施策概要

島根県健康福祉部

# 島根の健康福祉 2009

## 目 次

1. 島根総合発展計画 政策・施策体系（健康福祉部関係）	1
2. 主な事務事業の概要	5
3. 各種一覧表等	55
審議会等一覧	55
各種相談事業一覧	57
地方機関一覧	59
県出資外郭団体一覧	62
各種計画一覧	64
保健・福祉関係施設制度一覧	68
介護保険施設の比較	73
介護保険居宅サービス等一覧	74
社会福祉制度の概要	75
基金・ファンド一覧	76
人材育成等一覧（各種事業）	79
人材育成等一覧（研修）	80
人材育成等一覧（修学資金）	85
各種手当一覧	87
各種医療助成制度一覧	89
貸付事業一覧	97
4. 組織図	99
5. 平成21年度当初予算	103
6. 各種統計	104

島根総合発展計画 政策・施策体系 健康福祉部関係

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね

政策Ⅱ-1 安全対策の推進

施策名	平成21年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-1-1危機管理体制の充実・強化	感染症の医療体制整備事業	394,801	薬事衛生課	6
Ⅱ-1-2消防防災対策の推進	被災者への支援事業	638	地域福祉課	
	風水害震災時の医療体制整備	530	医療対策課	
Ⅱ-1-3原子力安全・防災対策の充実	原子力災害時の医療体制整備	10,500	医療対策課	
Ⅱ-1-8食の安全の確保	食品衛生対策推進事業	51,741	薬事衛生課	
	カネミ油症被害者検診・支援事業	413	薬事衛生課	

政策Ⅱ-2 健康づくりと福祉の充実

施策名	平成21年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-2-1健康づくりの推進	保健福祉情報の収集・提供事業	7,471	健康福祉総務課	
	総合福祉センター維持管理運営事業	173,444	健康福祉総務課	
	健康長寿しまね推進事業	9,178	健康推進課	7
	生活習慣病予防対策事業	136,436	健康推進課	8
	食育推進基盤整備事業	9,022	健康推進課	9
	80歳20本の歯推進事業	6,358	健康推進課	10
	地域保健関係職員研修事業	2,848	健康推進課	
	特定疾患治療研究事業(特定疾患+小慢)	930,097	健康推進課	
	難病相談・支援事業	44,147	健康推進課	11
	原爆被爆者対策事業	823,136	健康推進課	
	肝炎医療費助成事業	193,804	健康推進課	12
	医療費適正化対策費	876	健康推進課	
	保険医療機関等指導事業	4,802	健康推進課	
	国民健康保険支援事業	4,686,039	健康推進課	13
	後期高齢者医療支援事業	9,498,797	健康推進課	14
	精神保健推進事業	21,711	障害者福祉課	15
	感染症予防対策推進事業	32,123	薬事衛生課	
	エイズ予防対策推進事業	8,696	薬事衛生課	
	結核対策推進事業	37,359	薬事衛生課	
	公害被害健康対策推進事業	4,484	薬事衛生課	
地域リハビリテーション体制整備事業	4,105	高齢者福祉課	16	
Ⅱ-2-2地域福祉の推進	地域福祉計画策定支援事業	0	地域福祉課	
	地域福祉セーフティネット推進事業	18,329	地域福祉課	16
	民生委員活動推進事業	157,573	地域福祉課	
	福祉人材確保・育成事業	447,603	地域福祉課	17
	社会福祉施設整備事業	186,550	地域福祉課	
	社会福祉施設等の整備促進事業	539,863	地域福祉課	
	福祉サービス改善支援事業	12,053	地域福祉課	
	福祉サービス利用支援事業	95,396	地域福祉課	
	社会福祉法人指導事業	879	地域福祉課	17

Ⅱ-2-3高齢者福祉の推進	生涯現役づくり推進事業(県民意識啓発)	3,200	高齢者福祉課	18
	新たな共助の仕組みづくり推進事業	86,439	高齢者福祉課	18
	高齢者介護予防推進事業	296,406	高齢者福祉課	19
	介護保険制度運営支援事業	8,999,510	高齢者福祉課	
	介護保険制度施行支援事業	336,483	高齢者福祉課	
	介護保険低所得者利用負担対策事業	9,797	高齢者福祉課	24
	介護サービス向上研修事業	71,393	高齢者福祉課	
	介護サービス適正実施指導事業	8,381	高齢者福祉課	
	ケアマネジャー総合支援事業	28,861	高齢者福祉課	27
	軽費老人ホーム運営事業	569,176	高齢者福祉課	
	療養病床再編推進事業	47,000	高齢者福祉課	27
	Ⅱ-2-4障害者の自立支援	障害者地域生活支援事業	221,285	障害者福祉課
障害者自立支援医療等給付事業		1,720,728	障害者福祉課	29
障害児施設等給付費		1,575,036	障害者福祉課	
障害者自立支援給付事業		2,490,936	障害者福祉課	
障害者自立支援給付制度運営事業		8,400	障害者福祉課	
障害者利用施設運営事業		104,087	障害者福祉課	
障害者手当等給付事業		188,137	障害者福祉課	
障害者在宅サービス事業		147,309	障害者福祉課	30
障害者施設等運営事業		689,654	障害者福祉課	31
障害者施設等整備事業		368,016	障害者福祉課	32
障害者施策推進事業		3,690	障害者福祉課	
障害者相談事業		257,437	障害者福祉課	33
心と体の相談センター運営費		18,098	障害者福祉課	
Ⅱ-2-5生活衛生の充実		生活衛生団体等の育成事業	21,554	薬事衛生課
	生活衛生関係営業施設の監視指導等事業	302	薬事衛生課	
	医薬品等の完全確保事業	5,234	薬事衛生課	
	温泉源の保護と適正活用事業	417	薬事衛生課	
	水道施設・水道水質の維持管理事業	4,108	薬事衛生課	
	動物管理等対策事業	27,541	薬事衛生課	36
Ⅱ-2-6生活援護の確保	生活保護費の給付事業	279,964	地域福祉課	37
	自立支援事業	26,257	地域福祉課	
	行旅病人等への支援事業	455	地域福祉課	
	旧軍人及び未帰還者等援護事業	22,550	高齢者福祉課	

政策Ⅱ-3 医療の確保				
施策名	平成21年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-3-1 医療機能の確保	地域医療の連携推進	22,646	医療対策課	
	医療機関の機能充実	2,489,632	医療対策課	
	救急医療体制の整備	64,030	医療対策課	
	県西部地域の医療充実	2,099,392	医療対策課	
	離島の医療充実	125,901	医療対策課	
	がん診療体制の強化	97,548	医療対策課 健康推進課	37
	緩和ケアの推進	9,644	医療対策課	38
	保健医療計画の策定	1,916	医療対策課	
	医療法関係業務	9,354	医療対策課	
	へき地等の医療機関を支援する事業	64,403	医療対策課	
	移植医療の推進	21,120	医療対策課	
	精神医療提供事業	157,404	障害者福祉課	38
	医薬分業推進事業	0	薬事衛生課	
	血液対策事業	5,597	薬事衛生課	
Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	地域医療を支える医師確保養成対策事業	426,652	医療対策課 健康推進課	39
	県立高等看護学院運営事業	313,973	医療対策課	
	看護師等確保対策事業	97,969	医療対策課	40
	医療従事者確保事業	27,880	医療対策課	
	医療従事者活動支援事業	5,958	医療対策課	
	医療従事者の免許・資格事務	15	医療対策課	
	試験事務	957	医療対策課	
政策Ⅱ-4 子育て支援の充実				
施策名	平成21年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-4-1 子育て環境の充実	みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	35,688	青少年家庭課	42
	仕事と家庭の両立支援事業	1,703	青少年家庭課	42
	縁結び応援事業	4,548	青少年家庭課	43
	保育所等運営支援事業	2,346,654	青少年家庭課	
	乳幼児等の育児支援事業	497,944	青少年家庭課	43
	保育所等整備支援事業(安心こども基金事業)	191,794	青少年家庭課	45
	地域児童育成事業	315,232	青少年家庭課	46
	子育てに関する経済負担対応事業	1,421,335	青少年家庭課	47
Ⅱ-4-2 子育て福祉の充実	子どもと家庭相談体制整備事業	63,569	青少年家庭課	48
	子どもと家庭特定支援事業	74,395	青少年家庭課	
	施設入所児童支援事業	967,407	青少年家庭課	
	里親委託児童支援事業	61,591	青少年家庭課	48
	母子家庭等自立支援事業	12,182	青少年家庭課	
	母子家庭等経済支援事業	20,731	青少年家庭課	
Ⅱ-4-3 母子保健の推進	お産あんしんネットワーク事業	9,568	健康推進課	49
	親と子の医療費助成事業	651,792	健康推進課	50
	母と子の健康支援事業	3,624	健康推進課	
	女性の健康相談事業	3,446	健康推進課	52
	妊婦健康診査臨時特例交付金事業	186,115	健康推進課	49

政策Ⅱ-5 生活基盤の維持・確保				
施策名	平成21年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-5-5 居住環境づくり	ひとにやさしいまちづくり推進事業	2,873	障害者福祉課	
	簡易水道等施設整備推進交付金事業(しまね市町村総合交付金)	91,152	薬事衛生課	52
基本目標Ⅲ 心豊かなしまね				
政策Ⅲ-1 教育の充実				
施策名	平成21年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進	青少年を健やかに育む意識向上事業	3,105	青少年家庭課	
	青少年を取り巻く地域環境浄化事業	0	青少年家庭課	
政策Ⅲ-3 人権の尊重と相互理解の推進				
施策名	平成21年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅲ-3-1 人権施策の推進	ハンセン病療養所入所者等支援事業	1,907	健康推進課	53
Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進	女性相談事業	38,593	青少年家庭課	53
	DV被害者等保護事業	36,734	青少年家庭課	

## 主 な 事 務 事 業 一 覧

名 称	課 名	掲 載 項
感染症の医療体制整備事業	(薬事衛生課)	6
健康長寿しまね推進事業	(健康推進課)	7
生活習慣病予防対策事業	(健康推進課)	8
食育推進基盤整備事業	(健康推進課)	9
80歳20本の歯推進事業	(健康推進課)	10
難病相談・支援事業	(健康推進課)	11
肝炎医療費助成事業	(健康推進課)	12
国民健康保険支援事業	(健康推進課)	13
後期高齢者医療支援事業	(健康推進課)	14
精神保健推進事業	(障害者福祉課)	15
地域リハビリテーション体制整備事業	(高齢者福祉課)	16
地域福祉セーフティネット推進事業	(地域福祉課)	16
福祉人材確保・育成事業	(地域福祉課)	17
社会福祉法人指導事業	(地域福祉課)	17
生涯現役づくり推進事業(県民意識啓発)	(高齢者福祉課)	18
新たな共助の仕組みづくり推進事業	(高齢者福祉課)	18
高齢者介護予防推進事業	(高齢者福祉課)	19
介護人材緊急確保事業	(高齢者福祉課)	20
介護人材確保・定着推進事業	(高齢者福祉課)	21
介護給付費負担金事業	(高齢者福祉課)	22
島根県介護保険財政安定化基金事業	(高齢者福祉課)	23
苦情処理体制整備事業	(高齢者福祉課)	23
介護保険低所得者利用負担対策事業	(高齢者福祉課)	24
介護保険リハビリテーションサービス推進事業	(高齢者福祉課)	25
島根県介護研修センター事業	(高齢者福祉課)	25
介護サービス情報の公表制度	(高齢者福祉課)	26
ケアマネジャー総合支援事業	(高齢者福祉課)	27
療養病床再編推進事業	(高齢者福祉課)	27
障害者地域生活支援事業	(障害者福祉課)	28
障害者自立支援医療等給付事業	(障害者福祉課)	29
障害者在宅サービス事業	(障害者福祉課)	30
障害者施設等運営事業	(障害者福祉課)	31
障害者施設等整備事業	(障害者福祉課)	32
障害者相談事業	(障害者福祉課)	33
動物管理等対策事業	(薬事衛生課)	36
生活保護費の給付事業	(地域福祉課)	37
がん診療体制の強化	(医療対策課)	37
緩和ケアの推進	(医療対策課)	38
精神医療提供事業	(障害者福祉課)	38
地域医療を支える医師確保養成対策事業	(医療対策課)	39
看護師等確保対策事業	(医療対策課)	40
医療機能の確保	(医療対策課)	41
みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	(青少年家庭課)	42
仕事と家庭の両立支援事業	(青少年家庭課)	42
縁結び応援事業	(青少年家庭課)	43
乳幼児等の育児支援事業	(青少年家庭課)	43
保育所等整備支援事業(安心こども基金事業)	(青少年家庭課)	45
地域児童育成事業	(青少年家庭課)	46
子育てに関する経済負担対応事業	(青少年家庭課)	47
子どもと家庭相談体制整備事業	(青少年家庭課)	48
里親委託児童支援事業	(青少年家庭課)	48
お産あんしんネットワーク事業	(健康推進課)	49
妊婦健康診査臨時特例交付金事業	(健康推進課)	49
親と子の医療費助成事業	(健康推進課)	50
女性の健康相談事業	(健康推進課)	52
簡易水道等施設整備推進交付金事業	(薬事衛生課)	52
ハンセン病療養所入所者等支援事業	(健康推進課)	53
女性相談事業	(青少年家庭課)	53

# 感染症の医療体制整備事業

## 1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

## 2 事業の概要

### (1) 感染症指定医療機関の整備

① 一類及び二類感染症患者等に対して良質かつ適切な医療を提供するために感染症指定医療機関（第一種、第二種）を整備する。

・感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関 1箇所（平成19年度～平成21年度に整備）

第二種感染症指定医療機関 二次医療圏に各1箇所（整備済み）

② 一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。

・第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり150万円）

### (2) 患者等の移送体制の整備

感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。

### (3) 患者等の人権擁護

感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：各15名）を設置する。

### (4) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。

・抗インフルエンザウイルス薬備蓄

・発熱外来設備整備

・入院医療機関設備整備

・普及啓発

## 3 平成21年度予算額

394,801千円

(担当課 薬事衛生課)



# 健康長寿しまね推進事業

## 1 趣 旨

すべての県民が、生涯にわたって健康で明るく生きがいを持ち、可能な限り健康である期間を維持しつつ、質の高い生活を送ることが必要である。そのための健康的な生活習慣の確立に向けた健康づくり、生きがい活動、要介護状態の予防対策を総合的に県民運動として推進することにより、健康長寿日本一を目指す。

全県共通テーマとして「たばこ」、「食生活」、「運動」、「検診(健診)受診」に取り組む。

## 2 事業の概要

### (1) 健康長寿しまね推進会議の開催

健康長寿しまね推進会議を開催し、健康づくりや生きがい活動、寝たきり予防等の活動について検討し、県民運動の推進母体としての活動を展開する。

全県2回、各圏域2回

### (2) 健康づくり表彰事業

健康づくり「標語」、健康づくり「グループ」の表彰

健康づくりを実践していくための県民運動の気運を盛り上げる。

標 語：県民から健康づくりや生きがい活動、寝たきり予防にかかる標語を表彰

グループ：地域や職場等において健康づくり活動を行っているグループを表彰

募集7月～9月、表彰11月

### (3) 健康長寿しまね啓発広報事業

いきいきしまね(健康長寿しまね広報誌)や健康長寿しまねマスコットキャラクター「まめなくん」、ホームページ、新聞等各種媒体を活用して健康づくりの啓発広報を行う。

### (4) 圏域健康長寿しまね推進事業

圏域健康長寿しまね推進会議の開催及び、たばこ、食等の各部会の活動等を行うことにより圏域における健康長寿日本一を目指した取り組みを行う。

## 3 平成21年度予算額

9, 178千円

(担当課 健康推進課)

# 生活習慣病予防対策事業

## 1 趣 旨

健康長寿日本一を目指し、健康的な生活習慣の確立を図ると共に、がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防するための協議検討や普及啓発等を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 地域・職域連携健康づくり推進協議会の開催

健康課題の多い働き盛り世代の健康づくりを推進するため、市町村、事業主、産業保健センター、労働基準監督署、商工会等の地域保健と職域保健の関係者が集い、情報交換や連携協働活動等の協議、検討を実施。

### (2) 脳卒中对策検討会および脳卒中情報収集活動事業

寝たきりの原因となっている脳卒中を予防するため、脳卒中発症者の同意や医療機関の協力を得て発症情報等を収集分析し、発症・再発予防の検討を実施。

### (3) 糖尿病対策事業

糖尿病は脳卒中や急性心筋梗塞等の危険因子となり、また、腎症や網膜症等の合併症をもたらす全身疾患でもあることから、増加している糖尿病有病者や予備群を減少させるための取り組みや地域における糖尿病対策の評価及び検討を実施。

### (4) たばこ対策推進事業

島根県たばこ対策指針に基づき、「防煙」、「禁煙サポート」、「分煙受動喫煙防止」、「普及啓発」の取り組みを推進。

特に平成20年度からは「分煙」に重点をおき、取り組みを推進。

### (5) 運動普及事業

働き盛り世代を中心とした運動の推進を図るため、運動チャレンジ事業（ぶよぶよおなかひっこめ大作戦）等、啓発活動等の実施。

### (6) がん予防対策事業

島根県がん対策推進計画に基づいて、がん予防対策の推進を図る。特に働き盛りの命を守るがん対策事業として、がん検診受診者を増やすための取り組みを進める。

### (7) 特定健康診査・特定保健指導負担金

市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への補助 県1 / 3

医療保険者が行う特定健診・特定保健指導が円滑で効果的な実施となるよう、相談支援及び従事者研修会を実施。

### (8) 健康増進事業補助金

健康増進法に基づいて市町村が行う健康増進事業に対する補助 県1 / 3

## 3 平成21年度予算

136,436千円

(担当課 健康推進課)

# 食育推進基盤整備事業

## 1 趣 旨

島根県食育推進計画に基づき、島根県食育・食の安全推進協議会が県民運動の推進母体となって地域における総合的な食育の推進を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 外食栄養成分表示促進事業

外食栄養成分表示店舗の拡大を目指し、関係団体との連絡会及び担当者会議を開催する。

### (2) 食育サポーター等育成事業

食育を県民運動として展開するため、地域に潜在する人材・団体を発掘・養成する。

### (3) 食育推進専門研修

地域における食生活改善のための取り組みを促進するため、食育の推進に関する専門的知識を有する者を対象に研修会を開催し、資質向上を図る。

### (4) 特定給食施設指導

特定給食施設に対して、栄養管理の実施について指導・助言を行う。

### (5) 食育推進体制構築事業

関係団体と連携体制を構築し、食育を県民運動として構築するため、県食育・食の安全推進協議会、圏域ネットワーク会議を開催する。

### (6) 食育活動活性化事業

食育を県民運動として展開するため、食育を推進する団体等を対象とした活動活性化支援のための助成を行う。

### (7) 食育推進啓発事業

食育を県民運動として展開していくため、県民への普及啓発を大々的に行い、全県における食育推進の気運醸成及び食育実践の契機とする。

## 3 平成21年度予算

9,022千円

(担当課 健康推進課)

# 80歳20本の歯推進事業

## 1 趣 旨

80歳で20本以上自分の歯を残す8020(ハチマルニイマル)を早期に実現することを目的としており、平成19年度に策定した「8020推進10か年戦略構想～後期5か年計画～」に基づき、取り組みを推進する。

## 2 事業概要

- (1) 歯科保健推進協議会、圏域歯科保健連絡調整会議の開催  
8020推進10か年戦略構想～後期5か年計画～の進行管理等として開催する。
- (2) 壮年期歯科保健推進事業  
県と歯科医師会等の関係機関が連携して歯周疾患予防対策を中心とした事業を展開する。
  - ・各圏域歯周疾患対策研修会の開催
  - ・事業所における歯科保健活動のあり方検討事業の実施
  - ・歯科保健従事者研修会の開催
- (3) 口腔機能の維持向上  
8020の達成に向けて、歯周疾患の早期発見や口腔機能向上のための研修会や、体制整備のための検討会を開催する。
  - ・歯周疾患予防管理研修会の開催
  - ・口腔機能維持管理検討会の開催
- (4) 親と子のよい歯のコンクール  
前年度の3歳児健診を受診した幼児とその保護者の中から口腔内状態が良好な者を表彰し、全国大会へ推薦する。

## 3 平成21年度予算

6,358千円

(担当課 健康推進課)

# 難病相談・支援事業

## 1 趣 旨

難病患者のＱＯＬの維持・向上支援対策として、訪問・相談活動等個別支援の充実強化を図るとともに、患者・家族教室、ボランティア養成、啓発事業等の難病相談・支援センター事業を保健所と平成16年度に設置した「しまね難病相談支援センター」において実施している。

また、地域における重症難病患者の相談体制及び病状急変時の受入病院の確保を図るため、難病拠点・協力病院の指定を行うとともに、しまね難病相談支援センターに難病医療専門員を配置し、地域における難病患者支援ネットワーク体制の整備・充実を図っている。

平成21年度には、重症難病患者の一時入院を受け入れた病院に受入経費の一部を補助する制度を創設し、病院における一時入院の推進を図ることとしている。

## 2 事業の概要

事業名	事業内容
①難病相談・支援センター事業 ○患者・家族教室開催事業 ○難病医療研修事業 ○ピアサポート員・ボランティア員事業 ○講師派遣事業 ○広報等啓発事業	難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進する。
②重症難病患者入院施設確保事業 ○難病医療専門員配置 ○難病医療連絡協議会運営 ○難病医療従事者研修開催	重症難病患者に対し、病状急変時等に、適宜・適切な医療の提供ができるよう、地域の医療機関による難病医療ネットワークの整備を図る。
③難病患者地域支援対策推進事業 ○難病患者訪問相談事業 ○難病患者訪問指導（診療）事業 ○在宅療養支援計画策定・評価事業 ○専門相談事業	患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心にして、地域の関係機関との連携の下に事業を実施する。
④保健師専門研修事業	保健所における相談窓口での対応、訪問活動や患者・家族教室等における療養支援に必要な知識・技術の習得を図るため、専門研修を実施する。
⑤難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
⑥難病患者等居宅生活支援事業 ○ホームヘルプサービス事業 ○短期入所事業 ○日常生活用具給付等事業	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。  [実施主体（市町村）に対する補助]
⑦在宅重症難病患者一時入院支援事業 ○初度設備整備補助金 ○一時入院支援事業補助金	在宅において、医療依存度の極めて高い重症難病患者の介護を行う者の休養等のため、重症難病患者が医療機関に一時入院できるよう支援する。

## 3 平成21年度予算額

44,147千円

(担当課 健康推進課)

# 肝炎医療費助成事業

## 1 趣 旨

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。

しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費が高額である。そこで、早期治療の推進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 対象医療

①B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているもの

②インターフェロン治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等

※ インターフェロン治療と無関係な治療は助成の対象外

### (2) 助成期間

原則として同一患者につき1か年を限度とするが、6ヶ月まで延長できる場合がある。

### (3) 実施方法

患者の1か月の自己負担額（3割及び高額療養費支給後等）が、次表の階層区分による自己負担限度額を超えた額を県から保険医療機関等へ交付

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)
上位所得層	235,000円以上	50,000円
中位所得層	65,000円以上235,000円未満	30,000円
下位所得層	65,000円未満	10,000円

### (4) 平成21年度からの変更事項

①以下に該当する場合は、例外的に1年間を超えて受給期間の延長を認める

○副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合に、2ヶ月を限度とする期間延長を認める

○C型慢性肝炎セルグロブ1型、高ウイルス量症例に対するpegインターフェロン及びリビリン併用療法の実施にあたり、一定の条件を満たし、72週投与が必要と医師が判断する場合に、6ヶ月を限度とする期間延長を認める

②自己負担限度額を決定するために確認が必要となる申請者の「世帯」については、従来どおり住民票上の世帯を単位とするが、受給者から除外対象とする申請がある場合に、以下すべての条件に該当する者を当該「世帯」の市町村民税課税額の合算対象から除外することを認める

○配偶者以外であること

○地方税法上、扶養関係にないこと

○医療保険上、扶養関係にないこと

(4) 事業期間 平成20年度から7年間

(5) 実施主体 島根県

(6) 補助率 県1/2

## 3 平成21年度予算額

193,804千円

(担当課 健康推進課)

# 国民健康保険支援事業

## 1 趣 旨

国民健康保険は、構造的に保険料（税）の負担能力の低い被保険者の割合が多く、また低所得者の保険料（税）を軽減する制度もある。このため、保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなることから、国民健康保険団体連合会が主体となり危険分散を図るため保険者（市町村）の拠出金等を財源として「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、国民健康保険調整交付金を交付している。

## 2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3 / 4 保険者支援分 国 1 / 2 県 1 / 4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59 / 100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1 / 4 県 1 / 4
国民健康保険調整交付金	{療養給付費等－（保険基盤安定繰入金1/2＋基準超過費用額）}＋（後期高齢者支援金等－前期高齢者交付金等）＋老健拠出金＋介護納付金	保険者（市町村）	7%

## 3 平成21年度予算額

4, 680, 716 千円

保険基盤安定負担金	1, 734, 873千円
高額医療費共同事業負担金	301, 192千円
国民健康保険調整交付金	2, 644, 651千円

**（担当課 健康推進課）**

# 後期高齢者医療支援事業

## 1 趣 旨

高齢化に伴う医療費の増加が見込まれる中、現役世代と高齢者の負担の公平化を図りつつ、持続可能な制度とするために、後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度から施行された。

当該制度が安定的に運営できるよう、低所得者の保険料軽減など国保と同様に法に基づき各種支援策が講じられ、これらに県の負担金を交付するなど、事業の安定化を図っていく。

## 2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
医療給付費負担金	医療給付費の一定割合を負担	後期高齢者医療広域連合	国 25% 県 8% 市町村 8%
基盤安定負担金	低所得者の保険料の軽減相当額の一定割合を補填	市町村	県 3/4 市町村 1/4
高額医療費負担金	高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分を負担	後期高齢者医療広域連合	国 1/4 県 1/4 広域連合 1/2
財政安定化基金	保険料未納リスク、給付増リスク等に対応するため、貸付等を行う	県	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3

## 3 平成21年度予算額

9,497,410千円

医療給付費負担金 7,663,507千円  
 基盤安定負担金 1,353,405千円  
 高額医療費負担金 238,740千円  
 財政安定化基金 241,758千円

(担当課 健康推進課)



# 精神保健推進事業

## ①自殺総合対策事業

### 1 趣 旨

自殺を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景にある失業や多重債務などの社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組により、自殺の防止と自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定されました。また、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

全国上位にある自殺率（平成18年度全国4位）の減少を目標に、平成19年度に策定した「島根県自殺対策総合計画」に基づき、うつ病対策の強化はもとより社会的要因に対する取組や自殺者の遺族へのケアなど総合的な取組により、自殺を考えている人を一人でも多く救うことによって、「私たちが生きやすいしまね」を構築します。

### 2 事業の概要

#### (1) 自殺総合対策の推進体制の整備

連携体制を強化するために県自殺総合対策連絡協議会及び圏域自殺予防対策連絡会（7圏域）を設置し、自殺対策の推進に向けた総合計画の進行管理を行います。

- ・設置主体：県
- ・開催回数：1回（県協議会）、2～3回（圏域連絡会）
- ・構 成 員：学識経験者、医療、職域、地域、法律、行政関係者
- ・事 務 局：障害者福祉課（県協議会）、保健所（圏域連絡会）

#### (2) 普及啓発事業

自殺予防週間（9月10日からの1週間）等を契機に自殺予防や心の健康の普及啓発を進めると共にシンポジウム等を開催します。

- ・実施主体：県
- ・実施箇所数：シンポジウム等（県内1～2カ所）  
普及啓発（県内全域）

#### (3) 地域関係者研修事業

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を進めるため、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる人材等を養成します。

- ・実施主体：県（委託や他機関・団体との共催実施を含む）
- ・対 象 者：かかりつけの医師、介護支援専門員、民生児童委員等

#### (4) 自死遺族ケア対策事業

自死遺族のつどいの開催と自助グループへの支援及び支援するスタッフの資質の向上を進めます。

- ・実施主体：県
- ・開催回数：2か月に1回（つどい）

### 3 平成21年度予算額

10,041千円

（担当課 障害者福祉課）

## ②地域自殺対策緊急強化事業

### 1 趣 旨

全国で自殺者数が平成10年から11年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、島根県に設置する自殺対策を緊急に強化するための基金を活用し、地域における自殺対策力を強化します。

### 2 事業の概要

#### (1) 各種相談窓口の周知

悩みを抱える人が、相談したときにすぐに相談窓口を連絡できるよう、相談窓口一覧を作成し配布します。

#### (2) 啓発用チラシの作成

自殺者の多くはその直前に「うつ病」等何らかの精神疾患にかかっていることから、うつ病の早期治療のため、睡眠（不眠）に着目した啓発用チラシ等を作成し配布します。

#### (3) 市町村自殺対策事業の支援

自殺対策は、住民により身近な自治体である市町村においても取り組みを進めることが重要であり、市町村が実施する自殺対策事業を支援し、地域の実態に応じたよりきめ細かい対策の実施を促進します。

### 3 平成21年度予算額

39,065千円

（担当課 障害者福祉課）

# 地域リハビリテーション体制整備事業

## 1 趣 旨

高齢者が住み慣れた地域で必要なリハビリテーションを継続して受けることができるよう体制整備を行うことにより、要介護状態の維持及び悪化防止を行う。

## 2 事業の概要

- (1) 介護保険のリハビリテーションサービス提供体制強化事業
- (2) 圏域地域リハビリテーション推進行動計画の進行管理（平成19～21年度）

## 3 平成21年度予算額

4, 105千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 地域福祉セーフティネット推進事業

## 1 趣 旨

過疎化や少子高齢化、また人間関係の希薄化や自然災害などにより生じた生活上の福祉課題について、社会福祉協議会と住民、専門職（組織）、行政などが協働してさまざまな施策に取り組み、支援を必要とする人だけでなく、すべての県民が安心して暮らせるよう、地域におけるセーフティネットの仕組みづくりを進めます。

このため、平成20年度から取り組んできた、より身近な生活区域である自治会区での地域福祉活動を引き続き推進します。

## 2 事業の概要

- (1) 地域福祉トータルケア推進事業
  - ①コミュニティソーシャルワーカーの実践力を強化する研修
  - ②コミュニティソーシャルワークの研修
- (2) ボランティアセンター事業
  - ①福祉教育の推進
  - ②ボランティアコーディネーターのスキルアップのための研修
  - ③県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の運営 など
- (3) 地域福祉活動基盤強化事業

- ・自治会区福祉活動開発検討会の開催
- ・自治会区福祉活動の実践モデル活動（2地区）
- ・自治会区福祉活動推進フォーラムの開催
- ・自治会区福祉活動計画策定セミナーの開催
- ・地域福祉活動基盤強化のための現地訪問指導

## 3 平成21年度予算額

6, 265千円

(担当課 地域福祉課)

# 福祉人材確保・育成事業

## 1 趣 旨

高齢化が進む本県では、福祉・介護分野における従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、福祉人材センターにおける福祉・介護人材の確保・育成の取組を引き続き進めるとともに、庁内関係各課をはじめ関係機関・団体等の連携により、質の高い福祉・介護サービスが提供されるよう、福祉・介護職員の確保・定着を図るための具体的な施策、事業の展開を図っていく。

## 2 事業の概要

### (1) 福祉人材センターの運営

福祉人材センターにおける取組み（無料職業紹介、福祉就職フェア、就職セミナー、説明会、各種研修、職場体験事業など介護人材確保・定着推進のための委託事業等）の充実を図る。

### (2) 民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費の補助

民間社会福祉事業の振興に寄与するため、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当金の支給に関する費用を補助する。

### (3) 介護福祉士等修学資金の貸付

介護福祉士等の県内定着を図るため、実施主体を県社会福祉協議会として、養成施設入学者への修学資金貸付を行う。

### (4) ネットワークの構築

関係機関・団体で構成する「介護人材確保対策ネットワーク会議」を年度当初に設置し、「福祉・介護人材確保対策プロジェクトチーム（庁内推進組織）」との連携により、官民一体となった取組を行う。

## 3 平成21年度予算額

412,948千円

(担当課 地域福祉課)

# 社会福祉法人指導事業

## 1 趣 旨

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、法人設立や定款変更等の承認・指導及び施設の実地あるいは書面での監査を実施します。

## 2 事業の概要

### (1) 実施体制

- ・社会福祉法人等指導監査業務は本庁において一元的に実施（平成17年度から）
- ・指導監査は、地域福祉課（指導監査スタッフ）と各事業課が共同実施
- ・地域福祉課職員を石見スタッフとして浜田合庁に配置し、平成20年度から増員により体制強化

### (2) 実施計画

- ・基本方針：島根県社会福祉法人等指導監査要綱、同要領及び指導監査計画により効果的・重点的に実施
- ・監査対象：社会福祉法人、社会福祉施設、事業者等
- ・監査項目：平成21年度指導監査実施計画に定める各指導監査調書による
- ・根拠法令：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、介護保険法、障害者自立支援法

### (3) 基本的考え方

- ・法定受託事務である社会福祉法人及び生活保護施設については、厚生労働省の定める要綱等に基づき実施
- ・自治事務である老人福祉施設、障害者施設、児童福祉施設については、厚生労働省が示す方針等を基本として実施

## 3 平成21年度予算額

879千円

(担当課 地域福祉課)

# 生涯現役づくり推進事業（県民意識啓発）

## 1 趣 旨

心身ともに健康で、いくつになっても現役意識を持ち続け、社会との関わりを持ちながら生活している高齢者を顕彰することにより、健康・長寿の素晴らしさを県民に周知し、高齢者の健康と生きがいがづくりの意識高揚を図る。

## 2 事業の概要

### ○100歳以上健康超寿者表彰

#### (1) 対象者

100歳を超えても健康を保ち、社会との関わりを持っておられる県内在住者

#### (2) 表彰内容

年1回（9月1日～15日頃）、対象者5名程度に表彰状及び記念品を授与

### ○75生涯現役証

#### (1) 対象者

75歳を過ぎても何らかの活動（農林水産業や商工業、ボランティアや文化・スポーツ等）に取り組んでいる県内在住者

#### (2) 認定方法等

自薦・他薦により提出された申請書を文書審査し、知事による認定証を発行する。

## 3 平成21年度予算額

650千円

（担当課 高齢者福祉課）

# 新たな共助の仕組みづくり推進事業

## 1 趣 旨

本県では、全国に先がけて本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えているが、今後もこの傾向が続くと推計されており、地域社会のマンパワーが急激に減少することが懸念されている。

よって、本県における少子高齢社会に見合った持続可能な仕組みを新たに構築するため、元気な高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」に取り組み、高齢者グループの組織化や活動の活性化を図る。

## 2 事業の概要

元気な高齢者が地域で活躍するためにはスポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成する事が不可欠である。また、高齢者の社会参加を推進するため、活動を支えていく人材の育成や高齢者グループの組織化や活動の活性化支援する。 \*□県社協・■老人クラブ関係

□高齢者大学校運営事業<シマネスクくにびき学園の運営：東・西部校 2年課程 計380人定員>

□島根県健康福祉祭運営事業<4月～6月に県内各地で開催>・シルバー美術展

全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣<H21は北海道で開催>

□団塊の世代地域参加モデル事業<地域活動に参加するための準備講座の開催等>

■市町村老人クラブ連合会助成事業、県老人クラブ連合会補助金

■県老人クラブ連合会健康づくり支援事業

■お達者度チェック・認定制度モデル事業<高齢者の地域活動への参加を促し、健康寿命延伸を図る仕組みづくり>

## 3 平成21年度予算額

53,940千円

（担当課 高齢者福祉課）

# 高齢者介護予防推進事業

## ①地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業交付金）

### 1 趣 旨

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、介護保険者が実施する地域支援事業に対して交付金を交付する。

### 2 事業の概要

介護保険者が従事する下記の事業を対象とする。

#### ①介護予防事業（必須事業）

- ・介護予防のスクリーニングの実施
- ・上記スクリーニングの結果を踏まえ、要支援・要介護状態になるおそれの高い者等を対象とする介護予防プログラムの提供

#### ②包括的支援事業（必須事業）

- ・介護予防マネジメント事業（上記①の介護予防プログラムのマネジメント）
- ・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・権利擁護事業（虐待の予防・早期発見、成年後見制度の情報提供等）
- ・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

※これらの事業の実施主体として、地域包括支援センターを設置

#### ③任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業など

### 3 平成21年度予算額

275,296千円

（担当課 高齢者福祉課）

## ②認知症サポート事業

### 1 趣 旨

認知症高齢者や高齢独居世帯の増加が予測されるため、地域で認知症高齢者を支える仕組みを整備する。

### 2 事業の概要

#### (1) 認知症調査研究事業

今後の認知症対策を効果的に推進するため、関係者へのヒアリング及び有識者を交えての検討会を開催する。

#### (2) 認知症地域支援体制構築等推進事業

地域資源を有効に活用するために、資源のネットワーク化を図るとともにノウハウを他地域に提供する。

#### (3) 認知症相談支援事業

県内において認知症に係る電話番号等を実施している団体の協力を得て相談支援の充実を図る。

#### (4) 権利擁護相談窓口設置支援事業

地域包括支援センターが行う認知症高齢者等の権利擁護業務を支援するため県が支援を行う。

### 3 平成21年度予算額

14,116千円

（担当課 高齢者福祉課）

### ③介護予防市町村支援事業

#### 1 趣 旨

各保険者が実施する介護予防事業の支援を行うとともに、地域包括支援センターの運営支援を行い、各保険者における地域包括ケアの円滑な実施を導入する。

#### 2 事業の概要

##### (1) 地域包括支援センター運営支援事業

地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。

##### (2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業

介護予防の体制や実施方法の評価を行い、効果的な介護予防の実施・定着が図られるよう下記の事業により保険者等を支援する。

- ・保険者等の情報・意見交換会の実施
- ・個別具体的な評価方法の検討（部会設置）
- ・介護予防に関する研修の実施
- ・介護予防の知識に関する広報の実施

#### 3 平成21年度予算額

6,994千円

(担当課 高齢者福祉課)

### 介護人材緊急確保事業

#### 1 趣 旨

介護分野への就職を希望する求職者に対し、介護資格の取得支援と介護職場でのマッチングを適正に行い、短期離職にならないよう安定的に介護人材を確保する。

#### 2 事業の概要

##### (1) 介護資格（ヘルパー2級）の取得支援

介護保険施設や事業所において働くために、基本的な介護技術を短期間で取得できるよう、県内2カ所でヘルパー研修を行う。

##### (2) 求職者の緊急雇用

島根県社会福祉協議会において、臨時雇用となり事業所で介護の教育訓練を受ける。

##### (3) 適正やニーズに応じたマッチング

いろいろな事業所で教育訓練を受け、求職者の適正や事業所のニーズに応じたマッチングを行い、事業所への就職につなげる。

##### ○受け入れ計画

- ・ヘルパー研修（松江会場20名、浜田会場10名）
- ・教育訓練：年間延べ100名
- ・コーディネーターの配置

#### 3 平成21年度予算額

100,000千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 介護人材確保・定着推進事業

## 1 趣 旨

介護従事者の人材不足に対応するため、関係機関とも連携して、介護職場における人材の確保・定着に向けた取り組みを行う。

## 2 事業の概要

### (1) 「介護の仕事」イメージアップ事業

介護に関する県民の理解と認識を深めるために「介護の日」（毎月11月11日）に併せたイベントや介護の仕事のイメージアップを図るための広報・啓発事業を実施する。

### (2) 潜在有資格者等養成支援事業

介護福祉士養成校の資源を活用し、福祉・介護分野への新たな人材の参入と定着を支援するための研修を実施する。

①潜在的な介護福祉士・ホームヘルパー等の再就業を支援するための研修

②主婦層・高齢者の能力を生かして参画をすすめるための研修

③地域住民に対して福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修

④職員のキャリアアップを支援するための研修

### (3) 進路選択学生支援事業

介護福祉士養成校に専門員を配置し、若い世代や地域の人材確保を推進する。

①高校等を訪問し、福祉・介護の魅力や実情の紹介

②中高生、家族、教員への相談・助言・指導

③地域団体との連携による地域イベント、説明会等の開催

### (4) 職場体験等事業（委託先：島根県社会福祉協議会）

就労斡旋する際に、職場体験の機会を提供し、求職者の持つイメージと事業者の求める人材像のギャップを埋めることで、円滑な人材参入と定着を支援する。

### (5) 福祉・介護人材定着支援事業（委託先：島根県社会福祉協議会）

人材定着支援アドバイザーを島根県福祉人材センターに配置し、就職して間もない従事者等をフォローアップし、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に対応する。

### (6) 複数事業所連携事業

複数の小規模事業所等がネットワークを形成し、協同で実施する求人活動、合同研修等の取り組みを助成する。

なお、コーディネーターを島根県福祉人材センターに配置する。

### (7) 企画運営委員会（「介護人材確保対策ネットワーク会議」）

事業者団体、養成校等教育機関、就労支援機関等とネットワークを構築し、情報共有を図る

## 3 平成21年度予算額

42,603千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 介護給付費負担金事業

## 1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

## 2 事業の概要

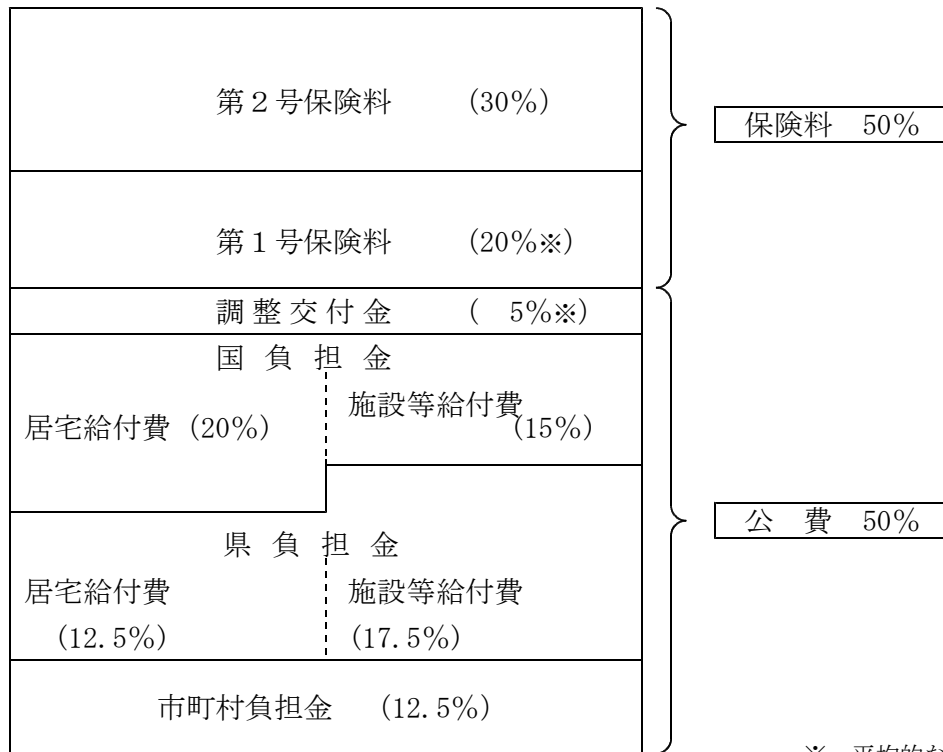
### (1) 県負担額算定のルール

介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。

公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。

被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が20%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が30%となっている。

介護給付費負担構成図



※ 平均的な負担割合

### (2) 介護保険制度の県負担額の推計（平成21年度）

- ・ 県全体の標準給付費額（介護・予防給付） 60,749,731,507円
- ・ 県負担金の額

60,749,731,507円 × 県負担割合（※） = 8,990,006千円

※ 県負担割合（施設等給付費分 17.5%  
居宅給付費分 12.5%）

## 3 平成21年度予算額

8,990,006千円

（担当課 高齢者福祉課）



## 島根県介護保険財政安定化基金事業

### 1 趣 旨

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による財政赤字について、県に設置する「介護保険財政安定化基金」から、資金の交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化に資する。

### 2 事業の概要

- (1) 貸付 計画期間（3年間）に、保険料収納率低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う。
- (2) 交付 計画期間を通じて保険料収納不足かつ財政不足により、財政収支が不均衡となった保険者に対して3年度目に行う。
- (3) 財源 市町村、県及び国が同額を拠出、負担し、基金財源とする。

### 3 平成21年度予算額

4, 949千円

(担当課 高齢者福祉課)

## 苦情処理体制整備事業

### 1 趣 旨

介護サービス内容に関する苦情については、国保連が処理機関と位置づけられていることから、国保連に対し当該事務実施のための補助を行い、的確かつ迅速な解決が図られる体制を整備し、介護保険制度の円滑な運営と利用者の権利保護を図る。

### 2 事業の概要

苦情処理体制整備運営補助事業補助金

- ・事業主体 島根県国民健康保険団体連合会
- ・事業内容 介護保険サービス苦情処理調査、苦情処理委員会開催等

### 3 平成21年度予算額

9, 215千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 介護保険低所得利用負担対策事業

## 1 趣 旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点等から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じ、介護保険制度の円滑な導入に資する。

## 2 事業の概要

### (1) 障害者施策におけるホームヘルプサービス利用者の支援措置

障害者施策等によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者で、介護保険によるホームヘルプサービスを利用する場合、利用者負担の助成を行う。

- ・実施主体 市町村（広域連合、一部事務組合を含む）
- ・助成対象者 障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定額負担率が0円となっている者で、65歳到達以前1年間に障害者ホームヘルプサービスを利用していた者等
- ・利用者負担割合 0%（全額免除）
- ・公費負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4

### (2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者に対して利用者負担を軽減した場合に、その軽減額の1/2を限度として公費助成を行う。

- ・対象費用  
法に基づく①訪問介護、②通所介護、③短期入所生活介護、④夜間対応型訪問看護、⑤認知症対応型通所介護、⑥小規模多機能型居宅介護、⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑧介護福祉施設サービス、⑨介護予防訪問介護、⑩介護予防通所介護、⑪介護予防短期入所生活介護、⑫介護予防認知症対応型通所介護、⑬介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに⑭食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（※補足給付対象費用であって基準費用額を上回る場合はその額）
- ・対象者  
市町村民税世帯非課税者のうち、以下の要件を全て満たす者（生保受給者、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者は対象外。）
  - ①単身世帯年収150万円以下（世帯員1名増えるごとに50万円加算）
  - ②預貯金等の額が350万円以下（世帯員1名増えるごとに100万円加算）
  - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
  - ⑤介護保険料を滞納していないこと
- ・軽減の程度  
上記対象経費のうち①～⑬は、利用者負担の28%（老齢福祉年金受給者は53%）※平成21年4月1日～平成23年3月31日の経過措置  
上記対象経費のうち⑭は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）
- ・公費助成  
助成主体 市町村（広域連合、一部組合を含む）  
助成額 法人軽減額の1/2を限度として公費助成  
負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4

## 3 平成21年度予算額

9,797千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 介護保険リハビリテーションサービス推進事業

## 1 趣 旨

介護保険制度の基本的視点に基づき、在宅復帰・在宅生活支援の観点を重視したリハビリテーションの提供や多職種協働によるサービス提供の実施・定着をめざす。

## 2 事業の概要

- (1) 介護保険のリハビリテーションサービス推進のための検討
  - (2) 介護予防・リハビリテーション従事者を対象とした研修会等の開催
- ・事業主体：島根県

## 3 平成21年度予算額

1, 815千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 島根県介護研修センター事業

## 1 趣 旨

介護に携わる職員等を対象に、指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修をはじめ、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上を図る。

また、高齢者の自立した生活を支援するため、介護機器（福祉用具）の普及啓発や適切な利用に向けた取り組みを行う。

## 2 事業の概要

- (1) 事業実施主体 島根県（島根県社会福祉事業団に事業委託）
- (2) 事業内容

### 平成21年度島根県介護研修センター事業内容

事 業	対 象 者
認知症介護実践研修(実践者・実践リーダー研修)	介護保険事業所の介護職員等
認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型サービス事業の管理者
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型サービス事業所の計画作成担当者
認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業の代表者
身体拘束廃止・虐待防止のための研修	介護保険事業所の介護職員等
認知症高齢者介護職員研修	介護保険事業所の介護職員等
常設機器展示・相談窓口	一般県民

## 3 平成21年度予算額

67, 872 千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 介護サービス情報の公表制度

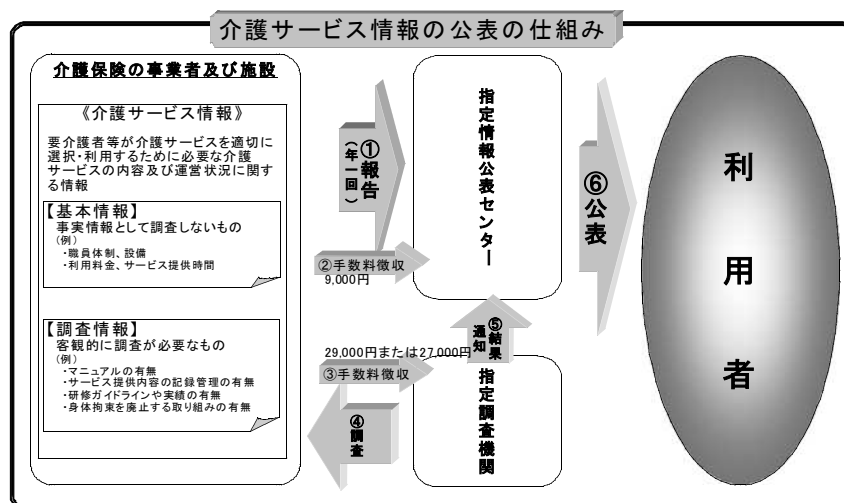
## 1 制度の概要

- 介護保険制度の基本理念である「利用者による選択（自己決定）」を実現するため、全ての事業所の比較検討が可能となるよう標準化された項目についての客観的情報を提供
- 対象事業者：前年の介護報酬支払実績が100万円以上ある事業者
  - ※平成21年度から、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護と各予防係サービスが追加施行。
- 毎年度知事に基本情報項目（義務）及び調査情報項目（一部任意）を報告
- 知事（指定調査機関）は調査の必要な項目について調査（義務）を実施し、知事（指定情報公表センター）は情報をインターネット等により公表
- 調査及び公表に係る事務に要する費用は、対象事業者から徴収する手数料収入で賄う。
- なお、同種の事業所等の評価等に関する既存の仕組みとしては以下のものがあるが、「介護サービス情報の公表」制度は評価を行わず、利用者に比較・検討のための客観的情報を提供するという点で他の制度とは趣旨、目的が異なる。

仕組み	趣旨	受益者	義務・任意
福祉サービス第三者評価 グループホーム外部評価	事業者におけるサービスの質、運営内容、経営内容等の良否を専門的に判断・評価し改善指導等を実施	事業者 (サービスの質、運営内容、経営内容等の課題を改善)	任意 (GH外部評価は義務)
指導監査	介護保険サービスを提供する事業者として最低限の遵守状況を点検	利用者 (最低水準の確保されたサービスを享受)	義務
介護サービス情報の公表	事業者において現に行われている事実を調査し、調査結果をそのまま開示(※評価は行わない)	利用者 (自らのニーズに応じて良質なサービスを選択)	義務

## 2 実施体制

- 指定情報公表センター…  
島根県社会福祉協議会
- 指定調査機関…  
NPO法人介護ネットほか  
6団体



## 3 平成21年度予算額

介護サービス情報の公表制度の普及啓発に係る経費等  
7,427千円

(担当課 高齢者福祉課)

# ケアマネジャー総合支援事業

## 1 趣 旨

介護支援専門員に対する研修を行うことによりケアプランの質の向上を図るとともに介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう総合的に支援する。

## 2 事業の概要

### (1) 介護支援専門員の養成

介護支援専門員の試験及び実務研修の実施。

### (2) 介護支援専門員の資質向上

以下の研修を実施し、介護支援専門員の質向上を図るとともに介護支援専門員資格更新のための更新研修を実施

①実務従事者基礎研修

②専門研修課程Ⅰ ) (兼実務従事者向け更新研修)

③専門研修課程Ⅱ )

④実務未従事者向け更新研修 (実務研修と兼ねて実施する)

⑤再研修 (実務未従事者向け更新研修と兼ねて実施)

### (3) 主任介護支援専門員の養成

介護支援専門員のキャリアアップの一環として位置づけられた主任介護支援専門員の養成研修を実施。

## 3 平成21年度予算額

28,861千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 療養病床再編推進事業

## 1 趣 旨

医療費適正化の方針に基づき、療養病床を患者の医療の必要性の観点から再編成し、患者の状態に即した適切な医療・介護サービスを提供することなどを目的とする療養病床の再編成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 相談窓口の設置

介護保険施設等への転換意向がある医療機関の円滑な転換を図るため、及び入院患者とその家族の不安等を解消するために必要な情報提供や相談対応を実施

### (2) 療養病床再編セーフティネットワークの構築

療養病床の転換・廃止に伴い、行き場のない患者がでないよう、圏域、全県毎に設置した「療養病床再編セーフティネットワーク会議」を活用し、困難事例に対応

### (3) 病床転換助成

医療療養病床を介護老人保健施設や居住系サービス等に転換する場合に、医療保険財源を活用した整備費の助成を実施。

○助成額：「基準単価×整備床数」と「実支出額」を比較して少ない方の額

○基準単価：創設・改修 1,000千円/床 改築 1,200千円 改修 500千円

※介護療養病床の転換助成は、「地域介護・福祉空間整備等交付金」(市町村交付金)で対応

## 3 平成21年度予算額

47,000千円 (病床転換助成)

(担当課 高齢者福祉課)

# 障害者地域生活支援事業

## ①市町村障害者地域生活支援事業

### 1 趣 旨

障害者に最も身近な市町村が主体的に地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟で細やかなサービスを提供することにより、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活が営めるようにします。

### 2 事業の概要

#### (1) 子ども発達支援事業費補助金

早期療育は、障害者児の障害の軽減・社会適応能力の向上を図るうえで重要な取組であり、どの地域でも平等に療育が受けられるよう、市町村が、就学前の児童・家族を対象に地域の中で行う療育活動や、就学児童を対象に土日・祝日等に行う社会活動・ボランティア等との交流事業を支援します。また、障害児等の家族への支援として市町村が行う、障害児等の保護者相談や情報交換の場の提供などの事業を支援します。

・実施主体：市町村、補助率：県1/2、市町村1/2

#### (2) 市町村地域生活支援事業

障害者や障害児の保護者等からの相談に対応し必要な情報を提供、手話通訳者の派遣、日中活動の場を提供するなどの必須事業のほか市町村が必要と判断した事業を支援します。

①実施主体：市町村、補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4

#### ②事業内容

市町村事業名			
必須事業			
相談支援事業	市町村相談支援機能強化事業	専門的職員配置	
	住宅入居等支援事業	入居支援 24時間支援 サポート体制調整	
	成年後見制度利用支援事業		
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置 手話通訳者等派遣	
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業		
移動支援事業	移動支援事業	個別支援型	
		グループ支援型	
		車両移送型	
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター機能強化事業		
その他の事業			
その他の事業	福祉ホーム事業		
	盲人ホーム事業		
	訪問入浴サービス事業		
	身体障害者自立支援事業		
	重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）		
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	更生訓練費給付事業 施設入所者就職支度金給付事業	
	知的障害者職親委託制度		
	生活支援事業		生活訓練等事業
			本人活動支援事業
			ボランティア活動支援事業
			福祉機器リサイクル事業 その他生活支援事業
	日中一時支援事業		
	生活サポート事業		
	社会参加促進事業		スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
			芸術・文化講座開催等事業
点字・声の広報等発行事業			
奉仕員養成研修事業			
自動車運転免許取得・改造助成事業			
その他社会参加促進事業			

### 3 平成21年度予算額

子ども発達支援事業費補助金： 12,529千円

市町村地域生活支援事業： 127,941千円

(担当課 障害者福祉課)

# 障害者自立支援医療等給付事業

## ①福祉医療費助成事業

### 1 趣 旨

福祉医療費助成対象者（重度心身障害児・者及びひとり親家庭）に対して医療費の自己負担分を助成することにより、これらの対象者の健康維持と生活の安定を図り、福祉の増進を進めます。

### 2 事業の概要

- (1) 実施主体：市町村
- (2) 福祉医療費助成対象者

対 象 者		所 得 制 限	対象者数(H21.4.1現在)	
			後期高齢者 医療対象者以外	後期高齢者 医療対象者
重度知的障害者	療育手帳A (IQ35以下)	20歳以上の者については特別障害者 手当の所得制限を 準用	1,878人	277人
重度身体障害者	身障手帳1,2級		5,560人	9,701人
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し、他人の 介護が必要な者		4人	11人
重複重度障害者	身障手帳3,4級+IQ50以下		44人	19人
障害者計			7,486人	10,008人
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高 校3学年終了までの児童等 を養育する配偶者のない者 及び当該児童	所得税非課税世帯	8,835人	0人
対 象 者 合 計			16,321人	10,008人
			26,329人	

### (3) 助成の方法[平成17年10月1日改正]

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けた場合、当該療養又は医療の給付に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額は除く。）から医療費の1割を控除した額を助成します。

また、医療費の1割が下記表の額を超えた場合は、下記表の額が限度額となります。

自己負担限度額	入 院	入 院 外
一 般	40,200円	12,000円
市町村民税世帯非課税者	7,500円	4,000円
20歳未満の障害児（者）	2,000円	1,000円

### (4) 費用負担割合：県1/2、市町村1/2

## 3 平成21年度予算額

701,704千円

(担当課 障害者福祉課)

# 障害者在宅サービス事業

## ①在宅心身障害児援護事業

### 1 趣 旨

障害児（者）施設の有する機能を活用し、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制の充実を行うことで在宅の重症心身障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援します。

### 2 事業の概要

#### (1) 重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重症心身障害児（者）に対して、通園の方法により日常生活動作や運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術の習得を進めます。

また、巡回方式や送迎方式を実施することで重症心身障害児（者）施設未設置圏域への要望にも対応します。

①実施主体：県（社会福祉法人に委託）

②設置圏域：東部、西部2地区の4施設で実施

委託先法人	実施施設	所在地	開始期間
社会福祉法人島根整肢学園	松江療育園	松江市	H10.10～
	松江整肢学園	松江市	H20.1～
	安養学園	江津市	H10.10～
	島根整肢学園	江津市	H15.12

巡回方式	実施施設	圏域	巡回回数
松江整肢学園		出雲圏域	3日/週
		雲南圏域	1日/週
		安来圏域	1日/週
島根整肢学園		益田圏域	2日/週

#### (2) 在宅重症心身障害児者特別支援事業

事業者（医療機関である事業者を除く）が看護職員の加配、医療機関との連携等必要な医療的体制を整えショートステイ、児童デイサービス等により重症心身障害児（者）を受け入れる場合、障害者自立支援法の個別給付等への上乗せ助成（県10/10）を行い、重症心身障害児（者）の在宅支援の強化を図ります。

①ショートステイ実施事業

②デイサービス等実施事業

#### (3) 在宅心身障害児関係補助金

心身障害児療育キャンプを通じて心身障害児の社会適応能力を習得を進めると共に、当該児童の保護者に対しても相談や研修を行うことで家庭における療育技術の習得を進めます。

①事業実施主体 島根県心身障害児（者）親の会連合会

②補助率 県10/10

### 3 平成21年度予算額

96,401千円

(担当課 障害者福祉課)



# 障害者施設等運営事業

## ①障害者就労支援事業所工賃向上事業

### 1 趣 旨

今後5年間で現在の工賃を倍増させることを目標として、就労継続支援事業者の工賃向上計画策定、新商品開発・販路拡大、人材育成等を支援し、福祉施設で働く障害者の工賃水準の向上を進めます。

### 2 事業の概要

#### (1) 工賃倍増計画策定委員会

工賃倍増計画の見直し、モデル事業所の選定検討、取組状況の評価を実施します。

・開催回数：3回/年

#### (2) 工賃向上モデル事業

工賃向上モデル事業所を2事業所選定し、作業種目の転換・販路拡大、経営改善に係るアドバイスをを行う工賃向上アドバイザーを派遣します。

対象事業所数：2事業所（平成20年度選定6カ所、平成21年度選定2カ所）

事業実施期間：1年間

#### (3) 就労機器購入費補助金

工賃向上に取り組む事業所に対し、設備投資の費用を補助します。

補助事業所数：30事業所

補助基準額：1事業所あたり5百万円

補助率：県1/2

#### (4) 工賃向上支援事業

工賃向上に取り組む事業所に対し、新商品開発・人材育成等に必要となる費用を補助します。

補助率：県10/10

#### (5) 官公需促進検討経費

官公需と福祉事業所の商品・サービスのマッチングの為に必要な事柄を検証する。

実施主体：委託

#### (6) ハートフル企業（仮称）認定事業

障害者雇用、障害者施設への物品等の発注に積極的な企業を認定する。

実施主体：県

#### (7) バックアップ組織検討経費

民間主導の支援組織の実現可能性について検討する。

実施主体：委託

#### (8) 販路拡大員設置事業

工賃向上に取り組む事業所に対し、販路拡大の為に新たに雇い入れた人員の人件費を補助します。

補助事業所数：40事業所

補助基準額：1事業所あたり1,778千円

補助率：県10/10

### 3 平成21年度予算額

167,302千円

(担当課 障害者福祉課)

# 障害者施設等整備事業

## ① ケアホーム・グループホーム整備事業

### 1 趣 旨

障害者の地域生活移行を進める上で必要となる住まいの場合ケアホーム・グループホームを緊急に整備し、障害者の地域生活における自立支援のための基盤整備を進めます。

また、平成20年度からは新たに国庫補助制度が創設され、平成21年度からは補助基準額が増額となりました。

### 2 事業の概要

#### (1) 国庫補助事業

補助金名	整備区分	基準額	補助率
社会福祉施設等施設整備費	新築	25,000千円	国1/2、県1/4
	改修（自己所有物件）	6,000千円	
障害者就労訓練設備等整備事業費	改修（賃貸物件）	6,000千円	国1/2、県1/4

#### (2) 県単補助事業

補助金名	整備区分	基準額	補助率
障害者ケアホーム・グループホーム整備費	新築	25,000千円	県1/2
	改修	6,000千円	

### 3 平成21年度予算額

113,250千円

(担当課 障害者福祉課)

# 障害者相談事業

## ①障害者就労移行推進事業

### 1 趣 旨

地域において生活している障害者に対し、就労及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の地域生活の安定や職業生活における自立を進めます。

### 2 事業の概要

#### (1) 障害者就業・生活支援センター事業

障害者雇用を進める上では、身近な地域で就業・生活面の一体的で総合的な支援を行う必要があります。障害者の就業やそれに伴う生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターを設置（未実施圏域においては障害者就労支援センター事業を設置）し、職業生活における自立を進めます。

□実施主体：県（社会福祉法人に委託）

□実施箇所数：障害者就業・生活支援センター：

県内6圏域（松江・出雲・浜田・雲南・大田・益田）

：障害者就労支援センター：県内1圏域（隠岐）

□事業形態：就労及びこれに伴う生活支援等を担当する専任職員1人を配置

□対象者：就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者

#### (2) 障害者ステップアップ就労支援事業

障害者の雇用促進に向け、県が一定期間（1年程度）働く場所を提供し、企業への就労に向けたステップアップの場とします。また、支援員を配置し本人支援や関係機関との調整を行います。

□雇用場所：本庁及び地方機関（10名）

#### (3) 障害者雇用促進支援員事業（県単緊急雇用創出事業）

障害者の就労者数の増加や生活支援業務の多様化に伴う支援センターのマンパワー不足を補うため、支援センターに職員を配置します。

□業務内容：企業開拓 等

□雇用期間：1年間を単位として最大3年間

#### (4) 障害者チャレンジ事業

障害者雇用を前提としない数週間の実習を行うことで、「企業」、「障害者」の双方にとっての、「知るきっかけ」、「雇うきっかけ」、「働くきっかけ」づくりを支援します。

□実施企業及び実習生（障害者）への奨励金（1日2,000円）の支給

#### (5) 障害者就労の啓発促進

移行支援事業者対象養成研修や啓発シンポジウム、啓発フリーペーパーの発行等、就労に向けた意識啓発とノウハウ強化のための研修会・セミナーを実施します。

#### (6) ネットワーク構築事業

各圏域の就労支援関係機関が連携し、地域の実情に応じてネットワークの構築強化に資する取り組みを実施します。

□各支援センター：100万円以内の委託

### 3 平成21年度予算額

88,343千円

(担当課 障害者福祉課)

## ②発達障害者支援体制整備事業

### 1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障害者及びその家族のライフステージに応じた支援を行います。

### 2 事業の概要

#### (1) 実施方法等

- ・東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンド
- ・社会福祉法人に委託

#### (2) 事業内容

- ・発達障害者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行います
- ・発達障害者等への支援を行う関係機関に対する助言・指導を行います
- ・研修、啓発、市町村への支援等を行います

#### (3) その他の支援事業

- ・国が実施する発達障害の早期発見、小児・精神医療に関する専門的な研修会へ医師を派遣し資質の向上を図ると共に、受講医師による県内研修会を開催し、その成果を県内に普及します。

### 3 平成21年度予算額

50,981千円

(担当課 障害者福祉課)

## ③高次脳機能障害者支援事業

### 1 趣 旨

高次脳機能障害者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備します。

### 2 事業の概要

#### (1) 障害者自立支援協議会高次脳機能障害者支援部会

医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門課題の検討、個々ニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行います。

#### (2) 県支援拠点事業

島根県立心と体の相談センターを県の支援拠点として、各圏域相談支援拠点への支援や全県の支援体制の構築を図ると共に研修会の開催等を行います。

#### (3) 圏域相談支援拠点事業

地域支援の拠点となる施設を圏域相談支援拠点とし、社会福祉法人又は医療法人に委託実施し、各種相談支援、地域支援ネットワーク会議の開催及び家族教室の開催などの支援を行います。

### 3 平成21年度予算額

12,164千円

(担当課 障害者福祉課)

## ④精神障害者地域生活移行支援事業

### 1 趣 旨

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づいて、平成17年度まで出雲圏域で実施した事業をモデルに平成19年度から全圏域で「受入条件が整えば退院可能とされた入院中の精神障害者」の地域生活への移行を円滑に進めるための体制を整備します。

### 2 事業の概要

地域の実態に即した地域移行支援の方策を検討するため、圏域ごとに幅広い関係者のネットワークを構築し、関係機関・団体等と連携強化を行い入院中の精神障害者が退院し地域で自立した生活を営むために必要な体制整備を進める。

#### (1) 精神障害者地域生活移行検討会

精神障害者地域生活移行支援事業の進行管理として、圏域ごとの活動の報告や評価に関する検討を行います。

①開催回数：1～2回／年

②事務局：障害者福祉課

#### (2) 精神障害者地域生活移行支援圏域会議

各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行います。

①対象圏域：7圏域

②開催回数：各圏域2～3回

③事務局：保健所

#### (3) 自立支援ボランティアの養成講座

各圏域において、精神障害者に対する偏見を解消し、地域で支援するための自立支援ボランティア（退院訓練時の同行など対象者の心の支えとなるボランティア）の育成を行います。

#### (4) 地域体制整備コーディネーターの配置

精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整の能力を有する者を地域体制整備コーディネーターとして相談支援事業所等に1名配置し、精神障害者退院支援事業のさらなる推進を図ります。

#### (5) 精神障害者退院支援事業

「受入条件が整えば退院可能とされた入院中の精神障害者」に対する円滑な地域移行を進めるために地域移行推進員が地域の自立支援ボランティアや地域における各種サービス（授産活動、グループホーム等）を活用し、地域生活移行に向けての連絡調整、関係機関や対象者に対する退院への啓発や個別支援計画の策定などを行います。

また、退院への支援を円滑に行うための個別支援会議の開催、地域生活移行支援圏域会議や地域自立支援協議会などへの提言を行います。

①委託先：7圏域11か所（精神障害者社会復帰施設を運営した実績がある相談支援事業所等）

### 3 平成21年度予算額

30,306千円

(担当課 障害者福祉課)

# 動物管理等対策事業

## 1 趣 旨

動物愛護思想の一層の普及啓発を行い、適正飼養の定着を図るとともに、動物による環境侵害等の発生を防止します。

## 2 事業の概要

### (1) 動物愛護推進事業

動物の遺棄防止、終生飼養や繁殖制限等の飼主遵守事項、動物の譲渡事業等について、T V、新聞、チラシ、ホームページなどを用い、周知を図る。

### (2) 動物管理事務

犬・ねこの引き取り・収容を行い、返還及び譲渡されない動物の処分を行う。

### (3) 動物管理指導事務

動物取扱施設等の監視・指導を実施するとともに、不適正飼養に基づく環境侵害に対しては、市町村と協力し改善措置を図る。

## 3 平成21年度予算額

27,541千円

(担当課 薬事衛生課)

# 生活保護費の給付事業

## 1 趣 旨

生活保護の適正実施と生活保護業務の実施水準の確保のため、各福祉事務所（21市町村）に対する指導監査を計画的・重点的に実施するとともに、町村福祉事務所の生活保護業務が円滑かつ適正に実施されるよう、町村福祉事務所の基盤づくりへの支援を行います。

## 2 事業の概要

### (1) 指導監査の実施

県の定める実施要綱に基づき、次のとおり指導監査を実施

- ・ヒアリング（21福祉事務所）
- ・一般監査

（特別指導監査及び厚生労働省監査の実施事務所を除く19福祉事務所）

- ・特別指導監査（1福祉事務所）
- ・巡回指導（新設福祉事務所等） 等

### (2) 町村福祉事務所への支援

- ・生活保護業務を担当する県職員の派遣（川本町、美郷町、津和野町、吉賀町）
- ・生活保護支援スタッフ（本庁）及び石見スタッフによる実地指導（随時）
- ・町村福祉事務所職員を対象とする研修の実施 等

## 3 平成21年度予算額

3, 386千円

（担当課 地域福祉課）

# がん診療体制の強化

## 1 趣 旨

県内のがんによる死亡は全死因の3割を占める状況にあり、高齢化の進展とともに、今後がん罹患者は増加していくことが予想される。

この状況を踏まえ、「島根県がん対策推進計画」において、予防・治療・患者支援を三本柱とした総合的ながん対策を実施する。

## 2 事業の概要

### (1) 予防：患者が増加している乳がん・子宮がんをはじめ、働き盛りの人の検診受診率向上の取り組みを進める。

また、効果的な検診の実施に向けて精度管理の取組を進める。

### (2) 治療：がん診療連携拠点病院の機能強化や拠点病院間の連携を図るほか、がん医療従事者の育成について支援を行う。

- ・がん拠点病院機能強化事業
- ・がん医療従事者研修支援事業
- ・がん診療ネットワーク事業
- ・医療スタッフの県内研修プログラム検討事業

### (3) 患者支援：がん患者団体間の交流・情報交換を行うために意見交換会を開催するほか、患者や医療提供者等ががん克服のために相互理解を深めるためのがん患者塾を開催する。

また、がんの情報提供体制の整備を目的に、がん普及啓発応援事業及びがん関連図書等整備事業を実施する。

- ・がん患者団体ネットワーク支援事業
- ・がん患者塾実施事業
- ・がんに関する普及啓発等応援事業
- ・がん相談支援、情報提供強化事業
- ・がん関連図書整備事業

## 3 平成21年度予算額

94, 654千円

（担当課 医療対策課）

2, 894千円（\*再掲）

（担当課 健康推進課）

# 緩和ケアの推進

## 1 趣 旨

がんが診断された早期から、患者や家族に対して緩和ケアを提供することは、療養生活を支えていく上で重要であることから、入院から在宅まで切れ目ない緩和ケア提供供給体制の確立を目指す。

島根県がん対策推進計画では、緩和ケア提供体制の確立を重点施策に位置づけ、総合的な緩和ケアの取り組みを実施する。

## 2 事業の概要

### (1) 緩和ケア総合推進事業

島根県の緩和ケアを総合的に推進するための施策を検討する「島根県緩和ケア総合推進委員会」の開催や、緩和ケアの普及啓発を目的に講演会やシンポジウムを開催する。

### (2) 緩和ケアにかかる医師等研修事業

緩和ケアに関する医療従事者の資質向上を図るため、医師等を対象とした緩和ケア研修プログラムを検討し、がん診療連携拠点病院を中心として各地域における緩和ケアの充実を図る。

### (3) 在宅療養への移行促進モデル事業

入院から在宅に至る切れ目のない医療提供の確立を目指して、がんの入院患者が退院を前提として試験外泊を行う際に、訪問看護ステーション看護師等が訪問を行い、在宅療養に移行するための調査を行い、療養環境の整備に活用することを目的とする事業を実施する。

## 3 平成21年度予算額

9,644千円

(担当課 医療対策課)

# 精神医療提供事業

## ①精神科救急医療体制整備事業

### 1 趣 旨

精神科救急情報センター（24時間医療相談事業）を設置することにより、当事者・家族、警察・消防関係者等からの精神科医療相談に24時間対応可能となり、症例に応じた適切な受療行動につなげ、精神障害者の疾患の重篤化を軽減します。

### 2 事業の概要

#### (1) 精神科救急情報センター運営事業

精神科救急情報センターを各保健所及び県立こころの医療センターに設置し精神医療相談等に24時間対応するための体制を整備します。

- ・精神保健指定医、応急入院指定病院等への連絡調整
- ・精神障害者、保護者、警察・消防関係者からの相談対応
- ・精神医療相談窓口の設置

#### (2) 精神科救急医療施設事業

精神科病院において空床を確保し、精神科救急患者の医療対応や入院を必要とする場合に入院できる体制を整備します。

## 3 平成21年度予算額

79,428千円

(担当課 障害者福祉課)



# 地域医療を支える医師確保養成対策事業

## 1 趣 旨

中山間地域や離島を中心として、医師不足による医療の確保が深刻な問題になっていることから、「島根で働く医師を呼ぶ」、「島根で働く医師を育てる」、「島根で働く医師を助ける」の3つの柱で医師確保対策を推進する。

## 2 事業の概要

### (1) 島根で働く医師を呼ぶ

#### ①地域勤務医師確保枠

地域医療に将来携わる医師、専門研修を希望する医師を確保し、県立病院で研修後、地域の医療機関で勤務する。

#### ②赤ひげバンク

県外の医師とのネットワークをつくり、地域医療を志す医師を呼ぶ。

#### ③医師面談

各種広報媒体を活用した情報収集により、島根で働く現役の医師を確保する。

### (2) 島根で働く医師を育てる

#### ①各種奨学金制度の活用

将来、県内の地域医療に携わる意志のある医学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。

・医学生地域医療奨学金（H14～）

・しまね医学生特別奨学金（H18～）

・緊急医師確保対策奨学金（H21～）

#### ②研修医等定着特別対策

・島根大学と連携し、医学生、研修医、研修病院に対し、各種講習会を開催し、医学生、研修医の県内定着を推進する。

・県内の高校生を対象に、「高校生医療現場体験セミナー」「夢実現進学チャレンジセミナー」を開催し、医師を目指す学生を増やす。

### (3) 島根で働く医師を助ける

#### ①地域医療支援ブロック制

診療所と病院の医師が交代で勤務し、1人の医師に掛かる負担の軽減を図る。

#### ②代診医の派遣

診療所で働く医師が学会や研修会に参加できるよう、代診医を派遣する。

#### ③女性医師就業支援

女性医師の割合が増加している中、休職中の医師への復帰研修等を実施し、女性医師の定着を推進する。

#### ④しまね地域医療の会

地域医療に従事する医師が相互に意見交換する場として年2回開催。

#### ⑤救急医療体制支援

・救急業務に従事する医師に救急業務手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。

・医療機関、住民、行政等による各地域での役割分担の検討や、住民啓発等の推進。

#### ⑥周産期医療体制構築

・分娩業務従事手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。

・離島・中山間地に所在する分娩数の少ない医療機関に対し、産科の運営費を助成。

・若手産科医師に研修手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。

・助産師が医師と協働し妊婦健診や正常産の分娩を自ら行うことができるための研修を実施。

・若手医師の医療技術のスキルアップと県内医師のネットワーク強化を図るため、ベテラン医師と若手医師の合同研修会を開催。

#### ⑦へき地診療所等医師確保支援

・へき地診療所医師に対する交通費補助。

## 4 平成21年度予算額

420,955千円

5,697千円

(担当課 医療対策課)  
(担当課 健康推進課)

# 看護師等確保対策事業

## 1 趣 旨

就業看護師職員数は増加傾向にあるにも関わらず、平成18年の7対1入院基本料の新設に伴い、全国的に看護職員の需給バランスが崩れ、離島・中山間地域や中小病院を中心に看護職員の確保が困難な状況が発生している。看護職員の確保・定着に向け、関係機関との連携強化による効果的な事業展開を図るとともに、事業者の離職防止、再就業促進に対する取り組みを支援する。

また、県内の看護職員の資質向上を図るため、各種研修事業の充実に取り組む。

## 2 事業の概要

- (1) 県内看護師等養成所への入学の促進
  - ① 県立高等看護学院の運営
  - ② 看護師等養成所への運営費補助
  - ③ 高校生を対象とした進学ガイダンスの実施
  - ④ 「看護のこころ」普及事業の開催
  - ⑤ 高校生を対象とした1日看護体験事業の実施
- (2) 県内就業の促進
  - ① 看護学生修学資金貸与（40名）
  - ② 情報提供事業（ホームページ、看護職情報ネット）の実施
  - ③ 看護学生就職ガイダンスの開催
- (3) 離職の防止
  - ① 病院内保育所への運営費補助
  - ② 看護職員リフレッシュ研修会の実施
  - ③ 看護職員メンタルヘルス事業の実施
- (4) 再就業の促進
  - ① ナースバンクの運営
  - ② 就業支援講習会の開催
- (5) 資質の向上
  - ① 各種研修の実施

## 3 平成21年度予算額

417,900千円

(担当課 医療対策課)

(※看護師等確保対策事業 103,927千円 ※県立高等看護学院運営事業 313,973千円)

# 医療機能の確保

## 1 趣 旨

県民すべてがいつでもどこでも安心して医療を受けられるよう、必要かつ良質な医療機能・施設の確保充実を図るため、医療機関等における施設・設備等の整備に対し支援を行う。

## 2 事業の概要

- (1) 隠岐病院整備事業 12,192千円  
老朽化・狭隘化した隠岐病院の現地での新築建替整備費を隠岐広域連合規約に基づき負担

[隠岐病院整備計画概要]

- ①開院 平成24年度を目途
- ②病床数 115床
- ③総事業費 約50億円

[県の負担割合]

建設改良費にかかる借入金の元利償還金から交付税措置相当額を控除した額の2分の1（平成54年度までで、元利合わせて約17億円）

- (2) 松江赤十字病院建替整備補助事業 2,104,176千円  
新病院建設（平成18年～24年）を行っている松江赤十字病院に対して、厚生労働省ほか国土交通省の補助事業も活用した補助を実施

[松江赤十字病院整備計画概要]

- ①開院 平成23年度（平成21年度部分開業）
- ②病床数 645床
- ③総事業費 約173億円

- (3) 浜田医療センター整備関連支援事業 1,936,000千円  
浜田医療センターの新築移転にあわせ、成人病予防センターなどの地域に必要な機能を合築整備するため、地元整備主体である島根県環境保健公社の負担金（建物建設費等の3分の1）を支援。併せて閉鎖する現在の公社成人病予防センターの清算にかかる資金不足相当額を支援。

[浜田医療センター整備計画概要]

- ①開院 平成21年11月
- ②病床数 365床
- ③総事業費 約65億円
- ④運営 国立病院機構が一括運営

## 3 平成21年度予算額

4,052,368千円

(担当課 医療対策課)

## みんなで子育て応援事業（こっころ事業）

### 1 趣 旨

島根の子育て支援事業を「こっころ」の統一イメージで展開し、島根県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を、行政、企業、団体等が一体となり県全体で応援していく「子育ての社会化」に向けた気運醸成を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）

こっころパスポートのより一層の周知と利用促進、協賛店舗の拡大を図り、「子育ての社会化」に向けた気運醸成を進めるとともに、事業の魅力向上を図る。

また、こっころパスポートのネットワークやイメージを活用した関連事業を実施する。

#### (2) みんなで子育て応援助成事業（こっころ助成事業）

こっころパスポートを活用した子育て支援など政策誘導型のテーマを設けて、民間事業者が自ら企画し、実施する事業を助成する。

#### (3) みんなで子育て応援大賞事業（こっころ大賞事業）

子育て支援を促進するため、こっころ協賛店、こっころカンパニー、子育て支援団体、ことのはの4部門を設け、知事表彰を行う。

#### (4) みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ隊育成事業）

子育てサロンの活動の充実や新規設置の促進を図るとともに、子育て支援に取り組む地域や子育て支援グループの担い手の育成を図り、民間活動の活性化により「みんなで子育てを応援する地域」づくりを進める。

### 3 平成21年度予算額

35,688千円

(担当課 青少年家庭課)

## 仕事と家庭の両立支援事業

### 1 趣 旨

少子化の要因として「未婚化・晩婚化」「夫婦間の出生力の低下」が挙げられるが、そのいずれにも「仕事と家庭の両立の困難性」が影響しており、企業における仕事優先の職場風土を改善し、子育てしながら働き続けられる職場づくりを進める。

### 2 事業の概要

しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度

従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」に認定し、広くPRするとともに融資制度や入札制度で優遇する。また、優れた取り組みを行う企業を表彰する。

### 3 平成21年度予算額

1,703千円

(担当課 青少年家庭課)

## 縁結び応援事業

### 1 趣 旨

少子化の大きな要因である未婚化について、一生結婚するつもりがない独身者は少なく、独身でいる理由として約4割が「適当な相手にめぐり会わない」を挙げていることから、独身男女の出会いの場を民間と行政が協働して創出し、結婚を望む独身者を社会全体で応援していく。

### 2 事業の概要

#### (1) しまねの出会い創出事業

結婚を望む独身男女の出会いの場を設ける民間団体（非営利）・市町村に対して事業費を補助する。

#### (2) しまね縁結び応援団

出会いの場を提供する民間企業（ホテル・レストランなど）等を募り、「しまね縁結び応援団」として登録し、そこで実施されるイベント情報を独身男女に随時メールマガジンで配信する。

#### (3) 島根はっぴいこーでいねーたー事業

独身男女の縁結びをするボランティアを「島根はっぴいこーでいねーたー（愛称：はぴこ）」として登録し、はぴこ同士の情報交換やはぴこが開催する出会いイベントを支援する。

#### (4) しまね縁結びメールマガジン「恋みくじ」

「しまねの出会い創出事業」補助団体や「しまね縁結び応援団」の実施するイベント情報を「恋みくじ」登録者に、タイムリーにメールマガジンで配信する。

### 3 平成21年度予算額

4,548千円

(担当課 青少年家庭課)

## 乳幼児等の育児支援事業

### ①特別保育推進事業

#### 1 趣 旨

保育需要の多様化に対応するため、一時預かり、休日保育等の特別保育事業を一層推進することにより、児童の福祉の向上を図る。

#### 2 事業の概要

主な事業	事業内容	実施主体	補助率
一時預かり事業	保護者の育児疲れ解消・急病等に伴う保育需要に対応するため、一時預かりを実施する保育所に対する補助	市町村	国 1/3 県 1/3
特定保育事業	パートタイム労働者増大など保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、1か月当たり概ね64時間以上の日時について必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを実施する保育所に対する補助		
休日保育事業	日曜日、国民の祝日等を含め年間を通じて開所する保育所に対する補助		
病児・病後児保育事業	病気中の子どもや病気から回復期にある子どもの一時預かり等を行う病院、保育所等に対する補助		

※延長保育促進事業、家庭支援推進保育事業等については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金により、各市町村において実施

### 3 平成21年度予算額

229,351千円

(担当課 青少年家庭課)

## ②地域子育て支援拠点事業

### 1 趣 旨

子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。

### 2 事業の概要

地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対する補助。

(主な活動内容)

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助活動の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

補助率 国 1 / 3、県 1 / 3

### 3 平成 2 1 年度予算額

1 4 3, 7 6 8 千円

(担当課 青少年家庭課)

## ③しまね子育て総合支援推進事業

### 1 趣 旨

地域の実情に応じた市町村の子育て支援施策が、柔軟に、かつ効果的に実施できるよう、その事業の実施に要する経費に対し、交付金を交付することにより、「しまねっ子すくすくプラン」の着実な推進を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 評価対象事業

県が定める評価対象事業等の実施に応じて交付金額を算定し交付する。

主な評価対象事業	事業内容	実施主体	補助率
障害児等保育対策事業	障害児等の受け入れに積極的に取り組む保育所に保育士を配置し、障害児等の保育の促進を図る事業	市町村	1 / 2 以内
放課後児童健全育成事業	小規模な放課後児童健全育成事業に対する助成		
民間保育所運営対策事業	定員 2 0 人以下の小規模な民間保育所に対し、運営費の一部を助成		
県単地域子育て支援センター事業	国庫補助事業の対象となっていない地域子育て支援センター事業に対する助成		

#### (2) 特別事業

主な特別事業	事業内容	実施主体	補助率
病児・病後児保育環境整備事業 (H21, 22の2カ年限り)	病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型) を実施するために必要な備品の購入に対する助成	市町村	1 / 2 以内
放課後児童クラブ環境整備事業 (H21, 22の2カ年限り)	放課後児童健全育成事業を実施するために必要な分割・改修・備品購入に対する助成		

### 3 平成 2 1 年度予算額

9 9, 0 0 0 千円

(担当課 青少年家庭課)

# 保育所等整備支援事業（安心こども基金事業）

## ①保育所緊急整備事業

### 1 趣 旨

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村について、追加的財政措置（補助率の嵩上げ）を行う。

#### (2) 整備対象施設

児童福祉法第35条第4項に規定する保育所

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

#### (5) 補助率

国（基金）1／2（2／3）

（ ）書きは、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における補助率

#### (6) 事業期間

平成20年度～平成22年度

### 3 平成21年度予算額

191,794千円

（担当課 青少年家庭課）

# 地域児童育成事業

## ①放課後児童健全育成事業

### 1 趣 旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

### 2 事業の概要

- (1) 実施主体：市町村（委託を含む）  
 (2) 放課後児童クラブ(登録児童数10人以上)の運営費助成

(単位：千円)

区 分		国 庫 補 助	
負 担 区 分		国1/3 県1/3 市町村1/3	
年間開設日数		250日以上	200日～249日
基 本 単 価	10人～19人	995	—
	20人～35人	1,630	1,651
	36人～70人	2,426	
	71人以上	3,222	
長時間加算			
平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合基本単価に加算)		平日分 202	202
長期休暇等分 (1日8時間を超えて開設する場合)		長期休暇等分 91	
開設日数加算 (原則1日8時間以上開所)		13千円×251日～300日までの250日を超える日数	

### ☆放課後子ども環境整備事業

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための環境整備

- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業  
 既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入 700万円
- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業  
 既存施設の改修を伴わない設備の整備(備品の購入等) 100万円
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業  
 障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入  
 100万円

### ☆放課後児童クラブ支援事業

放課後児童クラブの円滑な事業実施を支援

- (1) ボランティア派遣事業 454千円(1事業実施) 673千円(複数実施)
- (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 750千円
- (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 一人当たり4,200円(上限584千円)
- (4) 障害児受入推進事業 1,421千円

### 3 平成21年度予算額

254,821千円(国庫補助事業)

(担当課 青少年家庭課)



# 子育てに関する経済負担対応事業

## ①第3子以降保育料軽減事業

### 1 趣 旨

経済的負担感の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

### 2 事業の概要

認可保育所、へき地保育所、保育型児童館及び認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準に適合している場合に限る。）に入所している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を軽減する。

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業内容

①対象児童が認可保育所に入所している場合

区 分	市町村事業内容	補助基準額
第2階層～第4階層 に属する世帯	市町村保育料を市町村が定める軽減率（※1）に応じて免除又は補助	国基準額に市町村が定める軽減率（※2）を乗じた額 （ただし軽減率上限2/3）
第5階層～第7階層 に属する世帯		国基準額に市町村が定める軽減率（※2）を乗じた額 （ただし軽減率上限1/2）

※1 市町村は実情により軽減率を設定することができる。

※2 市町村事業内容の軽減率と同率。

②対象児童がへき地保育所又は保育型児童館に入所している場合

対象児童の保育料（11時間以内の基本的な利用に要する費用に相当する額）を市町村が定める軽減率に応じて免除又は補助（ただし軽減率上限1/2）

③対象児童が認可外保育施設に入所している場合

対象児童の保育料（11時間以内の基本的な利用に要する費用に相当する額（国基準額表の第6階層に係る国基準額を上限とする））を市町村が定める軽減率に応じて補助  
（ただし軽減率の上限1/2）

(3) 補助率：県1/2

### 3 平成21年度予算額

101,507千円

(担当課 青少年家庭課)

# 子どもと家庭相談体制整備事業

## 1 趣 旨

児童相談所に弁護士や医師を配置し専門的機能の充実、市町村との連携の強化や児童委員及び電話相談を実施する団体への支援を行うとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行い、児童虐待を早期発見し適切な対応が行える相談・支援体制の整備を進める。

## 2 事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業	
①虐待対応専門スタッフの配置	法律上の問題に対応するための弁護士、保護者へのカウンセリングを行うための精神科医を配置し、島根大学からは、法医学医等の派遣を受け診断及び所見を得る。
(2) 虐待防止地域連携強化事業	
①虐待防止県民運動の展開	11月の児童虐待防止推進月間に街頭啓発等を実施する。
②子ども専用相談電話支援事業	子どもが助けを求め相談できる電話窓口を開設する団体に対し電話代金の無料化経費を助成する。
(3) 市町村相談体制支援事業	
①市町村職員等専門研修会 (児童福祉司任用資格認定講習会)	国が児童福祉司資格認定のために定めた基準に準拠した研修会を開催し、市町村職員等の資質向上を図る。

## 3 平成21年度予算額

63,569千円

(担当課 青少年家庭課)

# 里親委託児童支援事業

## ①家庭的養護促進事業

### 1 趣 旨

児童虐待相談等により社会的養護を必要とする児童に対し、家庭的な環境の中で養育する里親の重要性はますます高まっている。

このため、里親制度の普及と理解促進、新規里親の開拓及び里親委託の推進を図り、要保護児童の福祉の増進に資する。

### 2 事業の概要

(1) 実施主体：島根県（島根県里親会に委託）

(2) 事業内容

養育経験のある里親10名程度を、「社会的養護推進里親」として任命し次の活動を行う。

①訪問援助活動（児童福祉施設との連携強化と里親支援）

・児童福祉施設の家庭支援専門相談員等との情報交換及び里親からの養育相談。

②普及啓発活動（地域の理解促進と新規里親の開拓）

③相互支援活動（里親相互の連携の強化）

・里親交流会を開催し、里親相互の親睦や連携を深め養育の技能と知識の向上を図る。

④委託促進活動（施設入所児童の里親委託の促進）

・里親が児童福祉施設等を訪問し受託予定児童との関係を構築する。

## 3 平成21年度予算額

1,062千円

(担当課 青少年家庭課)

# お産あんしんネットワーク事業

## 1 趣 旨

増加するハイリスク妊婦・低出生体重児に対応するため高度な周産期医療が求められ、また、産科・小児科医が減少する中、その人材確保とともに周産期医療機関の機能分担と病診連携の強化が必要となっている。

そのため、地域において妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

## 2 事業の概要

項 目	主 な 事 業 名	事 業 内 容
周産期医療ネットワークの構築	総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター支援事業	総合周産期母子医療センター（県立中央病院）及び地域周産期母子医療センターの運営費を助成
	島根県周産期医療協議会	島根県の周産期医療体制の推進について検討
	圏域周産期医療体制検討会	圏域ごとの周産期医療体制の推進について検討
	周産期医療従事者研修事業	周産期医療従事者研修・症例検討会（県立中央病院へ委託）

## 3 平成21年度予算額

9,568千円

(担当課 健康推進課)

# 妊婦健康診査臨時特例交付金事業

## 1 趣 旨

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業内容

県は妊婦健診に必要な経費を「妊婦健康審査支援基金」として造成し、市町村へ交付する。

### (2) 市町村における実施

妊婦は市町村窓口で妊娠の届出を行い、母子健康手帳と妊婦健診受診票の交付を受け、医療機関等で受診する。

市町村は、14回あるいは14回以上の妊婦健診に係る経費の公費助成を行う。

## 3 平成21年度予算額

186,115千円

(担当課 健康推進課)

# 親と子の医療費助成事業

## ①乳幼児等医療費助成事業

### 1 趣 旨

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。

### 2 事業の概要

#### (1) 助成内容

下表①～③の乳幼児等の医療費の支払額を、本人負担額が1割になるように助成する。本人負担額が高額にならないよう、1ヶ月・1医療機関あたりの限度額を下表のとおり定める。

(助成対象になるのは健康保険等の対象となる医療費の自己負担分)

対象（県内に住所を有する者に限る）	入院	通院
3歳未満児（所得制限なし）	2,000円	1,000円
3歳以上小学校就学前幼児（所得制限あり）	15,000円	8,000円
就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等 11疾患群にかかる入院（所得制限あり）	15,000円	助成対象外

※所得制限は、児童手当特例給付に準ずる。

[慢性呼吸器疾患等11疾患群]

慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患、悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、慢性消化器疾患の疾患群のうち市町村長が認定した疾患

#### (2) 助成方法

表①②の場合は、原則現物給付。ただし、県外の医療機関で受診した場合等現物給付によりがたい場合は償還方式により助成。表③の場合は、償還方式により助成。

### 5 平成21年度予算額

513,223千円

(担当課 健康推進課)

## ②特定不妊治療費助成事業

### 1 趣 旨

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 事業の概要

(1) 対象治療：体外受精及び顕微授精

(2) 助成対象者：戸籍上の夫婦

(3) 給付内容：1年度あたり治療1回につき上限額10万円（年度2回まで）、通算5年支給

(4) 所得制限：年間730万円以内（夫婦合算所得額）

### 3 平成21年度予算額

45,071千円

(担当課 健康推進課)

### ③先天性代謝異常検査事業

#### 1 趣 旨

重症身障者など特に精神発達に障害を生じるおそれのある先天性代謝異常等について、新生児に対してマススクリーニング検査を実施することにより、早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図ることを目的とする。

#### 2 事業の概要

##### (1) 事業内容

県内の新生児を対象とし、検査を受けることを希望する保護者が医療機関等の採血機関へ検査の申込みを行い、県立中央病院においてスクリーニング検査を実施する。

検査は、県の負担において行う（採血機関における採血料等は保護者の負担）

##### (2) 検査機関：島根県立中央病院

#### 3 平成21年度予算額

12,775千円

(担当課 健康推進課)

### ④障害児療養支援事業

#### 1 趣 旨

心臓疾患等県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する、身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担を軽減することによって、当該児童の療養環境の整備に資することを目的とする。

#### 2 事業の概要

##### (1) 交通費等助成

###### ①事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に入院する際に、本人及び付添者の交通費等への助成を行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

②実施主体：島根県心身障害児（者）親の会連合会

③助成額：定額方式

##### (2) 滞在資金貸付

###### ①事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に10日以上入院する際に、児童の扶養義務者に必要な準備経費・滞在経費の貸し付けを行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

②実施主体：島根県社会福祉協議会

③貸付額：入院期間1ヶ月未満…30万円以内、同1ヶ月以上…50万円以内

#### 3 平成21年度予算額

8,739千円

(担当課 健康推進課)

# 女性の健康相談事業

## ①不妊専門相談センター事業

### 1 趣 旨

不妊治療が普及する一方で、不妊に悩む夫婦等を対象とした専門医・助産師等による電話相談及び面接相談を行うことにより、不妊をめぐる悩みを解消し自己決定の支援を行うとともに、不妊に関する課題に対応する適切な体制整備を図る。

### 2 事業の概要

- (1) 運営体制：県立中央病院に不妊専門相談センターを委託設置し、専門医師や助産師等による不妊に関する電話相談、面接相談を実施する。
- (2) 電話相談：月～金曜日 13:00～16:00
- (3) 面接相談：予約制
- (4) メールによる相談：随時
- (5) 実施主体：島根県

### 3 平成21年度予算額

3,177千円

(担当課 健康推進課)

## 簡易水道等施設整備推進交付金事業

### 1 趣 旨

本県の水道普及率は、96.6%(平成19年度末)と年々向上しており、全国平均(97.4%)との格差も年々縮小しているが、中山間地域を中心として約2万5千人の未普及人口がある。

県では、水道未普及地域の解消など定住環境の整備促進を目的として、国庫補助制度を活用して簡易水道等施設整備を行う市町村に対して、積極的に助成を行う簡易水道等施設整備推進交付金制度を設けている。

### 2 事業の概要

#### 【交付金の名称】

しまね市町村総合交付金(簡易水道等施設整備推進交付金)

#### 【交付対象事業及び交付率】

交付額 = 国庫補助基本額 × 交付率

「しまね市町村総合交付金」として、他の交付金と一括して一般会計へ交付(翌年度以降5年間に分割交付)

厚生労働省国庫補助事業の区分	交 付 率	
	市町村設置型合併処理浄化槽整備事業を導入又は計画している市町村が平成17年度までに着工し実施するもの	左記以外の市町村が実施するもの
新 設 事 業	8%	4%
区域拡張事業	6%	3%
水量拡張事業	3%	—
改 良 事 業	新たにろ過施設等を導入するものに限る 3%	

### 3 平成21年度予算額

91,152千円

(担当課 薬事衛生課)

## ハンセン病療養所入所者等支援事業

### 1 趣 旨

「らい予防法」に基づく強制隔離政策のため、家族や故郷から引き離され、長い年月にわたり療養所生活を強いられてきた入所者及びその家族に対する支援活動やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

### 2 事業の概要

事業区分	事業主体	事業内容
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	島根県	世帯主が療養所入所のため不在の家族に対し生活費給付の援護を実施
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会 島根県	県出身の全国の療養所入所者を対象に年1回島根県への里帰りを実施
ハンセン病療養所訪問事業	島根県藤楓協会 島根県	高齢等の理由で里帰り事業に参加されない方への面会などの療養所訪問を実施
ハンセン病に関する普及啓発事業	島根県藤楓協会 島根県	ハンセン病に対する正しい知識を普及するため、保健所ごとの普及啓発活動や、小中学校への副読本の配付、教職員及び看護学生等の療養所訪問等を実施

### 3 平成21年度予算額

1,907千円

(担当課 健康推進課)

## 女性相談事業

### 1 趣 旨

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために、様々な悩みを持つ女性からの相談に応ずるとともに、夫、恋人等からの暴力を根絶するため、県民に対する意識啓発を行う。

### 2 事業の概要

- (1) 女性相談員による相談の実施
- (2) 弁護士による専門相談の実施
- (3) 関係機関との連携
  - ①女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催
  - ②DV被害防止事例検討会の開催
- (4) 女性相談員専門研修の実施
- (5) DVについての理解を促すための普及啓発

### 3 平成20年度予算額

38,030千円

(担当課 青少年家庭課)

# 審 議 会 等 一 覧

## (1) 法令によるもの

平成21年4月1日現在

所管課	名 称	概 要	委員数
地域福祉課	<b>島根県社会福祉審議会</b> ・民生委員審査、身体障害者福祉、知的障害者福祉、老人福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会 ・審査部会、健全育成部会、児童処遇部会、母子保健部会	○社会福祉法第7条第2項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	50人 (臨時委員28名を含む)
医療対策課	<b>島根県医療審議会</b> ・施設整備、医療法人、感染症の各部会	○医療法第71条の2に基づき設置。医療法に規定された調査審議及び知事の諮問に応じた県の医療提供体制の確保に係る重要事項の調査審議に関する事務	22人 (専門委員1人含む)
	<b>島根県地域医療支援会議</b>	○医療法第30条の12第1項の規定に基づき設置。県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するための施策の企画調整、進行管理、評価に関する事務	23人
	<b>島根県准看護師試験委員会</b>	○保健師助産師看護師法第25条に基づく、准看護師試験合格者の決定その他准看護師試験に関する事務	14人
健康推進課	<b>島根県国民健康保険審査会</b>	○国民健康保険法第92条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など国民健康保険制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
	<b>島根県後期高齢者医療審査会</b>	○高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など後期高齢者医療制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
高齢者福祉課	<b>島根県介護保険審査会</b>	○介護保険法第184条に基づき設置され、要介護認定など介護保険に関する保険者の処分に対する審査請求の審理事務	21人
障害者福祉課	<b>島根県障害者施策推進協議会</b>	○障害者基本法第26条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な調査審議及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	15人
	<b>島根県障害者介護給付費等不服審査会</b>	○島根県介護給付費等不服審査会条例に基づく、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者が、県知事に対して行う審査請求の審理事務	10人



所管課	名 称	概 要	委員数
障害者 福祉課	島根県精神保健福祉審議会	○島根県精神保健福祉審議会条例に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の審議及び知事への意見具申に関する事務	9人
	島根県精神医療審査会	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の要否の審査、第38条の5第2項の規定による精神科病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に係る事務	20人
薬事衛 生課	島根県自然環境保全審議会温泉部会	○都道府県知事が、温泉法第28条の規定に基づき、温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可、増掘及び動力装置の許可等を行うに際しての意見の審議に係る事務	10人
	島根県生活衛生適正化審議会	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定による事項（適正化規定の認可の処分等）に関する事務。物価統制令第4条の規定による統制額の指定に係る事項（一般公衆浴場の入浴料金）の調査審議に関する事務	上限 10人
	島根県感染症診査協議会	○就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審査（3保健所に設置）	45人
	島根県公害健康被害認定審査会	○指定疾病の認定、補償給付に関する審査	10人

## （2）条例によるもの

所管課	名 称	概 要	委員数
青少年 家庭課	島根県青少年問題協議会	○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議 ○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整	15人
障害者 福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会	○島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくひとにやさしいまちづくりに関する施策の総合的な推進に関し、必要な重要事項の調査審議に関する事務	10人

## 各 種 相 談 事 業 一 覧

平成21年4月1日現在

事業名・職名	職 務 内 容	設置場所等	人 員
民生委員・児童委員	地域住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を要する者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供、その他援助及び指導を行う。福祉事務所、児童福祉施設等関係機関と協力し活動を支援する。	市町村	2,004人
主任児童委員	児童の福祉に関し、関係機関・区域担当児童委員との連絡調整及び援助・協力をを行う。	市町村	273人
日常生活自立支援事業 (専門員・生活支援員)	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方々が、できるかぎり地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの相談・利用手続き・代行などの援助を行う。	市町村社会福祉協議会（県補助）	378人
福祉サービスに関する 苦情解決事業（島根県 運営適正化委員会）	福祉サービスに関する苦情について相談を受け付け、必要に応じて調査・あっせん案の作成を行い、苦情の解決を図る。	島根県社会福祉協議会（県補助）	1人
医療安全相談窓口	医療に関する相談や苦情を受け、相談者に対する情報提供や、必要に応じて関係する医療機関などへ連絡等を行う。	県庁医療対策課 各保健所	8人
小児救急電話相談 (#8000)	子どもの急病等への対応に関する医療相談 利用時間：平日 19:00～23:00、 土日祝 9:00～23:00	民間電話相談事業者 へ委託（看護師、医師が対応）	—
原子爆弾被爆者相談員	原子爆弾被爆者に対する各種健診の受診勧奨及び各種相談。	県原爆被爆者協議会（県内各地）	21人
戦没者遺族相談員	各種年金給付の受給に関する相談、指導及び関係機関との連携。	市町村	19人
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談、指導。	市町村	11人
女性相談員	要保護女子の発見、相談指導。	女性相談センター 各児童相談所	10人
母子自立支援員	母子家庭及び寡婦に対する相談指導及び就業支援。	市町村	25人

事業名・職名	職 務 内 容	設置場所等	人 員
母子福祉センター (母子家庭等就業・自立 支援センター)	母子家庭・寡婦の生活等に関する相談や職 業紹介、各種支援事業の実施。	いきいきプラザ (県立東部総合福祉 センター)	3人
子どもと家庭電話相談 室	児童や家庭の問題に関する電話相談。 (7月～9月・祝日・年末年始除く毎日9:00 ～21:30)		13人
身体障害者相談員	身体障害者の更生、援助の相談、指導。	市町村	36人
知的障害者相談員	知的障害者に対する相談、指導。	市町村	22人
精神保健福祉相談員	心の健康相談、精神医療に係る相談や社会 復帰相談、アルコール、認知症等の特定相 談等精神保健福祉全般の相談。 各保健所では管内町村で巡回相談を実施。	各保健所 心と体の相談セン ター	19人
心と体の相談センター	身体障害者の更生・援助の相談、指導。 知的障害者に対する相談、指導。 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相 談、指導。 高次脳機能障害者に対する相談、指導。	心と体の相談セン ター	18人
高齢者医薬品安全使用 講座	高齢者を対象に、医薬分業の意味、正しい 医薬品の使用方法等についての講習。	各保健所	—
不妊専門相談センター	不妊に関する悩みについて相談、助言を行 うとともに、治療機関等の情報提供。 (電話相談、メールによる質問、予約によ る面接相談)	県立中央病院 (県委託)	—
しまね難病相談支援セ ンター	難病に関する相談や情報提供を行うととも に、患者家族会の支援や就労支援等を実 施。	財団法人 島根難病研究所 (県委託)	2人

# 地 方 機 関 一 覧

平成21年4月1日現在

## 【行政機関】

機 関 名	概 要	所 在
保健所 (地域保健法 § 5)	<p>○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関</p> <p>○保健所の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務保健部：総務グループ（総務担当）、健康増進グループ、医事・難病支援グループ、心の健康支援グループ（松江、出雲） （隠岐：総務医事グループ、健康増進グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ）</li> <li>・環境衛生部：衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ（浜田）、動物管理グループ（出雲）、食品衛生機動監視グループ、地域環境改善スタッフ（松江） （隠岐：環境衛生グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ）</li> </ul>	松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 （西ノ島町）
福祉事務所 (社会福祉法 § 14)	<p>○福祉事務所については、町村の福祉事務所設置の進展（全町村設置）のため、平成21年3月末の西部福祉事務所廃止をもって県設置の福祉事務所は全て廃止された。 （法人・事業者等の相談指導、町福祉事務所の生活保護業務支援のため浜田市に地域福祉課石見スタッフを配置）</p>	
保健環境科学研究所	<p>○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 （平成21年3月をもって公の施設機能（県民等からの依頼検査）を廃止。）</p> <p>○研究所の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画情報グループ ・企画調整・GLPスタッフ</li> <li>・保健科学部：細菌グループ、ウイルスグループ、食品化学スタッフ</li> <li>・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境グループ、水環境グループ</li> <li>・原子力環境センター</li> </ul>	松江市
各児童相談所 (児童福祉法 § 12)	<p>○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関</p> <p>○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。</p> <p>○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、嘱託医師等を配置。</p> <p>○平成17年度から、女性相談相談員を配置し女性相談業務を実施</p>	中央：松江市 （隠岐の島町） 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 ※（ ）は分室
食肉衛生検査所	<p>○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理化学検査室を整備して設置した検査機関。</p> <p>○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌の衛生対策や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。</p> <p>○平成13年10月からと畜場に搬入されたすべての牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位（頭部（舌、頬肉を除く。）、せき髄及び回腸遠位部）の適正処理について指導している。</p>	大田市

【公の施設】

機 関 名	概 要	所 在
<p>総合福祉センター (東部・西部)</p>	<p>○[介護研修センター] 認知症介護及び身体拘束廃止のための研修等の専門的な研修及び福祉用具の情報提供・相談指導・普及啓発を行う機関として東部、西部に設置。島根県社会福祉事業団へ運営委託。</p> <p>○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障害者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障害者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障害の相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障害は西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託。</p> <p>○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託。</p> <p>○[母子福祉センター] 母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。財団法人島根県母子会連合会に運営委託。</p>	<p>東部：松江市 (いさきプラザ島根内) 西部：浜田市 (いわみーる内)</p> <p>○指定管理者へ管理委託</p>
<p>松江高等看護学院 &lt;業務委託&gt;</p>	<p>○准看護師免許取得者が看護師を目指すための養成所(2年課程)。修業年限3年の定時制。</p> <p>○松江市医師会へ管理運営業務を委託</p>	<p>松江市</p>
<p>石見高等看護学院 &lt;業務委託&gt;</p>	<p>○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。修業年限3年。</p> <p>○益田市医師会へ管理運営業務を委託</p>	<p>益田市</p>
<p>わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法 § 44)</p>	<p>○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設。</p> <p>○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施。</p>	<p>松江市</p>
<p>心と体の相談センター (身体障害者福祉法 § 11) (知的障害者福祉法 § 12) (精神保健及び精神障害者福祉法 § 6) (障害者自立支援法 § 78)</p>	<p>○18歳以上の身体障害者・知的障害者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。</p> <p>○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障害者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。</p> <p>○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置。</p> <p>○高次脳機能障害者支援拠点</p>	<p>松江市</p>
<p>女性相談センター (売春防止法 § 34)</p>	<p>○緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性に対し、生活各般の相談、指導および援護を行うための施設</p> <p>○「売春防止法」、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」に基づく相談・情報提供及び一時保護等の業務を行う。</p> <p>○女性相談員、生活援助員等を配置</p> <p>○平成18年度に、大田市にあった組織を松江市に設置し、これまでの組織は「あすてらす女性相談室」に再編</p>	<p>松江市、 (大田市)</p> <p>※( )は分室</p>

## いきいきプラザ島根といわみーる

	いきいきプラザ島根	いわみーる
オープン	平成7年7月	平成12年4月
所在地	松江市東津田町1741番地3	浜田市野原町1826番地1
面積	敷地面積：12,405㎡ 延床面積：10,858㎡	敷地面積：12,375㎡ 延床面積：6,776㎡
建物構造	本館：RC5F 実習棟：RCIF 温室：S1F	本館：RC4F 実習棟：SIF 温室：S1F
入居施設	県立東部総合福祉センター	県立西部総合福祉センター
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     介護研修センター                      聴覚障害者情報センター                      福祉人材センター                      母子福祉センター                      貸出施設（研修室、体育室等）                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     介護研修センター石見分室                      西部視聴覚障害者情報センター                      福祉人材センター                      貸出施設（研修室、体育室等）                 </div>
	県立生涯学習推進センター	県立西部生涯学習推進センター
		県立西部情報化センター
その他の施設	その他の施設	その他の施設
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     シマネスクくにびき学園東部校                      いのちの電話（以下、独立法人）                      島根県社会福祉事業団                      共同募金会                      島根県社会福祉協議会                      島根県母子会連合会                      しまね自然と環境財団                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     シマネスクくにびき学園西部校                 </div>

## 県 出 資 外 郭 団 体 一 覧

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
<b>財団法人島根難病研究所</b>		○老年医学等の研究を島根大学等との連携の下に実施し、医学研究の振興等を目指すとともに、併せて移植医療への支援等を行い、もって地域医療の向上に寄与する	○健康長寿しまねの推進に関する島根大学との共同研究 ○老年医学をはじめとした医学研究の実施 ○移植医療に関する知識の普及啓発等の実施（まごころバンク事業） ○難病相談支援事業 ○健診事業及び検査受託事業〔委託費〕 ・移植医療の推進 20,718千円 ・難病相談・支援センター事業 12,651千円 ・重症難病患者入院施設確保事業 4,494千円
○S51.3設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 出雲市塩冶町 ○設立根拠 民法§34	○代表者名 理事長 江口博晴 ○基本財産 10,000千円 うち県1,000千円 (10%)		
<b>財団法人島根県環境保健公社</b>		○予防医学活動を主軸として、環境保健事業を推進し、島根県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する	○保健・環境に関する知識の普及と昂揚及び必要な調査と研究 ○がん、結核、その他生活習慣病等の健診及び検査 ○労働安全衛生法等に基づく各種健診、検査及び測定 ○衛生検査センター及び保健診療施設の設置経営 ○水道法及び食品衛生法に基づく各種検査 ○(財)予防医学事業中央会島根県支部、(財)日本対がん協会島根県支部、(財)結核予防会島根県支部
○S48.2設立 ○医療対策課所管 ○所在地 松江市古志原 ○設立根拠 民法§34	○代表者名 理事長 田代 收 ○基本財産 1,000千円 うち県1,000千円 (100%)		
<b>財団法人島根県障害者スポーツ協会</b>		○障害者がスポーツ活動を通じて、健康の増進及び自立意欲の向上を図ることにより、障害者の社会参加を促進し、もって、障害者福祉の向上に寄与する	○障害者スポーツに関する調査研究及び広報活動 ○障害者スポーツ指導者の養成 ○障害者の各種スポーツ団体、地域組織等の育成、指導 ○障害者スポーツ教室、大会等の開催 ○障害者スポーツ功労者の表彰 ○障害者スポーツの振興に関する事業の受託 (委託費) 障害者スポーツ振興事業 39,730千円
○S54.5設立 ○障害者福祉課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 民法§34	○代表者名 理事長 福井幸夫 ○基本財産 255,000千円 うち県200,000千円		

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
<b>社会福祉法人島根県社会福祉事業団</b>		○多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する	○第1種社会福祉事業 特別養護老人ホームの設置経営 知的障害者更生施設の設置経営 身体障害者療護施設・肢体不自由者更生施設の設置経営 ○第2種社会福祉事業 保育所の設置経営 (委託費) 聴覚障害者及び視聴覚障害者情報提供施設の受託経営 56,550千円 介護実習普及センター受託経営 59,429千円 老人短期入所事業、身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業、放課後児童健全育成事業等
○S40.7 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 社会福祉法 § 22	○代表名 理事長 矢野正治 ○基本財産 30,000千円 うち県4,700千円 (15.7%)		
<b>財団法人島根県生活衛生営業指導センター</b>		○生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする	○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導 ○標準営業約款に関する営業者の登録 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会等の開催又はその斡旋 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 ○(補助金)生活衛生営業指導費補助金 20,496千円 (交付金)生活衛生関係営業振興助成交付金 900千円
○S59.3 設立 ○薬事衛生課所管 ○所在地 松江市大輪町 ○設立根拠 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 § 57の3①	○代表者名 理事長 鈴木 幸通 ○基本財産 4,100千円 うち県2,000千円 (48.8%)		



## 各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<b>島根県地域福祉支援計画</b> ○計画期間： H17～H21 ○策定根拠： 社会福祉法 § 108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたものです。 ○市町村地域福祉計画の中に、災害時の要援護者の支援方法などを盛り込むよう厚生労働省からガイドラインも示されており、今後、市町村地域福祉計画の策定状況や内容等を踏まえながら、県支援計画の見直しを行っていく予定です。
<b>島根県保健医療計画</b> ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 医療法 § 30の4①	○平成17年の医療制度改革と、これに伴う平成18年の第5次医療法改正を受け、県民が良質かつ適切な医療を受けられる体制を目指し、予防を重視した健康づくりの推進、限られた医療資源を最大限活用するための医療機関相互の機能分担と連携の強化、患者の立場に立った医療情報の提供などを推進するため、平成20年4月に平成24年度までの5年間を計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。
<b>島根県地域医療支援計画</b> ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○国の第10次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。
<b>島根県がん対策推進計画</b> ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： がん対策基本法 § 8① ※島根県がん対策推進条例の趣旨に沿って策定	○全ての国民及びがん患者や家族の立場にたつて、総合的ながん対策の一層の推進を図るために、平成18年6月「がん対策基本法」が制定され、さらに平成18年9月には「島根県がん対策推進条例」が全国で初めて制定された。 ○法及び基本計画、条例を基本として、平成19年11月に島根県がん対策推進協議会が設置され、ここでの検討を踏まえ、「島根県がん対策推進計画」を策定した。 ○重点施策として、「がん予防の推進」、「緩和ケアの推進」、「患者支援」の3つを掲げるとともに、重点目標を3項目設定しているほか、分野別施策として7項目を提示し、各項目に具体的数値目標を設定している。 ○計画期間は平成20年4月から平成24年度までの5年間とし、中間年である平成22年度に中間評価を行う。
<b>島根県食育推進計画</b> ○計画期間： H19～H23 ○策定根拠： 食育基本法	○県民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するために、食育の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進を図ることを目的とする。 ○特に、島根の風土、自然環境、地域で活躍する高齢者や組織等の島根を支える力（地域力）を生かした島根らしい食育を進め、県民一人ひとりの実践を促す。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p><b>島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画</b>  ○計画期間：H21～23  ○策定根拠：  老人福祉法 § 20の9  介護保険法 § 118①  ※老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体のものとして策定</p>	<p>○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者が尊厳を保ちながら地域で自立した生活が出来るようなサービス提供体制に努めていく必要がある。</p> <p>○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「サービス基盤の計画的な整備」、「介護サービスの質の確保」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「地域ケア体制の確立」、「介護人材確保の対策と質の高い人材の養成」、「高齢者の積極的な社会参加の推進」を掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。</p> <p>○特に、介護サービス量については、今後とも需要の伸びが見込まれるとともに、利用者の選択の機会を確保していく必要がある。こうした状況を踏まえて、各保険者が決定した介護サービス量が、計画期間中に円滑に提供されるように、県として支援していくものである。</p> <p>○計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。</p>
<p><b>しまね高齢社会振興ビジョン21</b>  ○目標年次平成22年</p>	<p>○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性を示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにしたものの。</p>
<p><b>島根県地域ケア整備構想</b>  ○計画期間：  H19～H24  (療養病床転換推進計画)</p>	<p>○療養病床再編の過程を通して、人口構造等の将来的な展望を踏まえながら、高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制整備を、地域のニーズに沿った形で進めようとするための構想。</p> <p>○「医療費適正化計画」、「保健医療計画」及び「介護保険事業支援計画」との整合性を図りながら、地域ケア体制のあり方・将来像、介護サービス等の必要量の見込みとその確保方策、療養病床の転換の推進（療養病床転換推進計画、転換支援措置）を明らかにしたものの。</p>
<p><b>島根県医療費適正化計画</b>  ○計画期間：  H20～H24  ○策定根拠：  高確法 § 9</p>	<p>○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、2つの施策（生活習慣病の予防対策・平均在院日数の短縮）により将来的な医療費の伸びを抑制することを目指すものである。</p> <p>○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保健事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。</p> <p>○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間を計画期間として策定。</p> <p>○平成22年度に中間評価を行い、平成25年度に実績評価を行う。</p>
<p><b>島根県次世代育成支援行動計画 [前期計画]</b>  (しまねっ子すくすくプラン)  ○計画期間：  H17～H21  ○策定根拠：次世代育成支援対策推進法 § 9</p>	<p>○進行する少子化に対応するため、今後10年間で集中的、計画的、総合的に次世代育成支援対策（少子化対策）を進めることを目的として、前期5年の計画を策定した。</p> <p>○「子育て・子育てをみんなで支える地域づくり」、「安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備」、「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の三つの基本理念のもとに幅広い分野の施策を掲げ、実施時期を明示するとともに可能な限り数値目標を設定し、市町村、企業、民間活動団体や地域住民との協働のもとに取組みを進め、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現を図ることとしている。</p> <p>○児童福祉法第56条の9の規定に基づく都道府県保育計画と一体のものとして策定した。</p> <p>○後期5年（H22～H26）の計画については、平成21年度に策定する。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<b>しまね青少年プラン (スサノオプラン)</b> ○計画期間： H17～H21	○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。 ○青少年の健全育成の推進に当たっては、県民の意識を高め、青少年を健やかに育む地域環境づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を呼びかけている。
<b>島根県ひとり親家庭等自立支援計画</b> ○計画期間：H20～H29 ○策定根拠：母子及び寡婦福祉法第12条	○ひとり親家庭等の自立を促進していくためには、子どもが心身ともに健やかに成長するための必要な諸条件の整備と、家族の健康の保持増進も含め、種々の施策を総合的かつ計画的に推進していくことが不可欠であり、ひとり親家庭等を支援する9つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いたプランを総合的に推進する。 ○この計画策定の指針ともなる「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号）の対象期間が満了する平成24年度、または、状況の変化を勘案し、必要に応じて見直しを行う。
<b>島根県DV対策基本計画</b> ○計画期間： H20～H22 ○策定根拠： DV防止法 § 2 の 3	○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。 ○計画期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間であり、平成21年度に見直しを行う。
<b>島根はつらつプラン (島根県障害者計画)</b> ○計画期間： H15～H24 ○策定根拠： 障害者基本法 § 9	○21世紀初頭に達成すべき本県の障害者施策推進の基本的方向や達成すべき障害者福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。 ○障害のある人が「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもとに、共に支え合う地域社会の中で、県民誰もが住みたい地域で安心して暮らすことができ、自分らしい生活をするのできる社会を創ることを基本理念とする。 ○本計画の期間は平成15年度から平成24年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行うこととする。また、達成すべき障害者福祉サービスの目標は前期5ヵ年について設定している。
<b>島根県障害福祉計画</b> ○計画期間： H18～H23年 ○策定根拠： 障害者自立支援法 § 8 9	○障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるための計画。 ○障害のある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本に、障害者が必要とする介護及び訓練の障害福祉サービスの確保、障害者の地域生活への移行、福祉施設（福祉就労）から一般就労を推進。
<b>島根県自殺対策総合計画</b> ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 自殺対策基本法 § 4	○今後の本県における総合的な自殺対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○数値目標として、平成14～18年の5年間の平均自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を20%減少 ○推進体制として、島根県自殺総合対策連絡協議会（関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自殺対策の推進）と、圏域自殺対策連絡会（地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進）を核に取り組む。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<b>島根県障害者就労支援事業 所工賃倍増計画</b> ○計画期間： H19～H23 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○就労意欲のある障害者が利用する福祉施設において、利用者に支払われる工賃水準の向上に向けた取り組みを推進するため、工賃向上に関する実施計画を策定するもの。 ○障害者が地域において真に自立するためには、所得水準の向上を図ることが必要であり、就労活動の充実は、所得水準向上の観点のみならず、障害者の社会参加の促進や自己実現を図る上でも大切である。 ○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。
<b>感染症予防計画及び結核対策推進計画</b> ○策定根拠： 感染症法 § 10、§ 11	○感染症法の一部を改正する法律の施行（平成19年4月1日施行）に伴い、結核予防法が廃止され結核対策も感染症法に組み込まれたことから、感染症予防計画を改正するとともに結核対策推進計画を策定することとしている。 ○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。 ○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。
<b>新型インフルエンザ対策行動計画</b> ○策定根拠： 厚生労働省通知	○新型インフルエンザが発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。 ○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「体制と連携」、「サーベイランス」、「予防と感染拡大防止」、「医療」、「情報収集・提供」、「社会機能維持」の6項目について立案している。 ○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が不足すると予測されることから、タミフルの備蓄計画も盛り込んでいる。
<b>島根県水道水質管理計画</b> ○計画期間：H19～H28 ○策定根拠：厚生省通知	○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。
<b>島根県水道整備基本構想</b> ○計画期間：H元～H22 ○策定根拠：厚生省通知	○年々増加する需要水量に対応するために、広域的な水源の確保が必要であり、長期的な水需要予測を行い、水道事業の広域的かつ計画的な整備を図る。
<b>東部地域広域的な水道整備計画</b> ○計画期間：H4～H25 ○策定根拠： 水道法第5条の2	○島根県水道整備基本構想に基づき、東部圏域の広域的・計画的な水道整備に関する基本方針を樹立し、水道用水の安全で安定した供給と均衡のある給水体制の確保を図る。
<b>島根県動物愛護管理推進計画</b> ○計画期間：H20～H29 ○策定根拠：動物愛護管理法第6条の1	○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。
<b>食育・食の安全安心確保に係るアクションプラン</b> ○計画期間：H20～H23 ○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針	○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み（行動計画）を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。

# 保健・福祉関係施設制度一覧

平成21年4月1日現在

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
救護	救護施設 (入所)	生活保護法 § 40、41	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う	国1/2 県1/4 等	法人 3	—	定員 240	措置	国3/4 県(市)1/4	基準生活費等を超える収入部分
保健	市町村保健センター	地域保健法 § 18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	—	42	—	—	—	市町村	なし
	母子健康センター (助産部門のみ入所)	母子保健法 § 22	母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの事業に合わせて助産を行う	—	市町村 2	—	—	一部措置	市町村	入所措置は所得応能負担
老人	地域包括支援センター (利用)	介護保険法 § 115の39	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント等を実施し、高齢者を包括的に支援する施設	—	27	—	—	—	交付金	なし
	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 § 7 22	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや、看護・介護を必要とする要介護高齢者等が入(通)所する。	国交付金(小規模のみ)	市町村2 医療法人19 社会福祉法人9 医師会社団法人2	老健計画2,056床	2,212床	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費+日常生活費
	養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の4	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	—	市町村10 法人 13	老健計画1,268人	1,268人	措置	市町村一般財源	所得別の応能負担
	特別養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の5	65歳以上の者で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、常時の介護、食事、入浴などの日常生活の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	国交付金(小規模のみ)	市町村12 法人 67	老健計画4,583人	4,515人	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費等
	介護老人福祉施設	介護保険法 § 7 21								
軽費老人ホーム (A型) (入所)	老人福祉法 § 20の6	60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情などの理由で、居宅において生活することが困難な者が入所できる。食事の提供など日常生活に必要な便宜を供与するとともに、入所者の状態によって身の回りの世話を行う	—	法人 4	—	—	200人	契約	事務費補助金	轡費: 所得別 応能負担 生活費: 全額自己負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
老人	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	老人福祉法 §20の6	60歳以上の者で、自炊が出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安がある者で、家族による援助を受けることが困難な者が入所できる施設。入所者の生活相談、在宅福祉サービスの利用紹介・手続き、食事や入浴の準備、緊急時の対応を行う	国交付金(小規模の特定指定分のみ)	法人 10	—	502人	契約	事務費補助金	事務費: 所得別 応能負担 生活費: 全額自 己負担 管理費: 全額自 己負担
	有料老人ホーム (入所)	老人福祉法 §29	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又は日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする施設。入所の条件、サービス内容は契約によって決められる。	—	31	—	809人	契約	—	利用料全額 自己負担
児童	児童養護施設 (入所)	児童福祉法 §41	原則として乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、自立を支援する	国交付金	法人 3	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	児童自立支援施設 (入所)	児童福祉法 §44(施行令 §10)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する	国交付金	県立 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	自立援助ホーム (入所)	児童福祉法 §33⑥1	児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、共同生活を営むべき住居において、相談その他の援助及び就業の支援等を行う	国交付金	法人 1	2箇所	1箇所	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	乳児院 (入所)	児童福祉法 §37	原則として乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、概ね2歳未満の幼児を含む)を入院させて、これを養育する	国交付金	法人 (日赤) 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	母子生活支援施設 (入所)	児童福祉法 §38	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援する	—	市町村 2 法人 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担
	助産施設 (入所)	児童福祉法 §36	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることの出来ない妊産婦に助産を受けさせる	—	市町村 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	保育所 (通所)	児童福祉法 § 39	保護者の労働又は疾病等により保育に欠ける乳幼児について、保護者から申し込みがあった場合に保育する	県安心 こども 基金	市町村 88 法人等187	—	—	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4 (民設保 育所)	所得別の応 能負担→応 負担への移行の動き
	認定こども園 (通所)	就学前の子 どもに関する 教育、保育 等の総合的 な提供の推 進に関する 法律 § 3	小学校就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備え、認定基準を満たす施設	県安心 こども 基金	法人 2	—	—	契約	類型によ り既存の 幼稚園・ 保育所の 補助制度 等	施設毎に定 める
	へき地保育所 (通所)	設置要綱	保育所を設置することが困難な地域において、保育を要する児童に対し、必要な保護を行う	—	市町村10	—	—	契約	国交付金	市町村が定 める
	児童厚生施設 (利用)	児童福祉法 § 40	児童館等により、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする	国1/3 県1/3 (児童館)	児童館22 児童遊園 7	—	—	—	国、県、市 町村各1/3 (児童館)	市町村が定 める
	知的障害児施設	児童福祉法 § 42	知的障害児を入所により、保護するとともに自立自活に必要な知識技能を習得するするため支援を行う	基準額 のうち 国2/3 県1/3	公立 2 法人 3	—	5カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	1割負担＋ 食費等
	肢体不自由児施設	児童福祉法 § 43の3	肢体の不自由な児童を治療し、自立自活に必要な知識技能を習得するするため支援を行う	基準額 のうち 国2/3 県1/3	法人 2	—	2カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	1割負担＋ 食費等
	重症心身障害児施設	児童福祉法 § 43の4	重度の知的障害、肢体不自由が重複している児童を入所により、保護するとともに治療及び日常生活の指導を行う	基準額 のうち 国2/3 県1/3	法人 2	—	2カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	1割負担＋ 食費等

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	進行性筋萎縮症児病棟	児童福祉法 §27②	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	1割負担＋食費等
	重症心身障害児病棟	児童福祉法 §27②	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	国1/2 県1/2	1割負担＋食費等
身体障害	点字図書館	身体障害者福祉法 §34	無料又は低額な料金を、点字刊行物及び盲人用の録音物の貸出及び閲覧を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 2	—	2カ所	利用	補助・委託 国1/2 県1/2	
	聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 §34	手話入りビデオカセットの製作及び無料又は低額な料金をそれらを貸出し、又は聴覚障害者に対し、手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 2	—	2カ所	利用	委託 国1/2 県1/2	
知的障害	知的障害者生活ホーム	事業実施要綱	就労又は福祉的就労している知的障害者が利用することにより、通勤の便を図るとともに日常生活訓練の場とする	—	その他 2	—	2カ所 1カ所当たり定員3～9人	利用	補助 県1/2 市町村1/2	利用料徴収
障害共通	障害者支援施設	障害者自立支援法 §5⑫	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援を行うとともに、日中活動の場として施設障害福祉サービスを提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	—	—	—	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋食費等
	生活介護	障害者自立支援法 §5⑥	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人39	—	39カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋食費等



種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
障害共通	自立訓練（機能訓練）	障害者自立支援法 §5⑬	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション、生活に関する相談、助言等を行う。	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人2		2カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋ 食費等
	自立訓練（生活訓練）	障害者自立支援法 §5⑬	知的障害者、精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う。	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人16		16カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋ 食費等
	就労移行支援	障害者自立支援法 §5⑭	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人20		20カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋ 食費等
	就労継続支援A型	障害者自立支援法 §5⑮	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約の締結等による就労の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人6		6カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋ 食費等
	就労継続支援B型	障害者自立支援法 §5⑮	一般企業等での就労や雇用契約による就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人56		56カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋ 食費等
	共同生活介護	障害者自立支援法 §5⑩	夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	—	法人35		35カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋ 食費等
	共同生活援助	障害者自立支援法 §5⑯	地域において共同生活を行うのに支障がない人に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行う	—	法人42		42カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担＋ 食費等

介護保険施設の比較

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
開設者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体その他厚生労働省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師 等
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定
対象者	常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）の1割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担		
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（20%） 第2号被保険者保険料（30%）		
施設基準	居室（1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等 廊下幅：片廊下 1.8m以上、中廊下 2.7m以上 ※ユニット型の場合の居室面積は1人あたり13.2㎡以上	療養室（1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室 等 廊下幅：片廊下 1.8m以上、中廊下 2.7m以上 ※ユニット型の場合の療養室面積は1人あたり13.2㎡以上	病室（1人当たり6.4㎡以上） 診察室、手術室、処置室、臨床検査室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅：片廊下 1.8m以上、中廊下 2.7m以上 ※ユニット型の場合の病室面積は1人あたり13.2㎡以上
スタッフ  (入所者100人当たりの配置人員)	医師（非常勤） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 生活指導員 1人 機能訓練指導員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人	医師（常勤） 1人 看護師（准看護師含む） 10人 介護職員 24人 理学療法士又は作業療法士 1人 支援相談員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 薬剤師 等	医師 3人以上 看護師（准看護師を含む） 17人以上 看護補助者 17人以上 薬剤師、栄養士、診療放射線技師 等 (病院の療養病床にかかる部分のみ)

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。

介護保険居宅サービス等一覧

※事業所数は平成21年4月1日現在

サービス	概要	事業所数 ( )内は予防	事業者指定等
訪問介護、介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。	179 (169)	県(高齢者福祉課) ※21年度から松江市分 は権限移譲
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴	介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	24 (17)	
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	51 (50) ※みなし指定事業所数除く	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	8 (6) ※みなし指定事業所数除く	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。	4 (4) ※みなし指定事業所数除く	
通所介護、介護予防通所介護 (デイサービス)	日中、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。	233 (225)	
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	病院・介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るためのリハビリテーションを行います。	49 (46)	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活の世話、機能回復訓練を行います。	86 (82)	
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。	51 (47)	
特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護	養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	30 (29)	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。(介護度によっては利用できないものもあります。)	72 (72)	
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	入浴又は排泄などに使用する福祉用具を販売します。	70 (70)	
居宅介護支援	日常生活において、支援・介護が必要であると認定された方が、介護サービスを利用する際に必要となるケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。	252	
住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給します。	※事業者指定はありません。	
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症性老人が、共同して家庭生活を送りながら、介護や世話、機能回復訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)	105 (94)	市町村
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	認知症性老人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	48 (40)	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況に応じて、在宅や通いや短期入所サービスを組み合わせて、日常生活上の介護や機能訓練などを受けます。	33 (23)	
介護予防支援	要支援と認定された方が、介護予防サービスを利用する際に必要となるケアプラン(介護予防サービス支援計画)を作成します。	29	

# 社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成21年4月1日現在

種別・根拠法	概 要	措置権等	摘 要										
<b>老人（施設）</b> <b>【市、町村】</b> 老人福祉法 § 1 1	養護老人ホームに入所（地方公共団体設置）させ、又は入所を委託（社会福祉法人設置）する。 ※特別養護老人ホームへの入所については、H 1 2から介護保険制度に移行。 ただし、やむを得ない事由により介護保険制度による入所が困難であるときは、措置による入所制度あり。	S38：老人福祉法制定 措置権：県・市福祉事務所 H 5：市町村へ措置権移譲	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>措置権</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>10/10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>-</td> <td>10/10</td> </tr> </table>	措置権	市	町村	市	10/10	-	町村	-	10/10	
措置権	市	町村											
市	10/10	-											
町村	-	10/10											
<b>児童（助産の実施）【市、県】</b> 児童福祉法 § 2 2	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申込があった時は、その妊産婦に対して、助産施設において助産を行う。	S22：市町村措置権 S26：県及び市措置権（福祉事務所を管理する地方公共団体）	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>実施主体</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table>	実施主体	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
実施主体	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
<b>児童（母子保護の実施）</b> <b>【市、県】</b> 児童福祉法 § 2 3	保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度											
<b>児童（保育の実施）</b> <b>【市町村】</b> 児童福祉法 § 2 4	市町村長は、保護者の労働又は疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児又は特に必要があると認められる児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者からの申し込みがあったときは、それらの児童を保育所等において保育する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H10：措置制度→契約制度	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>保育実施</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ※民設保育所	保育実施	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
保育実施	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
<b>児童（児童福祉施設入所措置等）</b> <b>【県】</b> 児童福祉法 § 2 7 ① 3	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認める児童又は家庭裁判所から送致のあった児童について、里親等に委託し又は児童福祉施設（児童養護施設・乳児院等）に入所させる措置。	S22：県措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H18：障害児施設（指定国立療養所を含む）については10月から契約制度導入 H21：自立生活援助事業の実施対象者が20歳未満に拡充	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>措置権</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	措置権	国	県	市	町村	県	1/2	1/2	-	-
措置権	国	県	市	町村									
県	1/2	1/2	-	-									
<b>児童（指定医療機関等委託）【県】</b> 児童福祉法 § 2 7 ②	指定医療機関等に対して、児童を入所させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療を行うことを委託する措置。												
<b>児童（児童の一時保護）【県】</b> 児童福祉法 § 3 3	児童を家庭で養育することが困難な場合等で、保護が必要な児童を、児童相談所において一時保護し又は児童福祉施設等へ保護を委託する。												
<b>児童（児童自立生活援助事業委託）</b> <b>【県】</b> 児童福祉法 § 3 3 ⑥ 1	自立を図るための生活援助の実施を希望する義務教育終了児童等を、自立援助ホームに委託し日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行なう。												

## 基金・ファンド一覧

基金・ファンド名	事 業 概 要
<p><b>しまね長寿社会振興基金</b>  <b>【(社福)島根県社会福祉協議会】</b>                      ○高齢者福祉課所管</p>	<p><b>【しまねいきいきファンド事業】</b>                      ○目的：生涯現役社会実現のために生きがい活動や地域づくり活動に取り組む中高年齢者グループに対して助成することにより、中高年齢者の積極的な社会参加を促進する。                      ○内容                      〈夢ファクトリー支援事業〉                      中高年齢者が培ってきた知識・経験・技術を活かして、生産、加工、サービス活動を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に200万円を限度に対象経費の4/5を助成する。                      〈地域活動支援事業〉                      社会参画活動やボランティア活動等を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に100万円を限度に対象経費の4/5を助成する。</p>
<p><b>島根県介護保険財政安定化基金</b>                      ○現在高 19億円                      ○H12設置                      ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による保険財政の赤字に対し、以下の通り貸付又は交付を行う。                      ①貸付…計画期間（3年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う（初年度、次年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除したものを貸し付ける）。                      ②交付…計画期間を通じて保険料収納不足かつ、財政不足により、財政収支が不均衡になった保険者に対して3年度目に行う（原則として保険料不足額の1/2を交付する）。</p>
<p><b>島根県国民健康保険広域化等支援基金</b>                      ○現在高 258百万円                      ○H14設置                      ○健康推進課所管</p>	<p>○国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化に資する事業に必要な費用にあてるため、地方自治法第241条及び国民健康保険法第75条の2に基づき、国保広域化等支援基金を設置し、保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業を行う。                      (1) 保険財政広域化支援事業                      広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込額の範囲内                      (2) 保険財政自立支援事業                      ①貸付事業1                      ・年度途中で財政収支の不均衡が見込まれる場合                      ・当該財政不足見込額の3/4の範囲内                      ②貸付事業2                      ・新年度において保険料の急激な引き上げが見込まれる場合                      ・保険料等を据え置いた場合の財政不足見込額の1/2の範囲内</p>
<p><b>島根県後期高齢者医療財政安定化基金</b>                      ○現在高 242百万円                      ○H20設置                      ○健康推進課所管</p>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による財政の赤字に対し、以下のとおり貸付又は交付を行う。                      ①貸付…特定期間（2年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる場合に、島根県後期高齢者医療広域連合に対して、毎年度行う（初年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除した額を、それぞれ1.1倍を限度として無利子で貸し付ける）。                      ②交付…特定期間の最終年度に予定保険料収納率を下回る保険料の未納に対し、未納による不足額の1/2を交付する。</p>

H20、H21国経済対策関連基金

基金・ファンド名	事業概要
<p><b>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</b>            ○積立高 1,409,463千円            ○H21～23            ○地域福祉課所管</p>	<p>○社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【社会福祉施設等整備事業費】</b>            スプリンクラーの設置に係る経費の一部補助</p>
<p><b>妊婦健康診査支援基金</b>            ○積立高 416,155千円            ○H20～22            ○健康推進課所管</p>	<p>○市町村が実施する妊婦健康診査事業及び県が当該事業の円滑な推進を図るために行う事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【島根県妊婦健康診査臨時特例交付金事業】</b>            市町村が実施する妊婦健康診査事業に要する費用の一部を補助することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保を目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>
<p><b>介護職員処遇改善等臨時特例基金</b>            ○積立高 3,293,848千円            ○H21～23            ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づく施設等の開設の準備又は介護職員等の処遇の改善を支援する事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【介護職員処遇改善事業費】</b>            介護職員の処遇改善などに取り組む事業者へ処遇改善資金を交付</p> <p><b>【介護施設開設等経費助成事業費】</b>            介護施設の開設等経費を助成（1床あたり60万円）</p>
<p><b>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</b>            ○積立高 4,852,550千円            ○H21～23            ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【介護拠点等の緊急整備事業費】</b>            地域密着型特養、認知症GH等の整備に係る経費の一部補助</p> <p><b>【社会福祉施設等整備事業費】</b>            スプリンクラーの設置に係る経費の一部補助</p>
<p><b>地域医療再生臨時特例基金</b>            ○積立高 5,000,000千円            ○H21～25            ○医療政策課所管</p>	<p>○「地域医療再生計画」に基づいて実施する事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【地域医療再生計画事業】</b>            医師をはじめとした医療従事者の確保や医療用ヘリコプター、遠隔画像診断などマンパワー不足を補うための体制整備事業</p>
<p><b>医療施設耐震化臨時特例基金</b>            ○積立高 1,857,000千円            ○H21～22            ○医療政策課所管</p>	<p>○大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を図るための事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【医療施設耐震化臨時特例交付金事業】</b>            未耐震の災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強工事への補助</p>

基金・ファンド名	事業概要
<b>安心こども基金</b> ○積立高 1,574,073千円 ○H20～22 ○青少年家庭課所管	<p>○保育所・放課後児童クラブの整備、母子家庭、妊婦等への支援に補助するための経費に充てる。</p> <p><b>【保育所等整備支援事業費】</b> 「新待機児童ゼロ作戦」に基づき22年度までを集中重点期間として保育所整備を実施</p> <p><b>【地域児童育成事業費】</b> 児童福祉の増進及び児童の健全な育成を図るため、空き教室の改修等による放課後児童クラブ施設整備を実施</p> <p><b>【母子家庭等自立支援事業費】</b> 母子家庭の母が経済的自立に効果的な資格を取得するための支援給付に要する経費を補助</p> <p><b>【施設入所児童支援事業費】</b> 児童養護施設等の備品設置及び職員の資質向上のための研修実施</p> <p><b>【保育所等運営支援事業費】</b> 主に保育所における中堅的職員及び特別保育担当者等を対象とした専門研修の実施</p>
<b>障害者自立支援対策臨時特例基金</b> ○積立高 2,752,463千円 ○H20(18)～23 ○障害者福祉課所管	<p>○障害者自立支援法に基づく制度への円滑な移行を更に促進するための経費及び介護・福祉人材の確保・定着に要する経費に充てる。</p> <p><b>【福祉人材確保・育成事業費】</b>（地域福祉課） 福祉・介護人材マッチング支援事業（県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置）</p> <p><b>【障害者施設等運営事業費】</b>（障害者福祉課） 福祉・介護職員の処遇改善などに取り組む事業者へ報酬とは別に助成金を交付</p> <p><b>【障害者施設等整備事業費】</b>（障害者福祉課） 円滑な新体系移行を促すため、施設の改修・増築に要する経費を補助</p> <p><b>【上記以外の事業】</b>（障害者福祉課） 障害者相談事業、障害児施設等給付費、障害者自立支援給付事業等</p> <p><b>【介護保険制度施行支援事業費】</b>（高齢者福祉課） 介護人材確保・定着推進事業</p>
<b>地域自殺対策緊急強化基金</b> ○積立高 114,365千円 ○H21～23 ○障害者福祉課所管	<p>○地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【精神保健推進事業費】</b> 自殺予防策の実施及び自死遺族支援</p>

# 人 材 育 成 等 一 覧

## 【 各 種 事 業 】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
福祉人材センター運営事業	島根県社会福祉協議会（委託）	<p>○目 的 福祉現場を支える人材の確保・育成を図る。</p> <p>○事業概要 無料職業紹介、従事希望者への説明会・講習会、従事希望者確保のための調査研究 社会福祉従事者等研修の企画実施、福祉人材確保相談、福祉に関する広報啓発</p> <p>○事業実施機関 ・島根県福祉人材センター 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F TEL 0852-32-5957 ・島根県福祉人材センター石見分室 浜田市野原町1826-1 いわみーる2F TEL 0855-24-9340</p>
民間社会福祉施設退職手当共済事業	独立行政法人福祉医療機構（補助）	<p>○目 的 社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設職員の退職手当金の支給に要する費用を補助し、民間社会福祉事業の振興に寄与する。</p> <p>○補助（負担）の概要 退職手当所要額の1/3ずつを国、県、施設経営者がそれぞれ補助（負担）する。</p>
自治医科大学運営費負担金	学校法人自治医科大学	○へき地医療を担う医師を養成する自治医科大学の運営費に対する負担金
高等看護学院管理運営事業	医師会（委託）	○看護師養成施設である県立高等看護学院の管理運営 委託先：松江市医師会（松江高等看護学院）、益田市医師会（石見高等看護学院）
高齢者大学校運営事業	島根県社会福祉協議会（補助）	<p>○豊富な経験を持つ高齢者が、さらに幅広い知識を習得し、生きがいをもって活動するとともに、新たな共助の仕組みづくりを支えるような人材の育成を図るため、継続的、計画的な学習を提供する。</p> <p>&lt;募集人員&gt; 東部校25名×4学科、 西部校20名×4学科（新1年生）</p> <p>&lt;入学資格&gt; 県内在住の原則満60歳以上の方</p> <p>&lt;修学期間&gt; 2年間</p> <p>&lt;学 科 等&gt; ○総合講座（全員共通） ○専門講座 ・社会文化科 ・園芸科 ・陶芸科 ・健康福祉科</p> <p>&lt;実施場所&gt; ○東部校：松江市「いきいきプラザ島根」 ○西部校：浜田市「いわみ〜る」</p>



# 人 材 育 成 等 一 覧

## 【 研 修 】

区 分	研 修 名	目 的 等	対 象 者	実施主体
保健福祉	社会福祉主事資格認定通信課程	○社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格の取得を目的とする。	県又は市町村職員で社会福祉事業に従事している者 (公立福祉施設を含む)	中央福祉学院
保健医療	看護師等教育研修	○看護職員の資質の向上を図るため、各種研修を行う。	保健師、助産師、看護師、准看護師	(社)島根県看護協会(委託)
	地域保健専門職員研修	○市町村職員をはじめとする地域保健関係職員を対象に、保健所職員等が地域の実情に即した研修を行う。	市町村等地域保健関係者	保健所
	保健師及び難病拠点・協力病院等難病患者支援医療従事者研修	○難病患者支援従事者に対し研修会を実施し、適切な療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図る。	難病患者支援医療従事者	(財)島根難病研究所(委託)
	母子保健指導者研修	○乳幼児の健康と発育に関する正しい知識の普及により県民の不安解消と母子保健関係職員の適切な指導に向け資質向上を図る。	母子保健福祉医療関係従事者	健康推進課
	母子保健専門研修	○不妊対策等を推進するため、住民に身近な相談者として、また専門職としての相談及び助言指導について、母子保健従事者の資質の向上を図る。	市町村及び保健所保健師等	健康推進課
	歯周疾患予防管理研修	○歯周疾患と全身疾患の関わりを理解し、関係者の資質向上を図る。	医師、歯科医師、歯科衛生士、市町村、保健所等	健康推進課 (委託：島根県歯科医師会)
	歯科保健従事者研修	○乳幼児期から学童期の歯科保健対策を推進するため、歯科保健従事者へ研修を行って資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。	歯科医師、歯科衛生士、保育所、幼稚園、小学校、中学校、市町村、保健所等	健康推進課 (委託：島根県歯科医師会)
	市町村栄養士等食育推進研修	○特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養業務や、市町村栄養業務の推進にむけた教育研修を実施する等、市町村栄養改善業務の推進を図るため、栄養士が業務を効果的に実施することができるよう、専門職員として指導に関する知識及び技術を深め、資質の向上を図る。	保健所栄養士、市町村栄養士等	健康推進課
	新任保健師研修	○市町村及び県の新任保健師に対し、計画的な現任教育の一環として研修会を実施し、資質の向上と定着を図る。	市町村及び保健所新任保健師	健康推進課
	保健活動企画研修	○地域の健康問題を事業化、施策化に発展させる能力を育成する。	市町村及び保健所保健師・栄養士	健康推進課

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健医療	保健活動等指導者研修	○新しい地域保健の課題に対応できる保健師等を養成し業務推進のための力量形成を図る。また、現在訓練等の指導者としての力量形成を図る。	市町村及び保健所の保健師等	健康推進課
	調理師研修	○食生活改善の向上を図るため、調理の業務に従事している者を対象として、調理に携わる者として、必要な基本的な事項及び新しい健康情報の研修を行う。	調理師等調理業務に従事している者	保健所
	食育サポーター等育成研修	○食育活動を推進するため、地域における食育活動に積極的な参加・協力が得られる人材(団体)の活動支援を図る。	食育推進を行っている地域のリーダー等	保健所
	中央研修派遣研修 (1) 業務別研修 (2) 職種別研修 (3) 地域保健全般	○保健所機能強化の推進や、専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	医師・保健師・栄養士等	日本公衆衛生協会、国立保健医療科学院、厚生労働省等
介護	介護員養成研修	[指定研修分] 各指定団体(H21実施団体見込み) 介護員基礎研修 2団体 1級課程 1団体 2級課程 21団体 ○県知事が指定した各団体が、定められたカリキュラムに従って介護保険制度下における訪問介護員を養成するための研修を行う (介護員基礎研修 500時間、 1級課程 230時間、 2級課程 130時間、)	訪問介護事業に従事することを希望する者等	各指定団体島根県社会福祉事業団(委託)
	認知症介護実践研修	○認知症高齢者に対する介護サービスの提供については、より高度な専門性が必要なことから、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者に対する介護技術向上のための研修を実施する。	介護保険事業所の従事者	島根県社会福祉事業団(委託)
	認知症対応型サービス事業開設者研修	○認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させることを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	島根県社会福祉事業団(委託)
	認知症対応型サービス事業管理者研修	○指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等	島根県社会福祉事業団(委託)
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	○指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等	島根県社会福祉事業団(委託)

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
介護	認知症介護指導者養成研修	○認知症高齢者介護に関する専門的な知識・技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術等を修得するための実務的研修を実施する。	医師、看護師、介護職員等	認知症介護研究・研修仙台センター（委託）
	介護支援専門員実務研修	○介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	島根県社会福祉協議会 島根県介護支援専門員協会
	「介護サービス情報の公表制度」調査員養成研修	○「介護サービス情報の公表制度」に基づき、サービス提供事業者が報告する各種情報について、事実確認を行う調査員に、介護サービスに係る必要な専門的知識や確認作業に係る調査方法等の修得、調査員に求められる倫理・行動規範を熟知させることを目的とする。	指定調査機関に属する「介護サービス情報の公表制度」の調査員	島根県社会福祉協議会（委託）
児童	児童厚生員等研修会	○児童の健全育成を図る地域拠点としての役割を担う児童館、放課後児童クラブの機能が十分発揮されるよう、児童厚生員等として求められる基礎的な専門知識と指導技術の習得に重点をおき、職員資質の向上を図る。	児童厚生員、児童館長、放課後児童クラブ指導員ほか	島根県児童館連絡協議会（委託）
	放課後児童クラブ指導員等研修会	○放課後児童クラブが抱える諸問題の解決や児童への理解、あそびの指導等、実践的な研修を通じて、指導員等の資質向上や関係者へのクラブの理解を図る。	放課後児童クラブ指導員、NPO団体、保護者、行政職員ほか	島根県放課後児童クラブ指導員研究集会実行委員会（委託）
	放課後子どもプラン指導員、ボランティア研修	○安全指導や安全管理、居場所やクラブですぐに提供できる具体的なあそびや学びのプログラム等の実践発表や演習を通じて資質の向上を図る。	放課後児童クラブ指導員、放課後子ども教室安全管理員、学習アドバイザーほか	青少年家庭課、教育庁生涯学習課
	育児支援専門（保育所職員）研修	○子育てと就労の両立支援及び子育て相談等の育児支援を充実するため、特別保育事業等の従事者及び保育所中堅職員に対して必要な専門知識や保育技術に関する専門研修を行い、保育所における保育サービスの水準の確保や質的な向上を図る。	保育所職員	島根県福祉人材センター（委託）
	中央研修派遣研修 ○児童相談所長研修 ○児童福祉司スパーハイザ-研修 ○児童心理司スパーハイザ-研修 ○中堅児童福祉司・児童心理司合同研修ほか	○児童相談所機能強化の推進及び専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司等）	子どもの虹情報研修センター

区 分	研 修 名	目 的 等	対 象 者	実施主体
児 童	市町村職員等専門研修会 (児童福祉司任用資格認定講習会)	○児童福祉司資格認定のために定めた基準(児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会)に準拠した講習会を実施し、児童・家庭相談担当者の資質向上を図る。	市町村児童家庭相談担当職員、児童相談所職員、児童福祉施設職員等、要保護児童対策地域協議会の構成機関に所属する職員	青少年家庭課
	主任児童委員研修会	○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題について、地域住民の身近な相談窓口として支援活動を行い、児童の健全な育成環境整備を推進できるよう、主任児童委員の資質向上を図る。	主任児童委員	島根県民生児童委員協議会(委託)
	子どもと家庭電話相談員研修	○児童や児童を養育する家庭に対する電話相談活動を適切に実施するために、相談員を対象に専門的知識・技術の向上を図る。	子どもと家庭電話相談室家庭支援電話相談員	青少年家庭課、中央児童相談所
	児童虐待対応職員資質向上研修 (児童相談所専門研修会)	○児童虐待に関する理解と知識の習得を推進し、適切な相談・対応及び支援が行えるよう質的な向上を図る。	児童相談所職員、市町村職員、児童福祉施設職員等、	中央児童相談所
	里親研修 (基礎研修・認定前研修・更新研修)	○改正児童福祉法により里親の新規登録や登録後5年毎の更新を行なう際に研修の受講が義務付けられ、厚生労働省令で定められた基準に準拠した研修会を実施し、里親の資質向上を図る。	里親登録者及び里親登録希望者	青少年家庭課、各児童相談所
女 性	女性相談員・担当者専門研修	○女性相談業務に従事する女性相談員や相談担当者を対象に、専門的知識や技能の習得を推進し、女性相談業務の効果的な実施を図るとともに、女性相談員・担当者相互の緊密な連携を図る。	女性相談センター、同西部分室、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者、市町村の女性相談担当者及び相談員等	女性相談センター
母子福祉	母子自立支援員等研修	○母子福祉行政を推進していく上で重要な役割を担う母子自立支援員及び母子寡婦福祉担当職員に対し、業務遂行に必要な研修を行い、その資質の向上を図るとともに、福祉事務所等における母子相談体制の充実を図り、もって母子家庭等に対する自立支援の一層の充実を図る。	母子自立支援員、母子寡婦福祉担当職員	青少年家庭課
母子・女性	母子相談・女性相談担当者研修	○相談機能の充実及び各種相談窓口の連携強化を図ることを目的とし、市町村担当職員及び関係専門機関職員を対象に研修を行う。	県及び市町村の母子相談、女性相談担当者	青少年家庭課
障害者福祉	相談支援従事者研修	○障害者の地域生活を支援するため、個々の障害者のニーズを把握し、サービスの利用調整等適切に対応できる相談支援従事者を養成する。	相談支援専門員及びサービス管理責任者になるようとする者並びに市町村相談支援担当者	島根県社会福祉協議会(委託)

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
障害者福祉	サービス管理責任者研修	○障害福祉サービス（日中活動系・居住系）の適切なサービス提供がなされるよう、各事業の実施に必要な知識・技能をもつサービス管理責任者を養成する。	障害福祉サービス事業のサービス管理責任者として従事しようとする者（現にサービス管理責任者として従事している者を含む）	島根県社会福祉協議会（委託）
	移動支援従事者養成研修	○障害者の公的機関や医療機関等への移動の確保により外出を促すことで、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者の移動支援を行うガイドヘルパーの養成研修を行う。 （研修課程） 視覚障害者課程 全身性障害者課程	ガイドヘルパーとして従事することを希望する者又は従事する者	島根県社会福祉協議会（委託）
	行動援護従事者養成研修	○知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得するための研修を行う。	行動援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	島根県社会福祉協議会（委託）
	重度訪問介護従事者養成研修	○重度の肢体不自由児（者）であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得するための研修を行う。	重度訪問介護サービス提供者として従事することを希望する者又は十時する者	島根県社会福祉協議会（委託）
	居宅介護従事者フォローアップ研修	○障害児者に対するホームヘルプサービスについては、訪問介護としての側面のほか、障害に関する知識や自立支援・社会参加の視点等を踏まえた障害固有の対応が必要であることから、様々な障害者のニーズに的確に対応できるホームヘルパーの確保を図るための専門研修を行う。	障害者ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者であって、居宅介護従事者養成研修又は訪問介護員従業者養成研修修了者	島根県社会福祉協議会（委託）
	地域移行推進員研修会	○精神障害者地域生活移行支援事業における退院支援事業において、対象者の地域移行への支援が円滑に行えるよう、支援者である自立支援員のスキルアップを目的に専門研修を行う。	精神障害者退院支援事業受託事業所の自立支援員	島根県障害者福祉課
第三者評価	福祉サービス第三者評価調査者養成研修・継続	○福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、評価機関（知事が認証）において実施する第三者評価の評価調査者を養成するため、評価制度・評価方法等の研修を行う。 ・資格取得を目的とする「養成研修」 ・資格取得者の質の向上を目的とする「継続研修」	第三者評価機関の調査者の資格取得を希望する者、評価調査者	島根県社会福祉協議会（委託）

## 人 材 育 成 等 一 覧

### 【 修 学 資 金 】

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっていることから、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、県内定着を図る。 (実施主体：県社会福祉協議会)	卒業後県内の指定施設において介護福祉士等の業務に従事しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	養成施設等に在学する期間	月額5万円以内・ 入学準備金：20万円以内 ・就職準備金：20万円以内	無利子	卒業日から1年以内に、県内の指定施設において介護等の業務に引き続き5年間（過疎地域等は3年間）従事した場合などに返還を免除できる。	90人程度（通算）
看護学生修学資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学を容易にし、県内における看護職員の確保を図る。	看護師養成施設等に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員の業務に従事する意志のある者	修学期間	保健師・助産師・看護師 月額 32,000円 (国公立) 月額 36,000円 (民間立) 准看護師 月額 21,000円 大学院修士課程(看護) 月額 83,000円 (国内) 月額200,000円 (国外)	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
看護職員確保特別資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における看護師の確保を図る。	県外の看護師養成施設（通信制課程を除く。）の最終学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護師の業務に従事する意志のある者	1人1回	600,000円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 85名
助産師確保特別資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における助産師の確保を図る。	助産師養成施設の最終学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で助産師の業務に従事する意志のある者	1人1回	1,200,000円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 10名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
医学生地域医療奨学金貸与事業	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	医学の課程を履修する大学生又は大学院生で、将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある者	修学期間	大学生 月額100,000円 入学金相当額 282,000円 大学院生 月額150,000円 入学金相当額 282,000円	年 10%	大学卒業後又は大学院修了後、初期臨床研修を除き、県内指定医療機関に一定期間以上勤務した場合、返還を免除できる。	新規一般 枠10名  島根大学 地域枠推薦 10名
しまね医学生特別奨学金貸与事業		島根大学医学部に在学する1年から5年までの医学生で、将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある者	1人1年度1回 2年連続 貸与可	1,500,000円	年 10%	初期臨床研修修了後県内指定医療機関で引き続き6年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 3名
緊急医師確保対策枠奨学金		島根大医学部に在学する者のうち、緊急医師確保対策枠推薦入学者の制度により入学した者で将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のあるもの	修学期間	月額100,000円 入学金相当額 282,000円 授業料相当額 535,800円	年 10%	初期臨床研修を含む9年間県内指定医療機関で勤務した場合、返還を免除できる。	新規 5名

## 各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要
<b>児童手当</b> (児童手当法 § 4)	児童を養育する場である家庭生活の安定への寄与、児童の健全な育成及び資質の向上に資する。	○支給対象 小学校修了前の児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母或いは養育者でその者の前年の所得が一定額未満のもの。 ○手当月額 0～3歳未満 一律10,000円/月 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子： 5,000円/月 第3子以降： 10,000円/月 ※平成19年4月から、3歳未満の第1・2子について、5,000円/月から10,000円/月に引き上げ ○申請先：市町村窓口 ○財源 被用者：国(8/10)、県(1/10)、市町村(1/10) 非被用者：国(1/3)、県(1/3)、市町村(1/3) 特例給付：国(10/10) 被用者小学校修了前特例給付：国(1/3)、県(1/3)、市町村(1/3) 非被用者小学校修了前特例給付：国(1/3)、県(1/3)、市町村(1/3)
<b>児童扶養手当</b> (児童扶養手当法 § 4)	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	○支給対象 ・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障害児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童。 児童1人の場合 全部支給 41,720円 一部支給 41,710円～9,850円 児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目から1人当たり3,000円を加算した額 ・前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。 ○児童扶養手当を受給している母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。 [手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件] ……①②のいずれか早い月から ①手当の受給を始めてから5年が経過したとき ②受給要件該当後7年を経過したとき [手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件] ①受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合 ②受給資格者が障害を有する場合 ③認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間 ④養育者として受給している場合 ⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合 ⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合 ○申請先：市町村窓口 ○財源 国(1/3)、市町村(2/3)
<b>特別障害者手当</b> (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 26の2)	在宅の最重度の障害者に対し、その障害による特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者(所得制限あり)。26,440円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：県認定分 国(3/4)、県(1/4) 市認定分 国(3/4)、市(1/4)



手 当 名	目 的	概 要
<b>障害児福祉手当</b> (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 17)	在宅の重度障害児に対し、その障害による特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の者(所得制限あり)。14,380円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：県認定分 国(3/4)、県(1/4) 市認定分 国(3/4)、市(1/4)
<b>特別児童扶養手当</b> (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 3①)	障害児の福祉の増進に寄与する。	○支給対象 精神又は身体に障害のある児童を監護する父若しくは母又は養育者(所得制限あり)。 1級 50,750円/月                   2級 33,800円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：国(10/10)
<b>心身障害者扶養共済制度</b> (島根県心身障害者扶養共済制度条例 § 5)	障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資する。	○制度対象 知的障害者、身体障害者(1～3級の手帳所持者)、及び精神又は身体に永続的な障害がある者で、将来、独立自活が困難であると認められる者の保護者(65歳未満)が2口まで加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金1口あたり月額20,000円が支給される任意加入の制度。 また、加入期間1年以上で加入者が生存中に障害者が死亡した場合、加入期間5年以上でこの制度を脱退した場合には、それぞれ加入期間に応じた一時金が支払われる。掛金は加入時の年齢に応じ1口月額5,600円～23,300円。なお、65歳以上に達し、かつ20年以上継続した場合掛金が免除。 ○申請先：県及び市町村の窓口 ○財源：国(10/10) ※但し、掛金の減免分については、県(10/10)

各種医療助成制度一覧

助成制度名	目的	概要																																								
<p><b>乳幼児等医療費助成制度</b></p>	<p>乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。</p>	<p>○助成内容                      下表の乳幼児等の医療費（社会保険各法の規定により保険給付の対象となる医療に係るもの）のうち、本人負担額から表の一部負担金（控除額の特例がある場合はその額）を控除した額を助成する。（ただし、他方他制度優先）</p> <table border="1" data-bbox="603 264 1262 551"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th colspan="2">本人一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 3歳未満児の入通院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 2,000 円 通院 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 3歳以上就学前児の入通院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 15,000 円 通院 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②、③は所得制限有り（児童手当特例給付準拠）                      ※本人一部負担金の額は1医療機関あたりの月額上限額</p> <p>○助成方法                      表①及び②については、原則現物給付。③については、償還払い方式（市町村へ申請）。</p> <p>○補助率：県(1/2)、市町村(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="603 801 1262 1021"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受給者数</th> <th>県助成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H14</td> <td>8,860</td> <td>395,601</td> <td>H14.10改正あり</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>9,749</td> <td>323,059</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>9,911</td> <td>329,659</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>41,150</td> <td>425,256</td> <td>H17.10改正あり</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>41,031</td> <td>594,892</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>39,569</td> <td>589,198</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	本人一部負担金		① 3歳未満児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円	② 3歳以上就学前児の入通院	総医療費の1割	入院 15,000 円 通院 8,000 円	③ 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院	総医療費の1割	15,000 円	年度	受給者数	県助成額	備考	H14	8,860	395,601	H14.10改正あり	H15	9,749	323,059		H16	9,911	329,659		H17	41,150	425,256	H17.10改正あり	H18	41,031	594,892		H19	39,569	589,198	
対象	本人一部負担金																																									
① 3歳未満児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円																																								
② 3歳以上就学前児の入通院	総医療費の1割	入院 15,000 円 通院 8,000 円																																								
③ 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院	総医療費の1割	15,000 円																																								
年度	受給者数	県助成額	備考																																							
H14	8,860	395,601	H14.10改正あり																																							
H15	9,749	323,059																																								
H16	9,911	329,659																																								
H17	41,150	425,256	H17.10改正あり																																							
H18	41,031	594,892																																								
H19	39,569	589,198																																								
<p><b>育成医療費助成制度</b></p> <p>（障害者自立支援法第58条第1項）</p>	<p>身体に障害のある児童に対し、育成医療を給付し、早期に治療を行うことにより、その除去ないし軽減を図り、生活能力を得させる。</p>	<p>○支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する18歳未満の児童</li> <li>・現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる18歳未満の児童</li> </ul> <p>○自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、保険診療の1割の金額が自己負担となり、世帯の市町村民税額に応じて月額上限額を設定</li> </ul> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績(給付決定件数)</p> <table border="1" data-bbox="603 1391 1262 1464"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>368</td> <td>356</td> <td>338</td> <td>319</td> <td>314</td> <td>303</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	件数	368	356	338	319	314	303	314																								
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																			
件数	368	356	338	319	314	303	314																																			
<p><b>結核児童の療育給付制度</b></p> <p>（児童福祉法第20条）</p>	<p>骨関節結核その他の結核によって、長期に入院が必要な児童に対し、医療費の給付及び学習や療養生活に必要な物品の支給を行うことにより、児童の健全な育成を図る。</p>	<p>○支給対象</p> <p>骨関節結核及びその他の結核にかかっており入院が必要な18歳未満の児童</p> <p>○自己負担</p> <p>医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得に応じて自己負担あり</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績：近年、給付実績なし</p>																																								

助成制度名	目的	概要																																																																				
<b>未熟児養育医療費助成制度</b> (母子保健法第20条)	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、養育に必要な医療を給付し、特に重症の未熟児の健全な育成を図る。	○支給対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時の体重が2キログラム以下のもの</li> <li>・生活力が特に薄弱であって、けいれん等の症状を示すもの</li> </ul> ○自己負担 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得税額に応じて費用徴収あり</li> </ul> ○申請先：各保健所（松江市在住者は松江市役所） ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績(受給件数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>428</td> <td>420</td> <td>378</td> <td>361</td> <td>318</td> <td>326</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	件数	428	420	378	361	318	326	356																																																				
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																															
件数	428	420	378	361	318	326	356																																																															
<b>障害児療養支援制度</b> (障害児療養支援事業実施要綱)	心臓疾患等、県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担の軽減を図る。	<交通費助成> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者</li> <li>・育成医療の対象となる障害の治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること</li> </ul> ○助成回数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の有効期間内に原則1回</li> <li>・上記に加えて、手術に伴う術前・術後の検査入院に各1回</li> </ul> ○助成金額（1回あたりの額）（単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> ※受診する県外医療機関の所在地により金額を決定 ○申請先：島根県心身障害児（者）親の会連合会 ○財源：県(10/10) ○実績(単位：件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>32</td> <td>78</td> <td>76</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <滞在資金貸付> ○貸付対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者</li> <li>・育成医療の対象となる障害の治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること</li> <li>・児童の入院が連続して10日以上となること</li> </ul> ○貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象となる経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>入院の準備経費、付添者の滞在経費</li> </ul> </li> <li>・貸付金の限度額               <ul style="list-style-type: none"> <li>入院期間が1ヶ月未満の場合…30万円</li> <li>入院期間が1ヶ月以上の場合…50万円</li> </ul> </li> <li>・据置期間：退院後1年以内</li> <li>・償還期間：5年以内</li> <li>・貸付利子：無利子</li> </ul> ○申請先：島根県社会福祉協議会 ○財源：県(10/10) ○実績(単位：件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150	西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170	隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200	年度	H17	H18	H19	H20	助成件数	32	78	76	75	年度	H17	H18	H19	H20	貸付件数	1	3	6	2
区分	起点	中国				四国	九州	近畿						中部	関東																																																							
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																	
東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150																																																												
西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170																																																												
隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200																																																												
年度	H17	H18	H19	H20																																																																		
助成件数	32	78	76	75																																																																		
年度	H17	H18	H19	H20																																																																		
貸付件数	1	3	6	2																																																																		

助成制度名	目的	概要																																																
<b>肝炎治療医療費助成事業</b>  (肝炎治療特別促進事業実施要綱)	インターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。	<p>○対象医療 B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。</p> <p>○助成期間 原則として、同一患者につき1か年を限度とするが、6ヶ月まで延長できる場合がある。</p> <p>○自己負担額 患者の1か月の自己負担額(3割及び高額療養費支給後等)が、次表の階層区分による自己負担額を超えた額を、県から保険医療機関等へ交付</p> <table border="1" data-bbox="603 371 1474 580"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>世帯の市町村民税(所得割)課税年額</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得層</td> <td>235千円以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>中位所得層</td> <td>65千円以上235千円未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>下位所得層</td> <td>65千円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「世帯」とは、住民票の世帯を原則とするが、例外措置がある。</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○事業期間：平成20年度から7年間</p>	階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)	上位所得層	235千円以上	50,000円	中位所得層	65千円以上235千円未満	30,000円	下位所得層	65千円未満	10,000円																																				
階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)																																																
上位所得層	235千円以上	50,000円																																																
中位所得層	65千円以上235千円未満	30,000円																																																
下位所得層	65千円未満	10,000円																																																
<b>特定疾患治療研究事業</b>  (特定疾患治療研究事業実施要綱)	原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆるスモン、ALS、パーキンソン病などの難病のうち特定疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者の医療費の負担軽減を目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する者。</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="603 898 1474 1659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="3">対象者別の一部自己負担の月額限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来等</th> <th>生計中心者が患者本人の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>4,500円</td> <td>2,250円</td> <td rowspan="7">対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>6,900円</td> <td>3,450円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>8,500円</td> <td>4,250円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>11,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>18,700円</td> <td>9,350円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>23,100円</td> <td>11,550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記表に定める額の1/10の額 ※重症患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○対象者数：4,555人(H21.3月末現在)</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2) ※ただし、スモンは国(10/10)</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="603 1895 1193 2114"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>561,989,942円</td> <td>4,010人</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>577,982,848円</td> <td>3,950人</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>613,470,206円</td> <td>4,250人</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>675,933,964円</td> <td>4,479人</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>730,051,609円</td> <td>4,702人</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額			入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500円	4,250円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000円	5,500円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700円	9,350円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円	年度	公費負担額	受給者数	H16	561,989,942円	4,010人	H17	577,982,848円	3,950人	H18	613,470,206円	4,250人	H19	675,933,964円	4,479人	H20	730,051,609円	4,702人
階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額																																																	
	入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合																																															
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円																																															
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。																																															
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500円	4,250円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000円	5,500円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700円	9,350円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円																																																
年度	公費負担額	受給者数																																																
H16	561,989,942円	4,010人																																																
H17	577,982,848円	3,950人																																																
H18	613,470,206円	4,250人																																																
H19	675,933,964円	4,479人																																																
H20	730,051,609円	4,702人																																																

助成制度名	目的	概要																																																			
<b>小児慢性特定疾患治療研究事業</b>  (児童福祉法第21条の5)	小児の慢性疾患のうち、白血病、血友病、慢性心疾患など特定の疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の負担軽減を目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達までの者を含む。）。</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="603 304 1474 853"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>2,200 円</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>3,400 円</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>4,200 円</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>5,500 円</td> <td>2,750 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>9,300 円</td> <td>4,650 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>11,500 円</td> <td>5,750 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一生計内に2人以上の対象患児がいる場合は、そのうち1人については表に定める額の1/10の額 ※重症患者及び血友病患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所（松江市在住者は松江市役所） ○対象者数：638人（H21.3月末現在） ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績</p> <table border="1" data-bbox="603 1111 1474 1357"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>126,422,917 円</td> <td>673 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>135,839,072 円</td> <td>732 人</td> <td>H17.4改正あり</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>139,784,121 円</td> <td>674 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>138,773,687 円</td> <td>667 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>140,414,574 円</td> <td>662 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円	年度	公費負担額	受給者数	備考	H16	126,422,917 円	673 人		H17	135,839,072 円	732 人	H17.4改正あり	H18	139,784,121 円	674 人		H19	138,773,687 円	667 人		H20	140,414,574 円	662 人	
階層区分	入院	外来																																																			
生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円																																																			
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円																																																			
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円																																																			
年度	公費負担額	受給者数	備考																																																		
H16	126,422,917 円	673 人																																																			
H17	135,839,072 円	732 人	H17.4改正あり																																																		
H18	139,784,121 円	674 人																																																			
H19	138,773,687 円	667 人																																																			
H20	140,414,574 円	662 人																																																			
<b>特定不妊治療費助成事業</b>  (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」)	体外受精や顕微授精の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。	<p>○支給対象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦</p> <p>○助成内容 1回あたり10万円、年度内2回まで、通算5年、所得制限あり（夫婦の所得730万円未満）</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績：平成17年度…131組;134件（12,969千円） 平成18年度…179組;180件（17,700千円） 平成19年度…310組;358件（35,117千円） 平成20年度…267組;412件（39,960千円）</p>																																																			

助成制度名	目的	概要																																																																																																																					
<b>原爆各種手当</b> (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～第28条、第31条)	原子爆弾の放射線の原因とする後遺症等により生活上や健康上特別な状態にある被爆者の、生活の安定、健康の保持・増進、福祉の向上を図る。	○手当内容 (H20年4月1日現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手当種別</th> <th>支給対象</th> <th>手当額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)</td> <td>134,430 円</td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人</td> <td>50,750 円</td> </tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人</td> <td>47,300 円</td> </tr> <tr> <td>健康管理手当</td> <td>高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人</td> <td>33,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当</td> <td>爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人</td> <td>16,950 円</td> </tr> <tr> <td>上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者</td> <td>33,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護手当</td> <td>【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害</td> <td>           重度:上限 104,960 円             中度:上限 69,960 円         </td> </tr> <tr> <td>【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人</td> <td>21,570 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手当種別	支給対象	手当額 (月額)	医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	134,430 円	特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	50,750 円	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,300 円	健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,800 円	保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,950 円	上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,800 円	介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,960 円  中度:上限 69,960 円	【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,570 円																																																																																												
		手当種別	支給対象	手当額 (月額)																																																																																																																			
		医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	134,430 円																																																																																																																			
		特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	50,750 円																																																																																																																			
		原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,300 円																																																																																																																			
		健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,800 円																																																																																																																			
		保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,950 円																																																																																																																			
			上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,800 円																																																																																																																			
		介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,960 円  中度:上限 69,960 円																																																																																																																			
			【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,570 円																																																																																																																			
		○申請先: 各保健所																																																																																																																					
		○財源: 介護手当: 国(8/10)、県(2/10) その他手当…国(10/10)																																																																																																																					
		○被爆者数(単位: 人)																																																																																																																					
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>2,075</td> <td>1,998</td> <td>1,931</td> <td>1,846</td> <td>1,762</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H16	H17	H18	H19	H20	人数	2,075	1,998	1,931	1,846	1,762																																																																																																								
年度	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																																																		
人数	2,075	1,998	1,931	1,846	1,762																																																																																																																		
※年度末現在																																																																																																																							
○実績																																																																																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>単位</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療特別手当</td> <td>件</td> <td>77</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>10,614</td> <td>9,925</td> <td>9,895</td> <td>9,895</td> <td>16,492</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別手当</td> <td>件</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,444</td> <td>2,444</td> <td>2,284</td> <td>2,284</td> <td>1,675</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康管理手当</td> <td>件</td> <td>23,224</td> <td>22,434</td> <td>21,656</td> <td>21,657</td> <td>19,952</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>787,294</td> <td>760,513</td> <td>731,973</td> <td>732,007</td> <td>674,378</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(低額)</td> <td>件</td> <td>512</td> <td>450</td> <td>418</td> <td>418</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>8,704</td> <td>7,650</td> <td>7,086</td> <td>7,086</td> <td>6,018</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(高額)</td> <td>件</td> <td>158</td> <td>156</td> <td>156</td> <td>144</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>5,357</td> <td>5,289</td> <td>5,273</td> <td>4,868</td> <td>4,056</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(重度)</td> <td>件</td> <td>30</td> <td>39</td> <td>33</td> <td>42</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,650</td> <td>2,563</td> <td>1,308</td> <td>2,624</td> <td>2,943</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(中度)</td> <td>件</td> <td>54</td> <td>40</td> <td>27</td> <td>48</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,841</td> <td>2,105</td> <td>1,670</td> <td>1,890</td> <td>1,651</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族介護</td> <td>件</td> <td>179</td> <td>175</td> <td>152</td> <td>147</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>3,876</td> <td>3,789</td> <td>3,279</td> <td>3,171</td> <td>2,308</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td>単価改正</td> <td></td> <td>単価改正</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	単位	H16	H17	H18	H19	H20	医療特別手当	件	77	72	72	72	120	千円	10,614	9,925	9,895	9,895	16,492	特別手当	件	48	48	45	45	33	千円	2,444	2,444	2,284	2,284	1,675	健康管理手当	件	23,224	22,434	21,656	21,657	19,952	千円	787,294	760,513	731,973	732,007	674,378	保健手当(低額)	件	512	450	418	418	355	千円	8,704	7,650	7,086	7,086	6,018	保健手当(高額)	件	158	156	156	144	120	千円	5,357	5,289	5,273	4,868	4,056	費用介護(重度)	件	30	39	33	42	50	千円	1,650	2,563	1,308	2,624	2,943	費用介護(中度)	件	54	40	27	48	45	千円	2,841	2,105	1,670	1,890	1,651	家族介護	件	179	175	152	147	107	千円	3,876	3,789	3,279	3,171	2,308	備考		単価改正		単価改正		
年度	単位	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																																																	
医療特別手当	件	77	72	72	72	120																																																																																																																	
	千円	10,614	9,925	9,895	9,895	16,492																																																																																																																	
特別手当	件	48	48	45	45	33																																																																																																																	
	千円	2,444	2,444	2,284	2,284	1,675																																																																																																																	
健康管理手当	件	23,224	22,434	21,656	21,657	19,952																																																																																																																	
	千円	787,294	760,513	731,973	732,007	674,378																																																																																																																	
保健手当(低額)	件	512	450	418	418	355																																																																																																																	
	千円	8,704	7,650	7,086	7,086	6,018																																																																																																																	
保健手当(高額)	件	158	156	156	144	120																																																																																																																	
	千円	5,357	5,289	5,273	4,868	4,056																																																																																																																	
費用介護(重度)	件	30	39	33	42	50																																																																																																																	
	千円	1,650	2,563	1,308	2,624	2,943																																																																																																																	
費用介護(中度)	件	54	40	27	48	45																																																																																																																	
	千円	2,841	2,105	1,670	1,890	1,651																																																																																																																	
家族介護	件	179	175	152	147	107																																																																																																																	
	千円	3,876	3,789	3,279	3,171	2,308																																																																																																																	
備考		単価改正		単価改正																																																																																																																			
※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし																																																																																																																							

助成制度名	目的	概要																											
<b>妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業</b>  (妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱)	早期に適正な療養を受けることを容易にし、症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後障害等を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図ることを目的とする。	<p>○対象者</p> <p>対象疾患に罹患している妊産婦であって母胎又は胎児の保護のため医療機関へ入院して必要な医療を受けた者であり、かつ、入院期間が7日以上のもので、前年分の所得税課税額の年額15,001円以上の世帯に属する者及び児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者を除く者。</p> <p>○事業内容</p> <p>対象疾患に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、下表に定める額により算定した額を21日を限度として支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準額 (円)</th> <th rowspan="2">加算基準額 (円)</th> <th colspan="2">特別加算額 (円)</th> </tr> <tr> <th>開腹</th> <th>分娩誘発その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>9,100</td> <td>1,300</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,300</td> <td>1,000</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>6,400</td> <td>900</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税年額15,001円以下の世帯</td> <td>5,500</td> <td>800</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算基準額・・・入院期間が7日を超えた場合の1日当たりの加算額            ※特別加算額・・・入院中に手術療法等を受けた場合の加算額</p> <p>○申請先：各保健所            ○財源：県10/10            ○実績：H18、19、20は実績なし</p>		基準額 (円)	加算基準額 (円)	特別加算額 (円)		開腹	分娩誘発その他	生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000	市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000	所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000	所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000
	基準額 (円)	加算基準額 (円)				特別加算額 (円)																							
			開腹	分娩誘発その他																									
生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000																									
市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000																									
所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000																									
所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																									
<b>国民健康保険調整交付金</b>  (国民健康保険法第72条の2)	市町村が行う国民健康保険の財政について、地域実情に応じた国保財政安定化への取り組みを促進するとともに、特殊な事情に応じたきめ細かな財政調整をする。	<p>○交付内容</p> <p>県内市町村の国民健康保険に係る療養の給付等にかかる経費の7% (※) を交付総額として、その6/7を普通調整交付金、1/7を特別調整交付金として交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通調整交付金 (定率交付分)</li> </ul> <p>国が負担する療養給付費負担金と同様に、療養の給付費の実績に対して定率で交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調整交付金</li> </ul> <p>各市町村の国保財政に影響を与える特別な事情に応じて交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療費適正化： レセプト点検による財政効果の伸びに対して交付</li> <li>◆収納率の向上： 収納率向上実績に対して交付</li> <li>◆保健事業： 国の交付対象外の保健事業に対して交付、保健事業に多額の経費を要した場合に交付</li> <li>◆その他特別事情： 高額医療費行動事業にかかる拠出金と、同事業等に係る交付金との差額が交付金の3%を超える場合に交付</li> </ul> <p>○実績(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額</th> <th>うち普通</th> <th>うち特別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>1,849,549</td> <td>1,751,598</td> <td>97,951</td> <td>制度創設</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>2,546,687</td> <td>2,352,774</td> <td>193,913</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>2,687,548</td> <td>2,431,152</td> <td>256,396</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2,480,837</td> <td>2,168,532</td> <td>312,305</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※H17年度は対象経費の5%を交付総額とし、その4/5を普通調整交付金、1/5を特別調整交付金として交付</p>	年度	交付額	うち普通	うち特別	備考	H17	1,849,549	1,751,598	97,951	制度創設	H18	2,546,687	2,352,774	193,913		H19	2,687,548	2,431,152	256,396		H20	2,480,837	2,168,532	312,305			
年度	交付額	うち普通	うち特別	備考																									
H17	1,849,549	1,751,598	97,951	制度創設																									
H18	2,546,687	2,352,774	193,913																										
H19	2,687,548	2,431,152	256,396																										
H20	2,480,837	2,168,532	312,305																										

助成制度名	目的	概要																												
<b>国民健康保険保険基盤安定負担金</b> (国民健康保険法第72条の2の2、国民健康保険法附則第14項)	国保の保険料(税)軽減分等の助成をすることにより、国保財政の安定化と保険料(税)負担の適正化を図る。	○助成内容 ①保険料(税)軽減分 低所得者の保険料(税)軽減の財政負担を助成する。 ②保険者支援分 低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援するため助成する。 ○補助率 ①県(3/4)、市町村(1/4) ②国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4) ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①軽減分</th> <th>②支援分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>576,439</td> <td>137,489</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>594,830</td> <td>136,738</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1,821,295</td> <td>140,113</td> <td>補助率改定</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1,840,032</td> <td>141,399</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1,879,209</td> <td>142,268</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1,250,976</td> <td>92,533</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	①軽減分	②支援分	備考	H15	576,439	137,489		H16	594,830	136,738		H17	1,821,295	140,113	補助率改定	H18	1,840,032	141,399		H19	1,879,209	142,268		H20	1,250,976	92,533	
年度	①軽減分	②支援分	備考																											
H15	576,439	137,489																												
H16	594,830	136,738																												
H17	1,821,295	140,113	補助率改定																											
H18	1,840,032	141,399																												
H19	1,879,209	142,268																												
H20	1,250,976	92,533																												
<b>国民健康保険高額医療費共同事業</b> (国民健康保険法附則第26条)	高額医療費の一部を負担することにより、国保財政の安定化を図る。	○助成内容 保険者(市町村)が負担する高額医療費拠出金の一部(80万円を超える高額医療費)を負担する。 ○補助率 国(1/4)、県(1/4)、市町村(2/4) ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>273,217</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>288,919</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>299,544</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>252,676</td> <td>H18.4改正あり</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>278,447</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>285,176</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	県負担額	備考	H15	273,217		H16	288,919		H17	299,544		H18	252,676	H18.4改正あり	H19	278,447		H20	285,176								
年度	県負担額	備考																												
H15	273,217																													
H16	288,919																													
H17	299,544																													
H18	252,676	H18.4改正あり																												
H19	278,447																													
H20	285,176																													
<b>自立支援医療(更生医療)</b> (障害者自立支援法第58条第1項)	身体障害者手帳を所持している18歳以上の者が、障害の除去、又は軽減のために受ける医療を対象に「更生医療給付費」を給付することにより、日常生活活動の回復又は向上を図る。	○対象者 身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実なる治療効果が期待しうるもの ○対象疾患 1)視覚障害によるもの 2)聴覚、平衡機能の障害によるもの 3)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの 4)肢体不自由によるもの 5)心臓、腎臓又は小腸の機能の障害によるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。) 6)ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。) ○負担割合 原則1割負担としうえて、負担上限を設ける。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入≤80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入&gt;80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割&lt;3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割&lt;23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割≥23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> ※太線枠内は高額治療継続者(重度かつ継続) ○申請先:市町村窓口 ○財源内訳:国1/2、県1/4、市町村1/4 ○H21予算:100,380千円(県負担分)	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入≤80万円	2,500		本人収入>80万円	5,000		市町村民税課税	所得割<3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割<23万5千円	10,000	所得割≥23万5千円	対象外	20,000				
区 分		負担上限額(円)																												
生活保護世帯		0																												
市町村民税非課税	本人収入≤80万円	2,500																												
	本人収入>80万円	5,000																												
市町村民税課税	所得割<3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																											
	所得割<23万5千円		10,000																											
	所得割≥23万5千円	対象外	20,000																											



助成制度名	目的	概要																													
<b>自立支援医療 (精神通院医療)</b> (障害者自立支援法第58条第1項)	精神障害者が病院又は診療所に入院することなく行われる精神医療について公費負担することにより、精神障害の適正な医療を普及する。	<p>○対象者</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者）又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの（現在病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために、なお通院医療を継続する必要のある場合も対象となる）</p> <p>○対象となる精神障害</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 躁及び抑うつ状態</li> <li>2) 幻覚妄想状態</li> <li>3) 精神運動興奮及び昏迷の状態</li> <li>4) 統合失調等残遺状態</li> <li>5) 情動及び行動の障害</li> <li>6) 不安及び不穏状態</li> <li>7) 癡れん及び意識障害</li> <li>8) 精神作用物質の乱用及び依存</li> <li>9) 知能障害</li> </ol> <p>○負担割合</p> <p>原則1割負担としたうえで、負担上限を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="603 757 1473 1021"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 &gt; 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 &lt; 3万3千円</td> <td rowspan="3">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 &lt; 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外 20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者（重度かつ継続）</p> <p>○申請先：市町村窓口</p> <p>○財源内訳：国1/2、県1/2</p> <p>○H21予算：897,034千円</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外 20,000						
区 分		負担上限額(円)																													
生活保護世帯		0																													
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																													
	本人収入 > 80万円	5,000																													
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																												
	所得割 < 23万5千円		10,000																												
	所得割 ≥ 23万5千円		対象外 20,000																												
<b>福祉医療費助成制度</b>	福祉医療費助成対象者（重度心身障害者及びひとり親家庭）に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。	<p>○対象者</p> <table border="1" data-bbox="603 1211 1473 1559"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>要件</th> <th>所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度知的障害者</td> <td>療育手帳A所持者</td> <td rowspan="4">特別障害者手当の所得制限を準用</td> </tr> <tr> <td>重度身体障害者</td> <td>身障手帳1～2級所持者</td> </tr> <tr> <td>寝たきり者</td> <td>65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者</td> </tr> <tr> <td>重複重度障害者</td> <td>身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭</td> <td>18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童</td> <td>所得税非課税世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>○助成する医療費の範囲</p> <p>社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたとき、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用（入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く。）から医療費の1割（次表の限度額を超える場合は、次表の額）を控除した額。</p> <table border="1" data-bbox="603 1771 1262 1962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自己負担限度額</th> <th colspan="2">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>入院外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>40,200</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,500</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>20歳未満の障害児(者)</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○申請先：市町村窓口</p> <p>○対象者数：26,329人（H21.4.1現在）</p> <p>○財源内訳：県1/2、市町村1/2</p> <p>○H21予算：701,704千円（県補助分）</p> <p style="text-align: center;">（うち、270,000千円は電源立地地域対策交付金）</p>	対象者	要件	所得制限	重度知的障害者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用	重度身体障害者	身障手帳1～2級所持者	寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者	重複重度障害者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下	ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯	自己負担限度額	控除額(円)		入院	入院外	一般	40,200	12,000	市町村民税非課税世帯	7,500	4,000	20歳未満の障害児(者)	2,000	1,000
対象者	要件	所得制限																													
重度知的障害者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用																													
重度身体障害者	身障手帳1～2級所持者																														
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者																														
重複重度障害者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下																														
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯																													
自己負担限度額	控除額(円)																														
	入院	入院外																													
一般	40,200	12,000																													
市町村民税非課税世帯	7,500	4,000																													
20歳未満の障害児(者)	2,000	1,000																													

## 貸 付 事 業 一 覧

事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利率	備 考
母子寡婦 福祉資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。	事業開始資金 事業継続資金 修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金 住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	母子家庭の母、寡婦、母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	資金ごとに設定	資金ごとに設定	無利子 又は年 1.5%	青少年家庭課で受付 (浜田市、奥出雲町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村については各市町村)
生活福祉 資金	低所得者、高齢者及び障害者に対し、各種資金を低利又は無利子で貸し付けるとともに必要な援助指導を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。	更生資金 福祉資金 修学資金 療養・介護資金 緊急小口資金 災害援護資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護受給世帯	資金ごとに設定	・据置期間 2か月以内～ 1年6ヶ月以内 ・償還期間 4ヶ月以内～ 20年以内	無利子 又は年 3%	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
離職者支 援資金	失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付けることにより、失業者世帯の自立を支援する。	生活資金	世帯の生計中心者の失業により、生計の維持が困難になった世帯	月額20万円以内 (単身世帯は 10万円以内)	・据置期間 貸付期限の終了後12月以内 (無利子) ・償還期間 据置期間経過 後7年以内	年3%	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
長期生活 支援資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援する。	長期生活支援 資金	・配偶者又は親以外の同居人がいないこと ・世帯の構成員が原則として65歳以上であること ・世帯が市町村民税の非課税世帯又は均等割課税世帯程度の世帯であること	居住用不動産 (土地の評価額の70%程度) (貸付額：1 月当たり30万 円以内の額。 ただし医療 費、住宅改善 費等による臨 時増額が可能)	・貸付元利金 が貸付限度額 に達するまで の期間 ・借受人の死 亡時までの期 間 ・借受人、島 根県社会福祉 協議会長が貸 付契約を解約 するまでの期 間	年利3 %又は 毎年度 4月1 日現在 の長期 プライ ムレ ートの い ずれ か 低い 利 率	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
障害児療 養支援滞 在資金	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。	滞在資金	・育成医療対象児童の扶養義務者 ・居住地に応じて定める起点から120Kmを超える県外医療機関に10日以上入院すること	入院予定期間 1ヶ月未満 30万円 1ヶ月以上 50万円	・据置期間 退院後1年 以内 ・償還期間 5年以内	無利子	島根県社 会福祉協 議会取扱

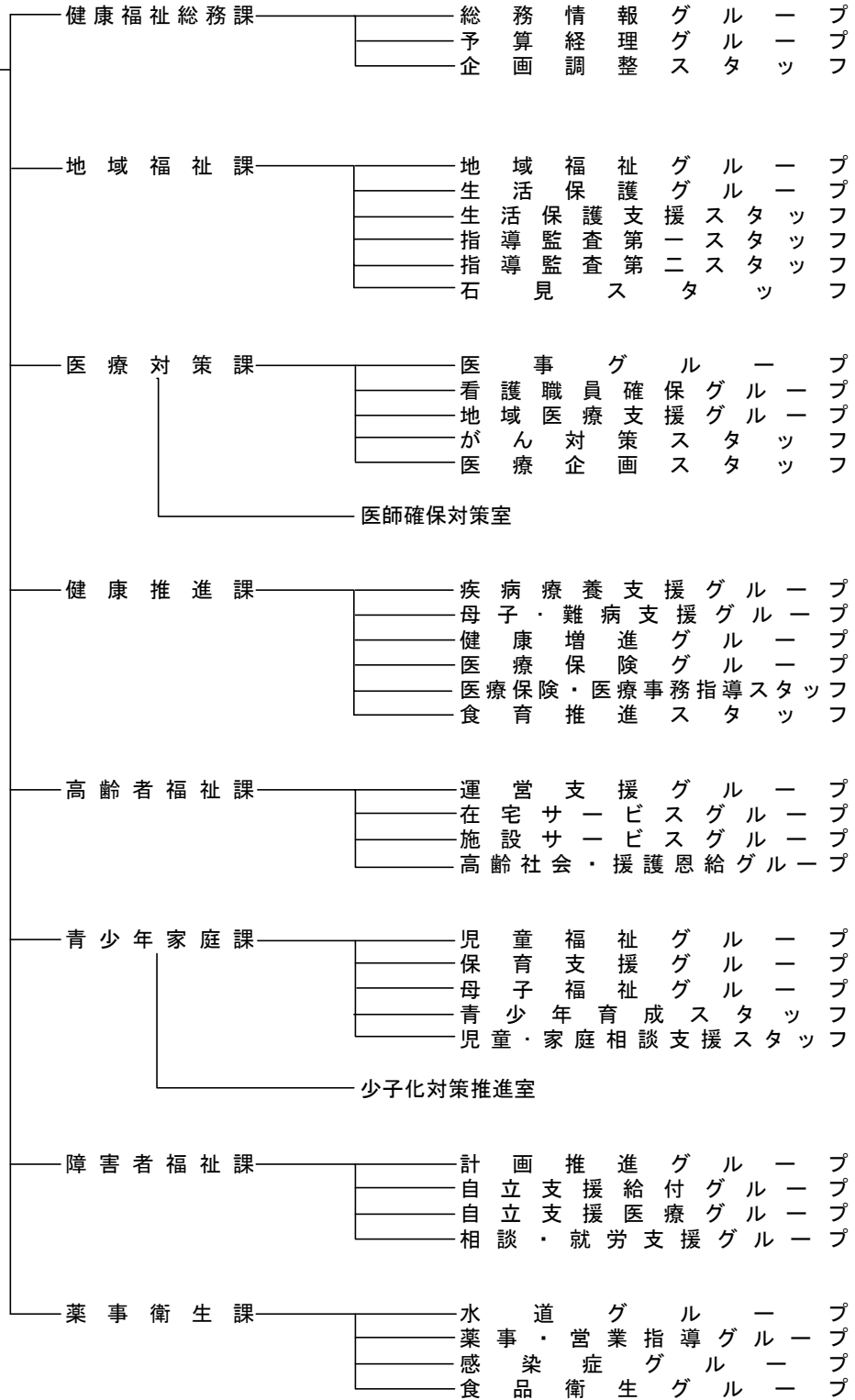
事業名	目的	資金の種類	対象者	貸付限度額	期間	利率	備考
要保護世帯向け長期生活支援資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図る。	要保護世帯向け長期生活支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入申込者が単独で所有している概ね500万円以上の資産価値の不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、配偶者と共有している不動産を含む）に居住していること</li> <li>・借入申込者及び同居の配偶者が原則として65歳以上であること</li> <li>・世帯が本資金を活用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯（現に生活保護を受給している被保護世帯も含む）であると福祉事務所が認めた世帯</li> </ul>	居住用不動産（土地・建物）の評価額の70%程度（集合住宅は50%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> <li>・借受人の死亡時までの期間</li> <li>・借受人、島根県社会福祉協議会長が貸付契約を解約するまでの期間</li> </ul>	年利3%又は毎年度4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い率	窓口は各福祉事務所
配偶者等からの暴力被害者自立支援資金	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。	生活資金 住宅借上げ資金	女性相談センターにより一時保護された被害者で、一時保護された施設を退所後に、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・据置期間 貸付けの日から3か月以内</li> <li>・償還期間 据置期間の満了の日から3年以内</li> </ul>	無利子	窓口は女性相談センター

# 健康福祉部の組織（平成21年4月1日）

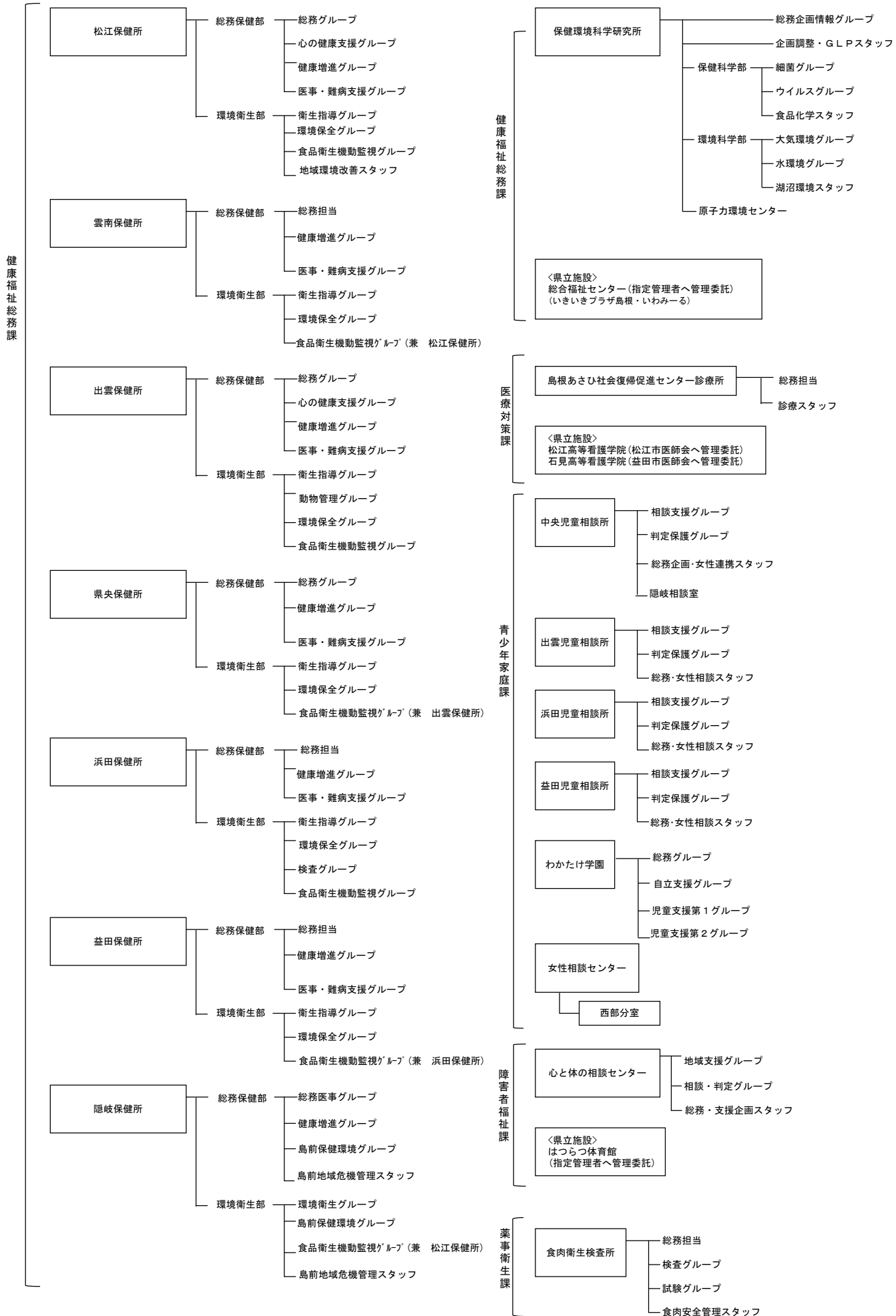
## （1）本庁

健康福祉部

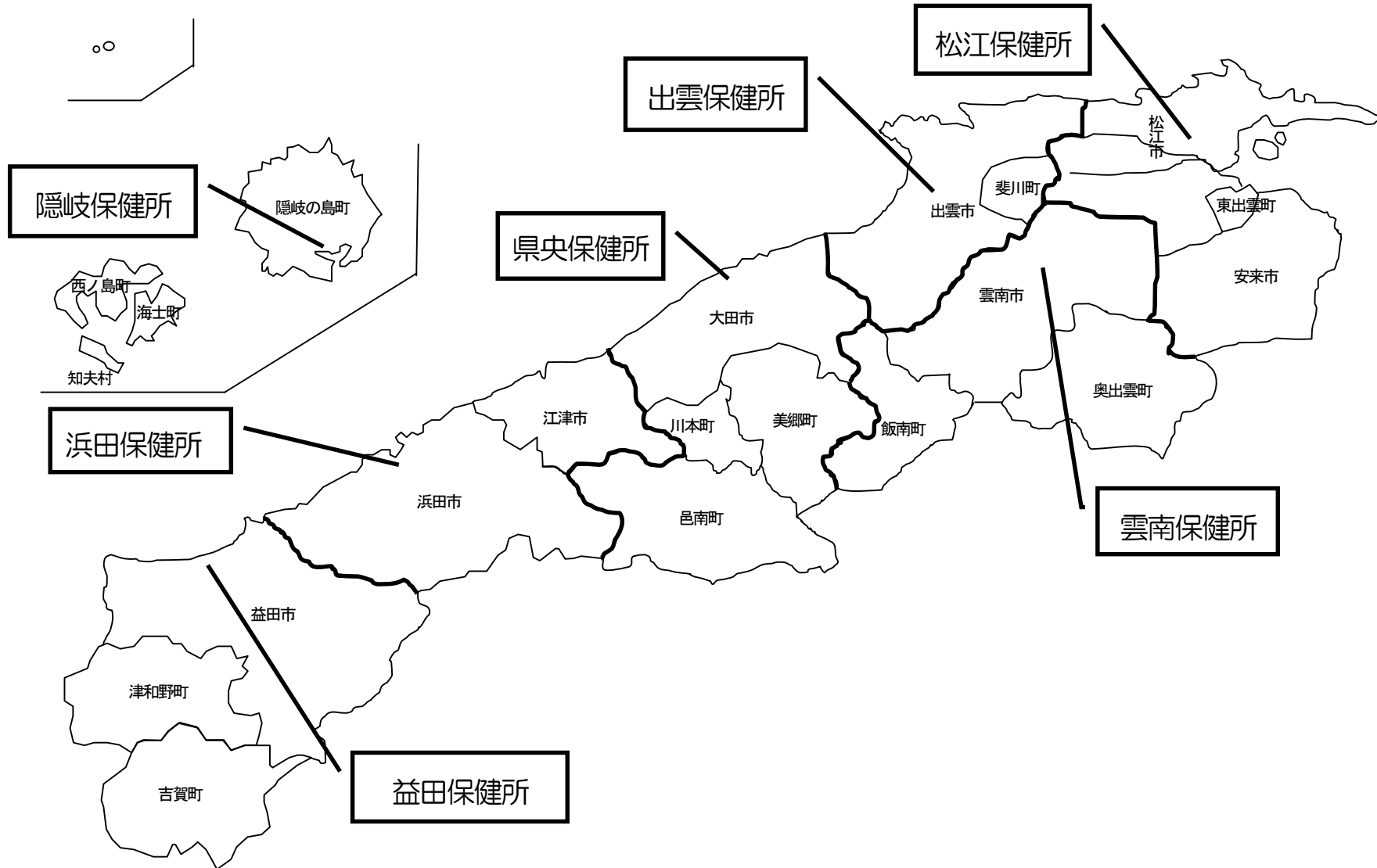
部長  
 次長  
 医療統括監  
 参事（済生会江津病院）  
 参事（隠岐病院）  
 管理監（松江赤十字病院）  
 医療企画監  
 （医師確保対策室長）  
 調整監（益田赤十字病院）



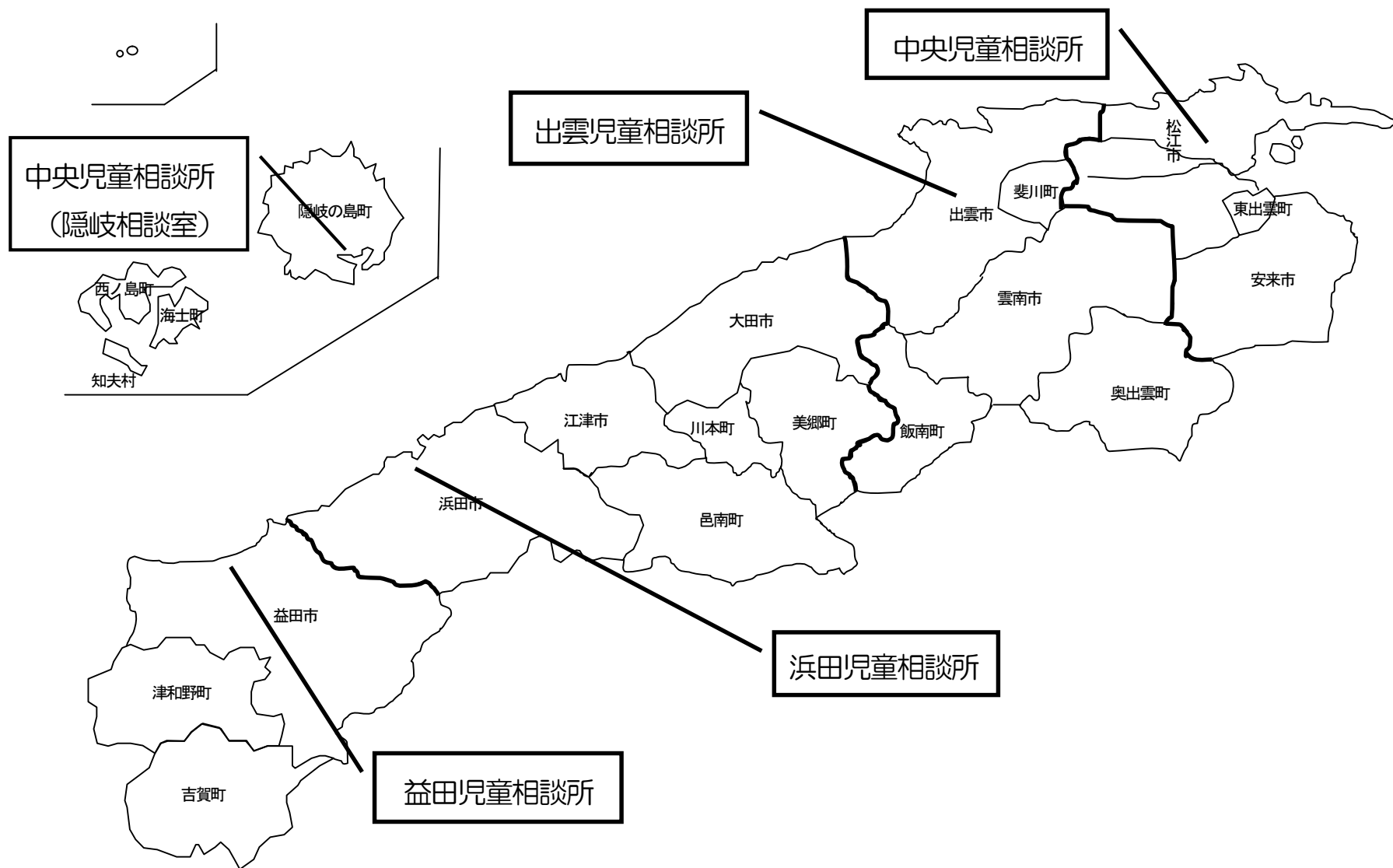
(2) 地方機関



# 保健所の所管区域（平成 21 年 4 月 1 日現在）



# 児童相談所の所管区域（平成 21 年 4 月 1 日現在）



# 平成21年度当初予算の概要

## 1. 一般会計

(1) 当初予算の推移 (一般会計ベース)

(単位: 千円、%)

区 分	H20当初 (A)	対前年 伸び率	H21当初 (B)	対前年 伸び率	差引増減 (B)-(A)	参 考 H21.6補後
県 予 算	501,198,842	▲ 1.9	527,069,947	5.2	25,871,105	572,473,429
うち健康福祉部	54,133,580	4.8	59,200,534	9.4	5,066,954	75,735,662

(2) 健康福祉部課別当初予算

(単位: 千円、%)

課 名	区 分	H20当初 (A)	対前年 伸び率	H21当初 (B)	対前年 伸び率	差引増減 (B)-(A)	参 考 H21.6補後
健康福祉総務課	総 額	2,545,911	▲ 14.0	2,459,943	▲ 3.4	▲ 85,968	2,462,537
	一般財源	2,496,945	▲ 2.4	2,417,113	▲ 3.2	▲ 79,832	2,419,707
地域福祉課	総 額	2,206,005	▲ 20.9	2,082,494	▲ 5.6	▲ 123,511	3,566,891
	一般財源	1,943,730	▲ 11.4	1,845,198	▲ 5.1	▲ 98,532	1,897,066
医療対策課	総 額	6,613,908	10.0	10,267,425	55.2	3,653,517	10,606,686
	一般財源	5,840,820	4.2	8,512,548	45.7	2,671,728	8,851,809
健康推進課	総 額	16,553,118	10.6	17,442,893	5.4	889,775	17,513,669
	一般財源	14,716,931	10.1	15,417,047	4.8	700,116	15,453,915
高齢者福祉課	総 額	10,523,931	2.3	10,654,885	1.2	130,954	21,739,935
	一般財源	10,139,992	1.3	10,277,918	1.4	137,926	11,064,330
青少年家庭課	総 額	6,727,408	4.8	7,164,850	6.5	437,442	8,493,467
	一般財源	5,805,703	4.4	6,025,915	3.8	220,212	6,065,433
障害者福祉課	総 額	8,436,152	11.0	8,281,357	▲ 1.8	▲ 154,795	10,170,738
	一般財源	5,725,681	8.0	5,730,820	0.1	5,139	5,751,695
薬事衛生課	総 額	527,147	▲ 12.7	846,687	60.6	319,540	1,181,739
	一般財源	345,292	▲ 16.3	658,681	90.8	313,389	993,733
健康福祉部計	総 額	54,133,580	4.8	59,200,534	9.4	5,066,954	75,735,662
	一般財源	47,015,094	4.5	50,885,240	8.2	3,870,146	52,497,688

## 2. 特別会計

(単位: 千円、%)

会計名	区 分	H20当初 (A)	対前年 伸び率	H21当初 (B)	対前年 伸び率	差引増減 (B)-(A)
島根県立島根あさひ 社会復帰促進セン ター診療所特別会	総 額	98,604	0.0	201,814	104.7	103,210
	一般財源	0	0.0	0	0.0	0
母子寡婦福祉資 金特別会計	総 額	464,463	▲ 10.8	368,209	▲ 20.7	▲ 96,254
	一般財源	0	0.0	0	0.0	0



国勢調査人口

市町村等	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	市町村等	平成17年
松江市	110,534	118,005	127,440	135,568	140,005	142,956	147,416	152,616	松江市	196,603
浜田市	51,483	49,407	50,316	50,799	51,071	49,135	48,515	47,187	浜田市	63,046
出雲市	68,765	69,078	71,568	77,303	80,749	82,679	84,854	87,330	出雲市	146,307
益田市	52,729	50,071	50,734	52,756	54,049	52,412	51,559	50,128	益田市	52,368
大田市	42,322	38,192	37,449	38,026	38,242	36,922	35,333	33,609	大田市	40,703
安来市	30,778	30,796	32,004	32,660	33,056	32,439	31,637	30,520	安来市	43,839
江津市	30,209	27,891	27,992	28,264	28,597	27,748	26,958	25,773	江津市	27,774
平田市	33,128	31,560	30,942	31,067	31,315	30,632	29,707	29,006	雲南市	44,403
鹿島町	9,249	9,146	9,184	9,094	9,782	9,216	8,820	8,414	東出雲町	14,193
島根町	5,435	5,013	4,831	4,982	5,054	4,953	4,824	4,447	奥出雲町	15,812
美保関町	9,423	8,756	8,581	8,484	8,208	7,788	7,290	6,781	飯南町	5,979
東出雲町	9,573	10,323	10,360	10,889	11,507	11,448	11,365	12,275	斐川町	27,444
八雲村	4,162	3,839	3,877	4,736	5,508	6,248	6,694	6,844	川本町	4,324
玉湯町	5,921	6,046	6,188	6,238	6,368	6,258	6,119	6,114	美郷町	5,911
宍道町	9,813	9,480	9,445	9,841	9,987	9,836	9,593	9,489	邑南町	12,944
八束町	5,043	4,791	4,251	4,341	4,607	4,595	4,597	4,584	津和野町	9,515
広瀬町	12,444	11,317	10,880	10,723	10,590	10,121	9,613	9,205	吉賀町	7,362
伯太町	6,888	6,269	5,916	5,938	5,970	5,932	5,684	5,530	海士町	2,581
仁多町	12,233	10,920	10,155	9,961	9,691	9,350	9,015	8,733	西ノ島町	3,486
横田町	11,268	9,958	9,243	9,096	9,015	8,750	8,411	7,956	知夫村	725
大東町	18,702	17,094	16,575	16,832	16,665	16,114	15,403	14,607	隠岐の島	16,904
加茂町	7,254	6,835	6,769	6,905	6,949	6,854	6,695	6,737	島根県総	742,223
木次町	12,647	11,635	11,040	11,009	10,831	10,516	10,394	10,079	日本全国	127,767,994
三刀屋町	10,386	9,358	9,116	9,400	9,251	9,105	8,900	8,561		
吉田村	3,942	3,288	3,058	2,829	2,795	2,686	2,668	2,434		
掛合町	6,351	5,445	4,821	4,502	4,490	4,337	4,188	3,905		
頓原町	5,396	4,145	3,701	3,431	3,457	3,380	3,172	3,099		
赤来町	6,045	5,018	4,479	4,340	4,193	3,951	3,721	3,442		
斐川町	23,014	22,384	22,744	23,829	24,592	25,221	25,787	26,816		
佐田町	7,001	5,911	5,600	5,429	5,316	5,189	4,870	4,576		
多伎町	5,199	4,424	4,330	4,498	4,543	4,436	4,321	4,215		
湖陵町	5,662	5,618	5,707	5,951	6,044	5,981	5,779	5,813		
大社町	19,021	18,350	18,167	18,203	17,970	17,284	16,683	16,020		
温泉津町	8,520	6,927	6,160	5,703	5,283	4,863	4,446	4,053		
仁摩町	7,722	6,356	5,824	5,841	5,752	5,506	5,174	4,911		
川本町	8,507	7,213	6,803	6,303	6,123	5,512	5,099	4,784		
邑智町	8,816	7,438	6,664	6,270	5,861	5,360	5,036	4,606		
大和村	3,663	3,056	2,598	2,568	2,511	2,246	2,175	2,018		
羽須美村	4,528	3,690	3,159	2,907	2,823	2,565	2,304	2,078		
瑞穂町	7,883	6,582	6,152	5,680	5,691	5,518	5,391	5,304		
石見町	8,948	7,647	7,348	7,147	7,281	7,034	6,761	6,484		
桜江町	6,602	5,588	4,939	4,521	4,340	4,026	3,782	3,604		
金城町	6,624	5,628	5,217	5,329	5,800	5,666	5,508	5,216		
旭町	6,055	4,832	4,336	4,058	3,954	3,840	3,354	3,198		
弥栄村	3,446	2,853	2,375	2,179	2,075	1,869	1,845	1,789		
三隅町	12,214	10,872	10,009	9,765	9,629	8,901	8,881	8,073		
美都町	5,352	4,366	3,809	3,551	3,566	3,121	2,941	2,691		
匹見町	5,256	3,871	3,184	2,733	2,465	2,173	2,096	1,803		
津和野町	10,278	8,840	8,011	7,853	7,578	7,072	6,541	6,098		
日原町	7,759	6,572	5,946	5,570	5,424	5,059	4,848	4,530		
柿木村	3,034	2,547	2,440	2,337	2,243	2,103	1,940	1,848		
六日市町	8,208	7,120	6,682	7,078	6,922	6,622	6,660	6,331		
西郷町	16,569	14,668	14,409	14,794	14,623	14,142	13,484	13,194		
布施村	824	741	706	674	575	522	514	522		
五箇村	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173		
都万村	3,352	2,730	2,377	2,247	2,179	2,150	2,122	2,156		
海士町	5,145	4,257	3,809	3,537	3,339	3,119	2,857	2,672		
西ノ島町	5,840	5,210	5,089	4,830	4,886	4,429	4,048	3,804		
知夫村	1,531	1,214	1,072	1,068	941	855	802	718		
島根県総	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503		
日本全国	98,274,961	103,720,060	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843		

資料：総務省「国勢調査」

但し、昭和40年の布部村(2,068人)は広瀬町、国府町(7,044人)は浜田市へ集計

## 各種保健統計（平成19年）

市町村等	出生率	死亡率	婚姻率	離婚率	医療施設数（人口10万対）		医師数※
	（人口千対）	（人口千対）	（人口千対）	（人口千対）	病院	一般診療所	（人口10万対）
全 国	8.6	8.8	5.7	2.02	6.9	77.9	217.5
島 根 県	8.1	11.9	4.4	1.54	8.2	102.5	263.1
松 江 市	9.0	9.2	5.0	1.55	7.1	109.2	276.4
浜 田 市	7.3	13.0	4.1	1.68	11.4	109.1	202.6
出 雲 市	8.8	10.8	4.6	1.44	6.2	102.7	484.6
益 田 市	8.0	12.1	4.2	2.09	5.9	117.5	241.4
大 田 市	7.0	14.6	4.0	1.29	5.0	136.1	209.0
安 来 市	7.7	12.3	4.3	1.44	11.6	67.3	163.2
江 津 市	7.0	15.1	3.7	1.48	14.8	107.2	189.2
雲 南 市	7.1	13.3	4.1	1.31	6.9	80.6	143.3
東 出 雲 町	9.4	8.8	5.1	1.90	7.0	77.4	98.9
奥 出 雲 町	6.5	12.6	3.2	0.98	6.5	91.7	147.7
飯 南 町	6.3	20.7	2.8	0.87	17.4	139.4	68.2
斐 川 町	9.0	9.5	4.3	1.52	7.2	57.7	112.3
川 本 町	6.8	14.4	3.9	0.49	24.4	97.7	215.9
美 郷 町	9.0	21.6	4.2	1.05	-	140.4	68.8
邑 南 町	5.9	18.8	3.0	1.77	16.1	128.4	149.7
津 和 野 町	5.3	17.4	3.3	1.43	22.1	66.2	161.2
吉 賀 町	4.8	19.2	3.4	1.98	14.1	84.7	152.9
海 士 町	3.6	15.3	2.0	2.81	-	80.3	119.2
西ノ島町	5.2	21.3	2.7	1.52	30.5	121.8	238.2
知 夫 村	3.1	11.0	3.1	-	-	156.7	-
隠岐の島町	7.4	15.1	4.1	1.60	6.1	92.2	162.4

資料：厚生省「人口動態統計」「医療施設調査」「医師・歯科医師・薬剤師調査」

島根県の人口移動と推計人口：島根県統計調査課編

※医師数の資料となる「医師・歯科医師・薬剤師調査」は3年に1度の調査のため、最新の平成18年の数を使用



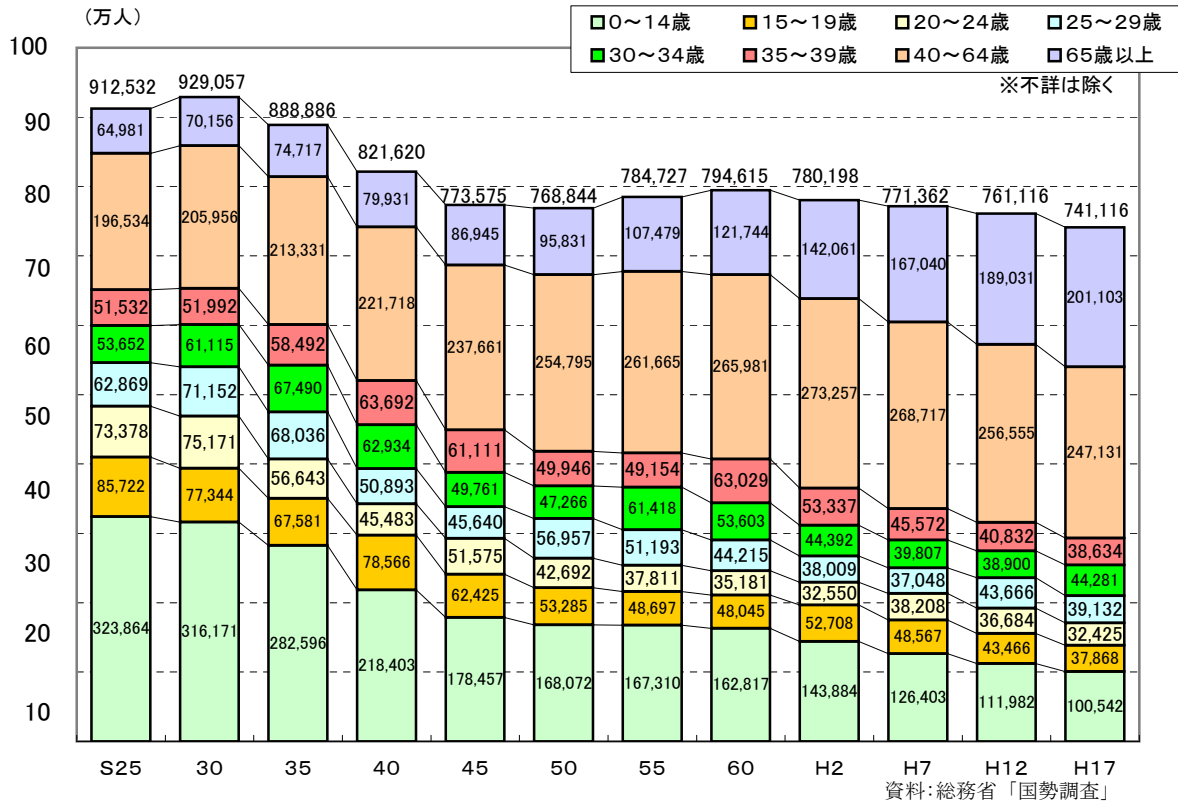


## 市町村の出生数及び出生率の推移

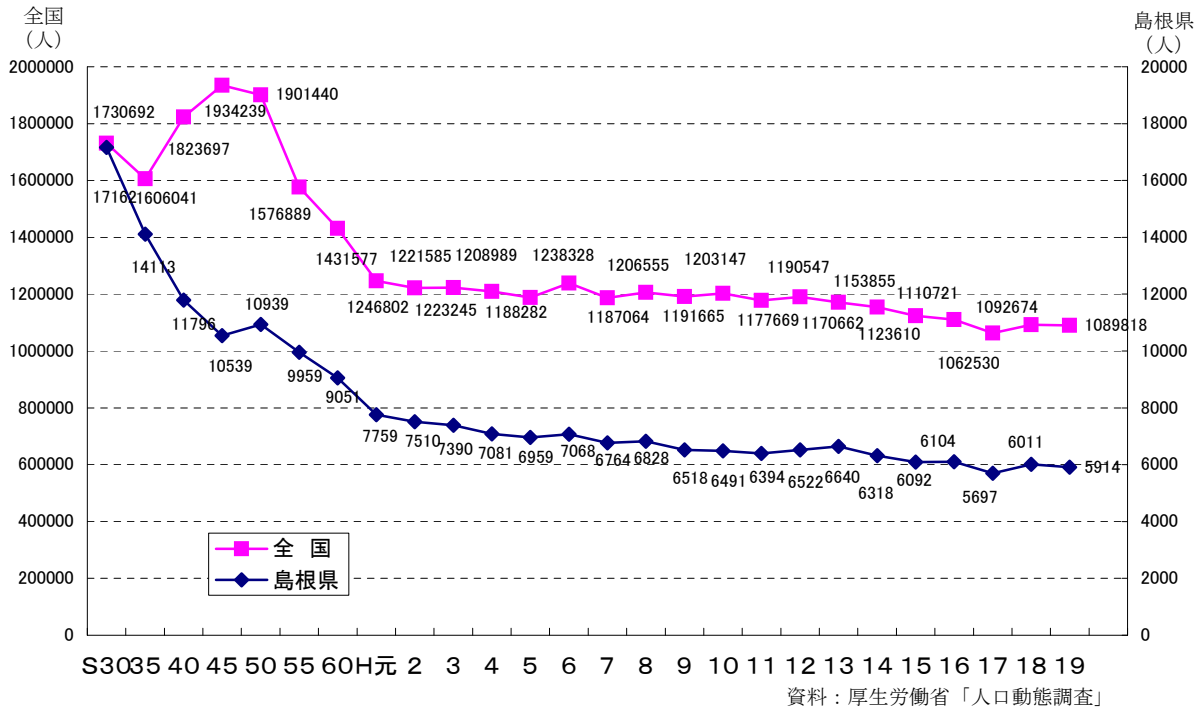
市町村	S 4 8		S 5 3		S 5 8		S 6 3		H 5		H 1 0		H 1 5	
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率
松江市	2,263	19.2	1,925	15.1	1,839	13.6	1,698	11.9	1,562	10.8	1,520	10.1	1,384	9.7
浜田市	832	16.8	689	13.7	596	11.7	526	10.5	465	9.6	434	9.0	399	8.0
出雲市	1,188	17.2	1,121	15.7	1,082	14.0	989	12.0	951	11.3	949	11.1	907	10.5
益田市	851	17.0	735	14.5	678	12.9	531	9.8	459	8.9	416	8.1	396	8.3
大田市	491	12.9	473	12.6	414	10.9	407	10.8	312	8.7	265	7.7	261	8.1
安来市	590	19.2	503	15.7	384	11.8	342	10.4	283	8.8	276	8.8	274	8.5
江津市	415	14.9	339	12.1	326	11.5	261	9.2	211	7.8	216	8.1	188	7.6
平田市	506	16.0	447	14.5	382	12.3	344	11.1	275	9.2	239	8.1	216	7.8
市計	7,136		6,232		5,701		5,098		4,518		4,315		4,025	
鹿島町	133	14.5	119	13.0	103	11.3	104	10.7	70	7.8	62	7.1	55	7.2
島根町	66	13.2	76	15.7	69	13.8	54	10.9	38	7.8	21	4.5	19	5.6
美保関町	102	11.6	109	12.7	107	12.6	65	8.2	40	5.3	36	5.1	37	5.1
東出雲町	206	20.0	127	12.3	144	13.2	112	9.6	87	7.7	101	8.8	188	12.2
八雲村	35	9.1	68	17.5	71	15.0	65	10.9	47	7.1	47	6.8	45	9.9
玉湯町	88	14.6	102	16.5	76	12.2	64	9.9	53	8.5	40	6.5	51	6.7
宍道町	131	13.8	129	13.7	120	12.2	88	8.9	74	7.7	77	8.0	67	8.5
八束町	40	8.3	27	6.4	46	10.6	38	8.2	26	5.8	40	8.7	24	7.9
広瀬町	146	12.9	136	12.5	123	11.5	101	9.7	59	6.0	68	7.1	53	5.6
伯太町	78	12.4	81	13.7	86	14.5	55	9.3	41	7.1	38	6.7	22	7.2
仁多町	148	13.6	104	10.2	103	10.3	101	10.6	83	9.2	52	5.9	49	6.7
横田町	124	12.5	122	13.2	95	10.4	78	8.7	80	9.4	57	6.9	50	6.6
大東町	265	15.5	213	12.9	186	11.1	153	9.3	124	7.9	93	6.1	103	6.4
加茂町	106	15.5	82	12.1	83	12.0	58	8.4	57	8.5	64	9.6	47	8.7
木次町	170	14.6	124	11.2	125	11.4	112	10.5	95	9.2	77	7.6	77	8.3
三刀屋町	125	13.4	136	14.9	111	11.8	70	7.7	77	8.6	76	8.6	56	7.4
吉田村	39	11.9	31	10.1	30	10.6	28	10.1	23	8.7	12	4.6	8	5.6
掛合町	58	10.7	40	8.3	64	14.2	36	8.1	31	7.4	27	6.5	22	6.0
頓原町	37	8.9	32	8.7	39	11.4	27	8.0	31	9.8	15	4.9	12	4.0
赤来町	64	12.8	52	11.6	45	10.4	39	9.6	36	9.4	20	5.5	25	5.6
斐川町	316	14.1	326	14.3	294	12.3	297	11.9	252	9.8	270	10.4	274	10.3
佐田町	71	12.0	68	12.1	47	8.7	49	9.3	44	8.8	25	5.3	26	6.5
多伎町	61	13.8	51	11.8	58	12.9	53	11.8	40	9.1	34	7.9	23	5.6
湖陵町	76	13.5	83	14.5	69	11.6	54	8.9	38	6.5	54	9.3	47	8.7
大社町	274	14.9	233	12.8	205	11.3	144	8.2	121	7.1	94	5.7	108	7.1
温泉津町	51	7.4	30	4.9	51	8.9	43	8.5	35	7.6	21	4.8	18	3.8
仁摩町	68	10.7	51	8.8	49	8.4	38	6.8	29	5.5	35	6.9	27	8.4
川本町	92	12.8	76	11.2	59	9.4	57	9.8	40	7.6	38	7.8	27	7.2
邑智町	76	10.2	64	9.6	49	7.8	30	5.3	28	5.5	26	5.3	31	5.9
大和村	30	9.8	22	8.5	19	7.4	20	8.4	15	6.9	10	4.6	10	4.2
羽須美村	31	8.4	19	6.0	23	7.9	21	7.8	21	8.6	3	1.3	7	2.5
瑞穂町	64	9.7	50	8.1	58	10.2	47	8.5	34	6.2	34	6.4	31	6.9
石見町	81	10.6	88	12.0	70	9.8	66	9.2	52	7.6	39	5.8	36	7.0
桜江町	40	7.2	39	7.9	57	12.6	23	5.5	33	8.5	24	6.5	25	5.2
金城町	62	11.0	50	9.6	82	15.4	56	9.6	37	6.6	30	5.5	28	7.4
旭町	48	9.9	37	8.5	37	9.1	33	8.6	10	2.7	8	2.5	12	4.5
弥栄村	27	9.5	19	8.0	14	6.4	11	5.5	13	7.1	12	6.5	10	10.2
三隅町	137	12.6	111	11.1	104	10.7	78	8.3	58	6.9	43	4.9	46	5.3
美都町	38	8.7	40	10.5	31	8.7	31	9.0	16	5.4	17	6.0	16	7.9
匹見町	27	7.0	13	4.1	23	8.4	19	8.2	15	7.3	11	5.5	5	2.3
津和野町	89	10.1	87	10.9	86	11.0	58	7.8	44	6.5	38	6.0	23	5.3
日原町	72	11.0	58	9.8	58	10.4	53	10.1	28	5.7	35	7.5	20	3.9
柿木村	43	16.9	28	11.5	19	8.1	23	10.6	12	6.0	14	7.4	7	6.0
六日市町	60	8.4	68	10.2	75	10.6	60	9.0	56	8.6	49	7.5	29	5.5
西郷町	195	13.3	211	14.6	202	13.7	123	8.6	120	8.6	117	8.7	109	7.6
布施村	8	10.8	8	11.3	4	5.9	5	9.3	5	9.6	6	12.2	5	5.8
五箇村	37	15.5	30	13.0	33	14.2	36	15.2	16	7.1	13	5.9	13	4.6
都万村	12	4.4	22	9.3	15	6.7	15	6.8	15	7.1	10	4.7	19	5.1
海士町	40	9.4	38	10.0	29	8.2	20	6.2	22	7.5	13	4.7	7	4.6
西ノ島町	80	15.4	76	14.9	77	15.9	41	8.9	17	4.0	27	6.8	11	5.5
知夫村	15	12.4	9	8.4	12	11.2	6	6.9	3	3.6	3	3.9	7	9.3
町村計	4,482		4,015		3,835		3,058		2,441		2,176		2,067	
県計	11,618	15.2	10,247	13.2	9,536	12.1	8,156	10.3	6,959	9.0	6,491	8.5	6,092	8.3

注：出生率は、人口千人あたりの数値。

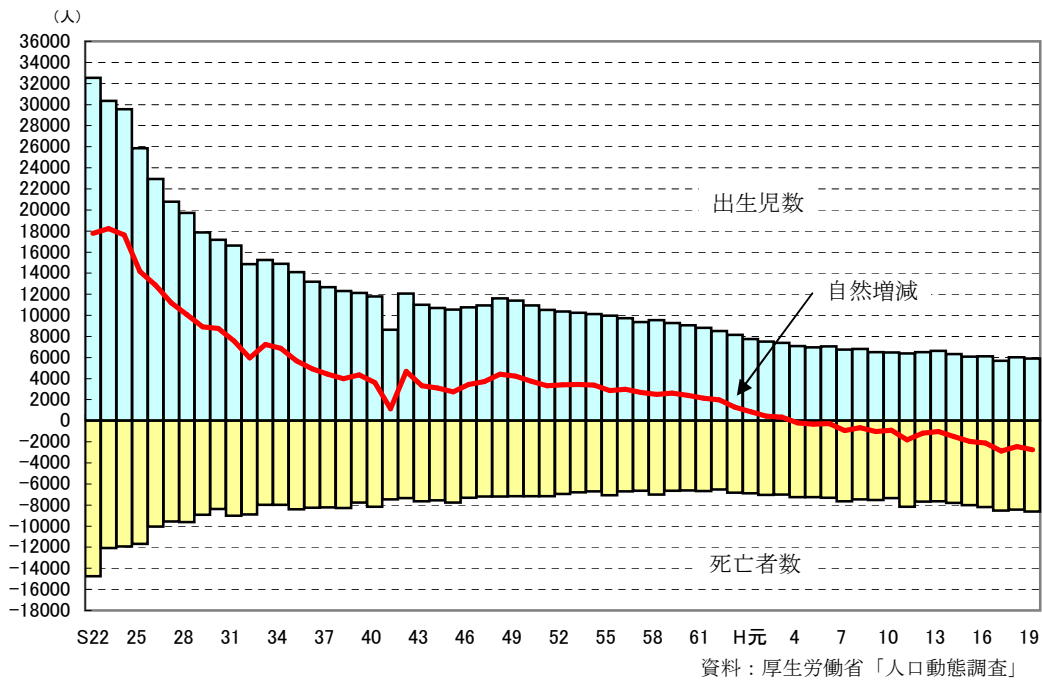
## 年齢階級別人口の年次推移



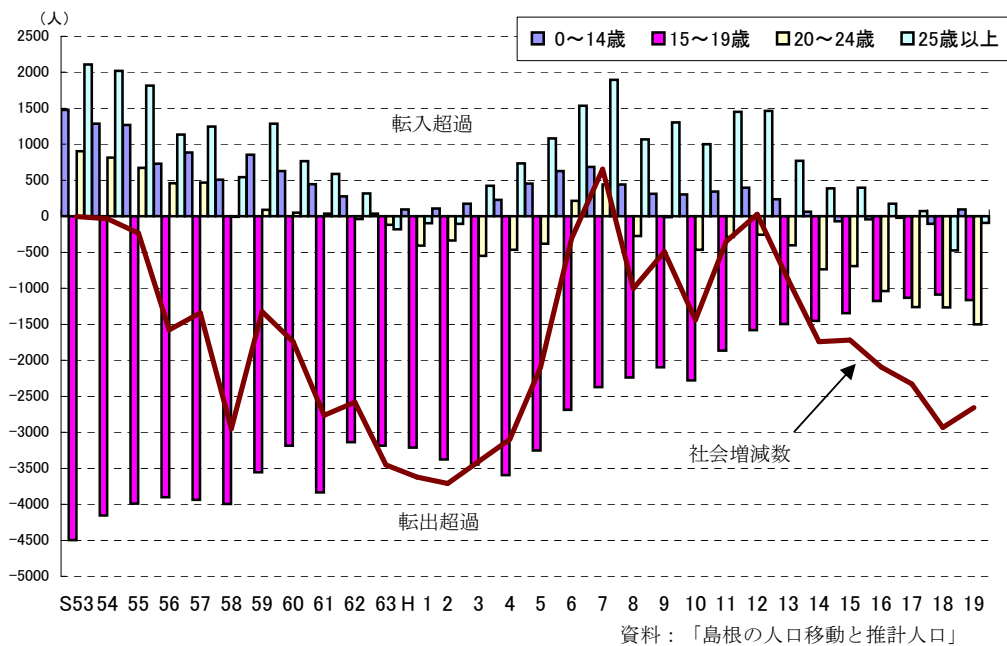
## 出生児数の年次推移



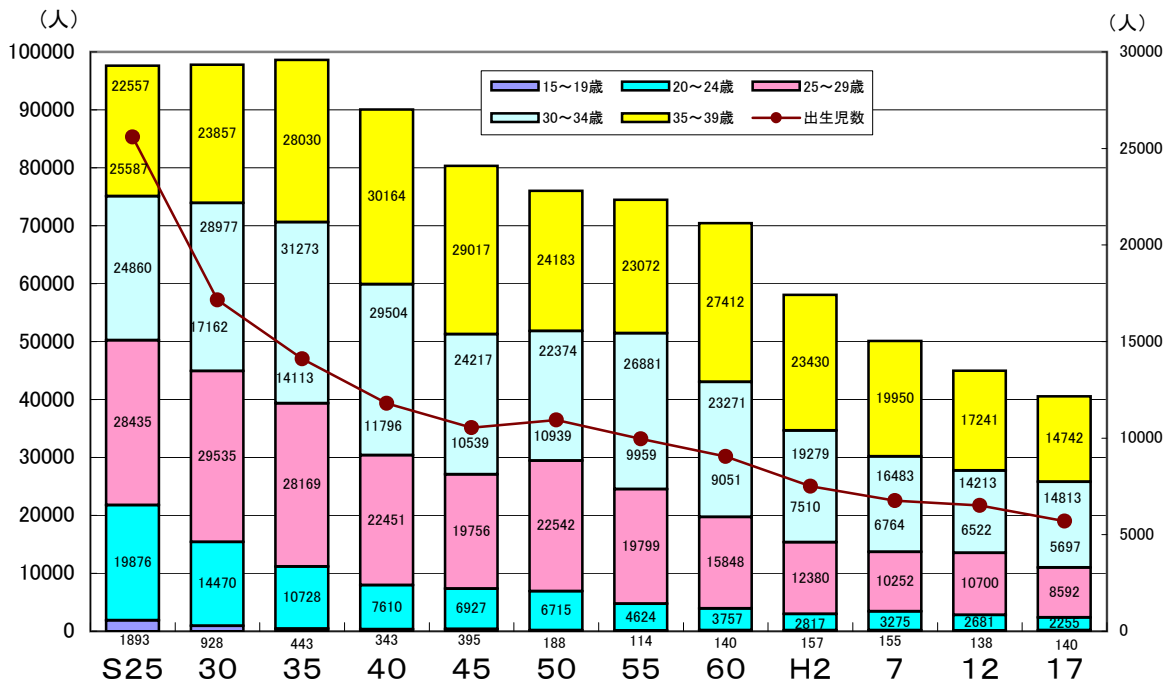
## 自然増減の年次推移



## 社会増減の年次推移

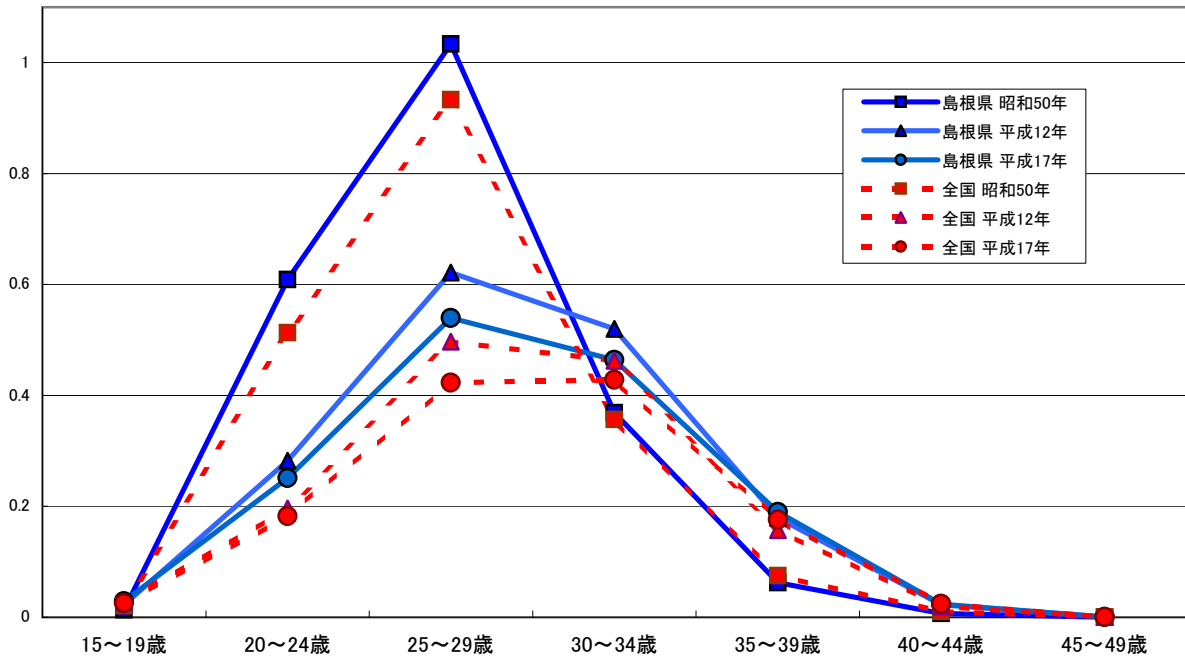


## 有配偶者女性人口と出生児数の年次推移



資料：総務省「国勢調査」／厚生労働省「人口動態調査」

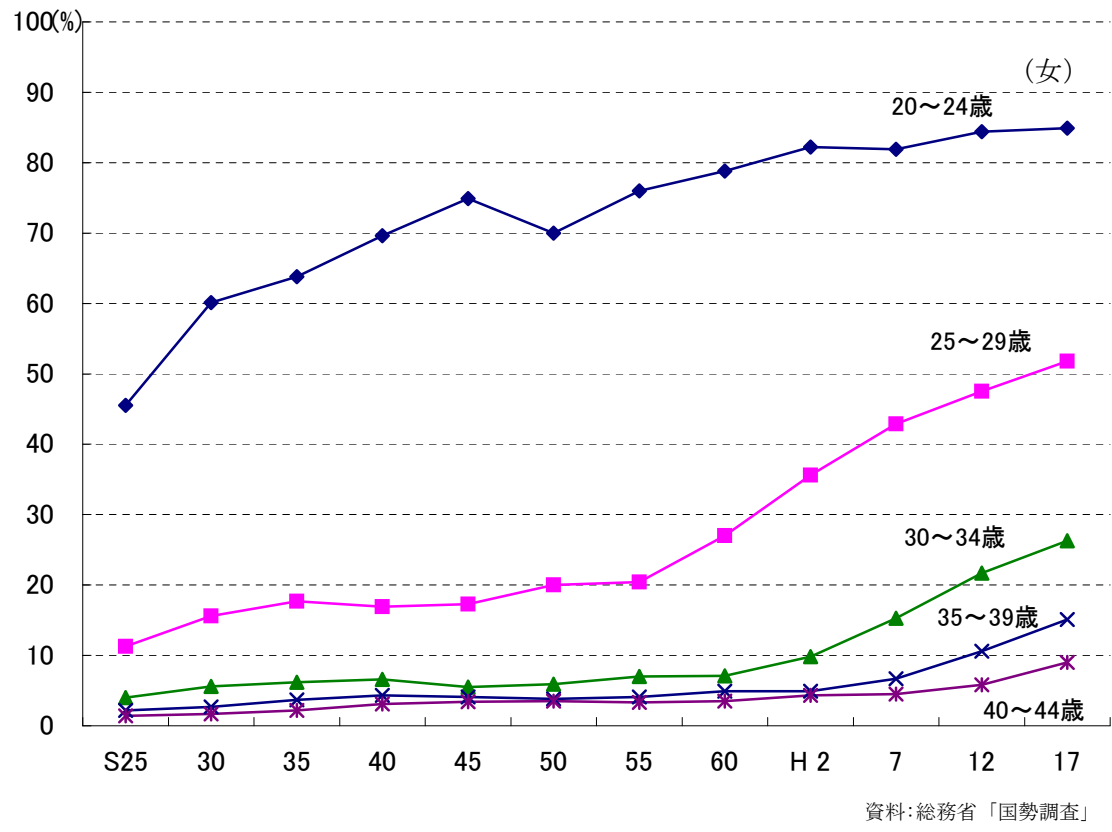
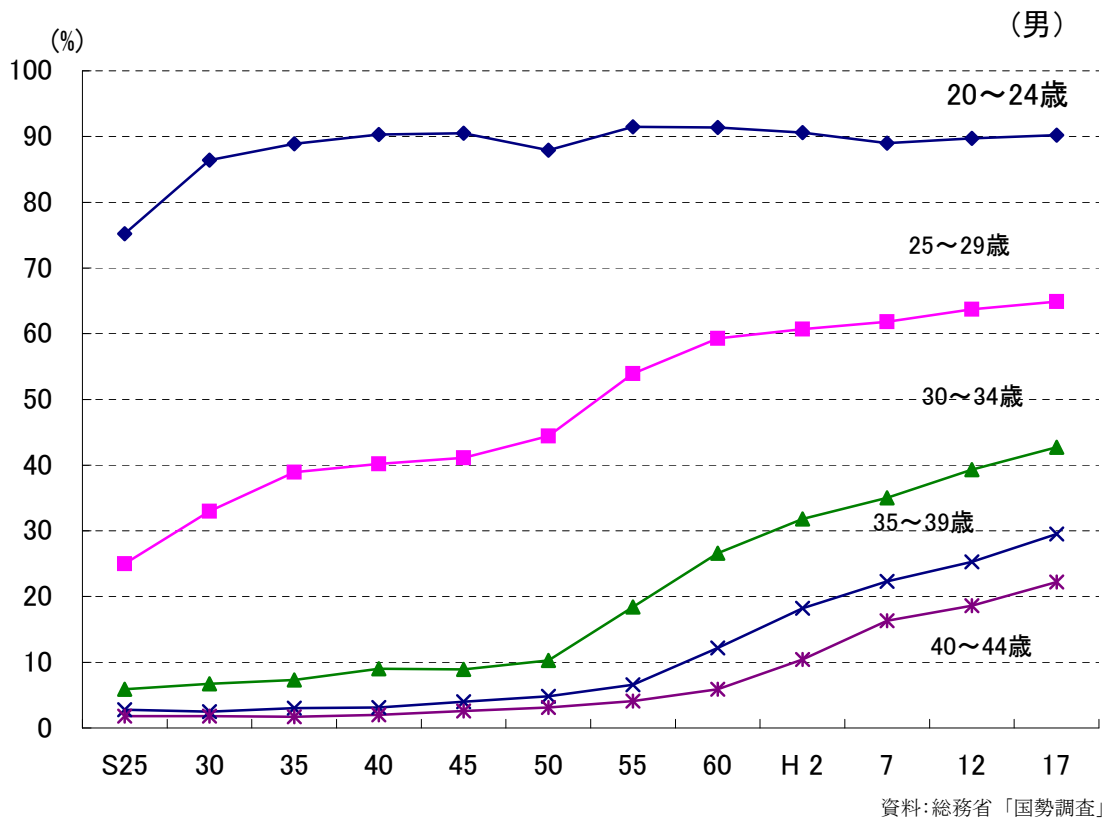
## 母の年齢階級別合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」



# 年齢階級別未婚率の年次推移



県内市町村高齢化率一覧

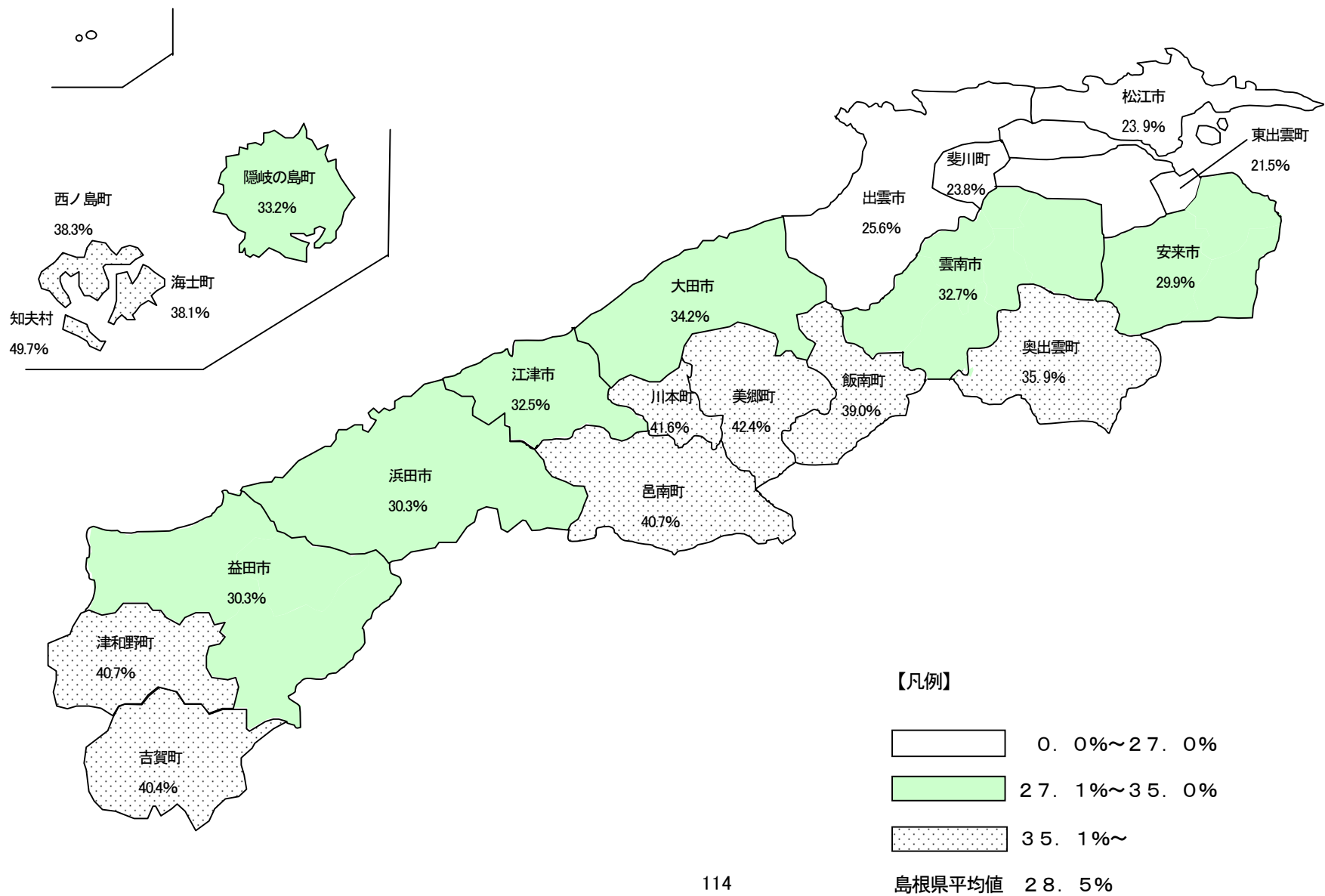
市町村名	H20. 10. 1 (推計人口)										
	総人口	高齢化率				後期高齢化率				20歳以上人口に占める高齢者率	
		65歳以上人口	率	順位	前年比	75歳以上人口	率	順位	前年比		
県計	725,202	206,813	28.5%		0.4%	114,602	15.8%		0.5%	35.0%	
松江市	194,927	46,652	23.9%	19	0.5%	24,287	12.5%	20	0.5%	29.7%	
浜田市	60,683	18,380	30.3%	16	0.6%	10,246	16.9%	15	0.6%	36.5%	
出雲市	145,520	37,310	25.6%	18	0.4%	20,079	13.8%	18	0.5%	31.9%	
益田市	50,464	15,289	30.3%	15	0.7%	8,270	16.4%	16	0.7%	37.1%	
大田市	39,088	13,364	34.2%	11	0.5%	7,889	20.2%	11	0.6%	41.0%	
安来市	42,607	12,734	29.9%	17	0.5%	6,967	16.4%	17	0.5%	36.4%	
江津市	26,481	8,616	32.5%	14	0.4%	4,995	18.9%	14	0.7%	39.4%	
雲南市	42,855	14,003	32.7%	13	0.5%	8,288	19.3%	12	0.6%	39.6%	
東出雲町	14,344	3,079	21.5%	21	0.7%	1,414	9.9%	21	0.4%	27.6%	
奥出雲町	15,068	5,414	35.9%	10	0.3%	3,273	21.7%	10	0.7%	43.6%	
飯南町	5,624	2,192	39.0%	7	0.3%	1,344	23.9%	7	0.7%	46.4%	
斐川町	27,714	6,604	23.8%	20	0.5%	3,470	12.5%	19	0.5%	30.1%	
川本町	4,010	1,670	41.6%	3	0.6%	1,038	25.9%	4	0.3%	48.5%	
美郷町	5,551	2,354	42.4%	2	0.4%	1,489	26.8%	2	0.5%	49.7%	
邑南町	12,235	4,979	40.7%	5	0.3%	3,168	25.9%	3	0.5%	47.9%	
津和野町	8,814	3,589	40.7%	4	0.9%	2,124	24.1%	6	1.1%	47.4%	
吉賀町	6,938	2,802	40.4%	6	0.4%	1,735	25.0%	5	0.5%	47.7%	
海士町	2,449	933	38.1%	9	0.3%	546	22.3%	9	0.4%	44.5%	
西ノ島町	3,242	1,243	38.3%	8	-0.1%	738	22.8%	8	0.1%	43.9%	
知夫村	595	296	49.7%	1	2.8%	163	27.4%	1	1.5%	57.5%	
隠岐の島町	15,993	5,310	33.2%	12	0.5%	3,079	19.3%	13	0.7%	40.1%	

(注) 平成17年国勢調査(第1次基本集計結果:確定値)を基準として算出した推計人口である。

前年比:平成20年高齢化(後期高齢化)率-平成19年高齢化(後期高齢化)率

参考資料:島根県の人口移動と推計人口(平成20年):島根県統計調査課編

# 市町村別高齢化率(平成17年国勢調査を基準とした推計人口)





## 市町村別平均寿命(平成17年)

	男		女	
	人口	平均寿命	人口	平均寿命
島根県	352,260	78.5	385,493	86.6
松江市	94,330	79.2	101,399	86.8
浜田市	29,847	77.3	32,628	86.0
出雲市	69,382	78.9	75,852	86.6
益田市	24,515	77.9	27,576	85.7
大田市	18,848	77.9	21,573	86.2
安来市	20,852	78.7	22,833	87.2
江津市	12,919	77.4	14,555	86.3
雲南市	21,255	79.4	22,886	87.4
東出雲町	6,790	78.6	7,340	87.0
奥出雲町	7,499	78.8	8,216	86.7
飯南町	2,868	78.5	3,077	86.9
斐川町	13,301	78.8	13,949	86.7
川本町	2,040	77.9	2,265	86.2
美郷町	2,760	77.6	3,129	86.1
邑南町	6,024	78.5	6,842	86.7
津和野町	4,363	78.3	5,098	86.0
吉賀町	3,391	78.3	3,937	86.4
海士町	1,266	79.0	1,311	86.9
西ノ島町	1,652	78.6	1,830	86.6
知夫村	335	78.6	389	87.0
隠岐の島町	8,023	77.6	8,809	86.5

資料:「平成17年市区町村別生命表」(厚生労働省)

## ○身体障害者

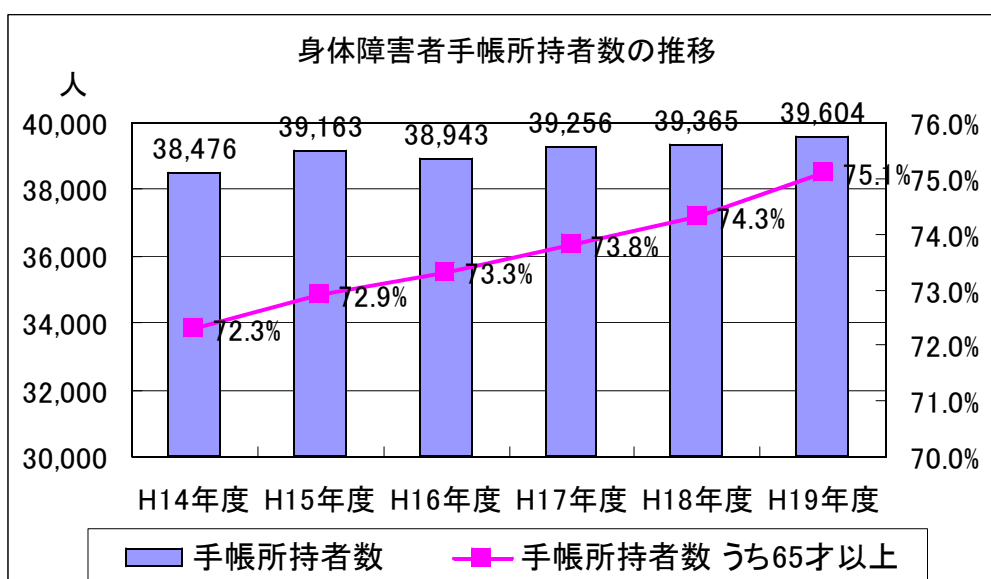
身体障害者手帳所持者数は、平成20年3月31日現在、39,604人となっています。

5年前と比較すると、障害者は1,128人と増加傾向にあります。また、65歳以上の所持者は1,912人と増加しており、手帳所持者の中に占める割合も75.1%を占めるなど高齢化が著しく進んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
手帳所持者数	38,476	39,163	38,943	39,256	39,365	39,604
うち65才以上	27,812	28,560	28,533	28,985	29,254	29,724



障害の種類別では、肢体不自由者が22,343(56.4%)で最も多く、次いで内部障害者(22.1%)、聴覚・音声障害者(13.2%)、視覚障害者(8.3%)となっており、重度障害者が全体の約半数を占めています。

区分	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	1,102	253	5,451	5,710	12,516 (31.6%)
2 級	929	983	4,085	76	6,073 (15.3%)
3 級	224	898	3,785	1,189	6,096 (15.4%)
4 級	210	1,140	5,480	1,786	8,616 (21.8%)
5 級	404	23	2,476	0	2,903 (7.3%)
6 級	408	1,926	1,066		3,400 (8.6%)
合計	3,277 (8.3%)	5,223 (13.2%)	22,343 (56.4%)	8,761 (22.1%)	39,604 (100.0%)

## ○知的障害者

療育手帳所持者数は、平成20年3月31日現在、6,239人となっています。

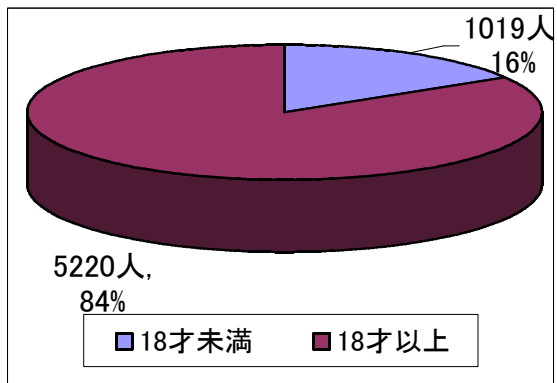
5年前と比較すると、障害者は928人、17.4%と大幅な増加傾向にあります。また、療育手帳A（重度）を所持する方は288人、療育手帳B（中・軽度）を所持する方は640人と増加傾向にあります。

療育手帳所持者推移

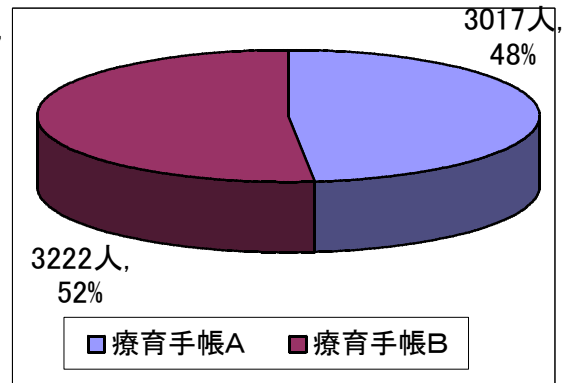
(単位:人)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
療育手帳A	2,729 (51.4%)	2,807 (50.9%)	2,836 (49.9%)	2,908 (49.4%)	2,951 (49.0%)	3,017 (48.4%)
18歳未満	402 (7.6%)	420 (7.6%)	408 (7.2%)	424 (7.2%)	409 (6.8%)	435 (7.0%)
18歳以上	2,327 (43.8%)	2,387 (43.3%)	2,428 (42.7%)	2,484 (42.2%)	2,542 (42.2%)	2,582 (41.4%)
療育手帳B	2,582 (48.6%)	2,711 (49.1%)	2,846 (50.1%)	2,982 (50.6%)	3,071 (51.0%)	3,222 (51.6%)
18歳未満	427 (8.0%)	455 (8.2%)	508 (8.9%)	514 (8.7%)	517 (8.6%)	584 (9.4%)
18歳以上	2,155 (40.6%)	2,256 (40.9%)	2,338 (41.1%)	2,468 (41.9%)	2,554 (42.4%)	2,638 (42.3%)
計	5,311	5,518	5,682	5,890	6,022	6,239

療育手帳所持者年齢構成

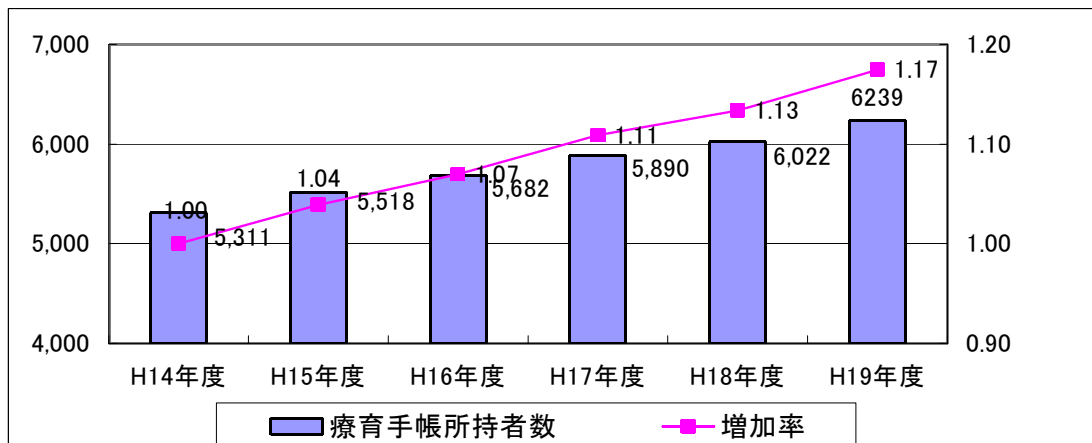


障害者手帳別人数



療育手帳所持者数の推移

(単位:人)



## ○精神障害者

医療機関の利用状況からみた精神障害者数は、平成19年6月30日現在23,235人となっています。

5年前と比較すると、内訳は、通院患者が4,152人の増加となっているのに対し、入院患者が126人の減少となっており、通院医療を受ける患者の数の大幅な増加が見られます。

また、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、5年前と比較すると908人の増加となっていますが、医療機関の利用状況からみた精神障害者の内の14.2%にとどまっています。

精神障害者（通院・入院患者）の推移

(単位:人)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
入院患者数	2,516	2,493	2,459	2,440	2,396	2,390
通院患者数	16,693	17,196	18,068	18,714	20,211	20,845

注：入院患者数・・・厚生労働省「精神保健福祉資料」（各年度6月30日現在）

通院患者数・・・障害者福祉課調べ（各年度6月1ヶ月間の実人数）

障害者手帳所持者数

(単位:人)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
1級所持者数	841	832	868	879	784	802
2級所持者数	1,145	1,277	1,509	1,721	1,673	1,843
3級所持者数	404	483	588	621	594	653
合計	2,390	2,592	2,965	3,221	3,051	3,298

精神障害者（通院・入院患者）の推移

(単位:人)

